

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|---------------------|-------------|----------|--------------------|--|-------------------------------|
| R5.11.8 | 防災普及啓蒙映像製作業務 | 北海道映像記録株式会社 | 8,151,000 | R5.10.16 | R5.10.16 ~ R6.2.29 | 委託業務が企画構成や演出の良否を第一義としており、価格競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 危)危機管理課 011-211-3062 |
| R5.4.12 | 札幌市中途失明者社会適応訓練事業 | 北海道自動車リース株式会社 | 2,226,840 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R5.10.31 | 本件は、現在リース契約を行っている本庁舎公用車の再リース契約を行うものである。 本庁舎公用車の調達については、次期調達のために一般競争入札を実施したものの入札参加者がなく不調に終わっており、現在の世界的な半導体不足等を踏まえると再度入札を実施しても不調となることが見込まれる状況にある。本件再リースは、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第55条第3項に定める要件を満たしていないが、代替手段として検討した同等車両のレンタル契約よりも経済的であると見込まれ、かつ上記状況も鑑みるとやむを得ないものと判断される。 以上から、再リース契約により本庁舎公用車の調達を行うこととし、その場合に調達の相手方が現リース会社である「北海道自動車リース株式会社」に特定されることから、同社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R5.9.20 | 札幌市本庁舎非常用発電機エンジン点検整備業務 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社 | 4,532,000 | R5.9.12 | R5.9.12 ~ R5.12.13 | 非常用発電機エンジンにはメーカー独自のシステム内容があり、機器運転の信頼性確保と電気設備安全管理面から、内容を熟知している者以外に委託することが不可能である。 本登録業者は、この機器を開発製造したメーカーと提携関係にあり、メーカー機器のメンテナンス専門会社であることから、点検整備を行うことができるのはこの1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.3 | 札幌市本庁舎高層用エレベータ保守管理業務 | 株式会社日立ビルシステム | 7,233,600 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が高層用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー(株)日立製作所)が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.3 | 札幌市本庁舎低層用エレベータ保守管理業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 8,561,617 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が低層用及び非常用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー(三菱電機(株))が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.3 | 札幌市本庁舎ゴンドラ保守管理業務 | 日本ゴンドラ株式会社 | 1,482,800 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者がゴンドラに組み込まれた運転制御装置に熟知していることが不可欠である。 この業務を迅速かつ適確に行うには、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術等が必要であり、この業務を実施できる本市登録業者は、上記システム製造・開発元である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.3 | 札幌市本庁舎自動扉(その1)保守管理業務 | フルテック株式会社 | 1,183,600 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 左記業者は本庁舎に設置の自動扉(その1)の、設計及び製造を行ったメーカーの保守専門業者であり、機器の運転の信頼性の確保及び安全管理の面から当該業者以外に委託することが不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.17 | 札幌市本庁舎じん茶収集運搬業務(資源化ごみ) | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 4,928,550 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市競争入札参加資格者のうち、事業系一般廃棄物の収集運搬業者かつ処分許可業者であるのは、上記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.10 | 札幌市本庁舎清掃業務4 | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 87,406,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R6.4.17 | 札幌市本庁舎電話設備維持管理業務 | 岩通ネットワークソリューション株式会社 | 1,970,738 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が各階の岩崎通信機(株)製の電話交換機に組み込まれたプログラムの設定を変更することが不可欠である。 この作業において、他の業者がそれを変更することは、岩崎通信機(株)が独自開発したプログラムの把握・改定や、トラブル発生時の責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、他業者への発注は不可能であり、この業務を実施できる本市登録業者は、システム製造・開発元である岩崎通信機(株)から業務の承継を受けている左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部庁舎管理課 011-211-2052 |
| R5.5.17 | BizRobo!ライセンス特別版運用保守及び導入支援業務 | RPAテクノロジーズ株式会社 | 2,904,000 | R5.4.21 | R5.4.21 ~ R6.3.31 | RPの導入にあたり、過去の導入実績において安定した稼働実績があり、かつ、他製品では備えていないバックグラウンド処理可能なBizRobo!を使用することが最も業務効率化に資すると判断される。また、調達対象となるライセンスは、札幌市のネットワーク環境に合わせた特別版のライセンスであり、これは当該RPA(BizRobo!)のライセンサー(ライセンス供給者)であるRPAテクノロジーズ(株)にしか提供できないものである。 したがって、同社は本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の調達は同社から見積書を徴収して行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |
| R6.4.17 | 生活保護のケースワーカー業務に係るBPR支援業務 | 株式会社ガバメイツ | 8,212,600 | R5.8.30 | R5.8.30 ~ R6.3.29 | 本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会で選定された左記事業者を相手方とする随意契約(特命)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |
| R5.12.20 | 令和5年度札幌市組織改革支援業務 | 株式会社リンクアンドモチベーション | 14,576,100 | R5.8.31 | R5.9.1 ~ R6.3.29 | 本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会で選定された左記事業者を相手方とする随意契約(特命)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |
| R6.4.17 | 札幌市行政事務センター運営業務 | TOPPAN株式会社 | 627,550,000 | R6.2.29 | R6.4.1 ~ R11.3.31 | 本業務は、センターが代替する行政事務については、受託者に対して効率性・生産性の観点と、正確性・安全性の観点とをそれぞれ高いレベルで求める業務であり、ICTの活用など高度な技術力があれば更なる効率化につながるものである。また、いかに同種の定型作業を追加してスケールメリットが発揮できるか、受託前以上に標準化・効率化を検討し、費用対効果を算出できるか等、追加業務の検討を行うにあたっては幅広い知見、総合的な提案力・実行力等を求められる役割である。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争を実施することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|---------------|-------------|---------|------------------|---|--------------------------------|
| R6.5.1 | AIによる自動音声文字起こしサービス提供業務 | 株式会社時空テクノロジーズ | 1,914,000 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、庁内で多く開催される会議に係る事務の効率化に向けた、AIによる自動音声文字起こしサービスの提供業務である。 サービス導入にあたり、効率的な会議録作成、セキュリティ上の安全性等の観点から下記の3点を必須条件とした。 ・ 音声リアルタイムで認識し自動でテキストに変換でき、また収集データをPCで編集可能なこと ・ 持ち運びが簡易な小型端末であり、端末単体でサービスの機能を持っていること ・ 端末とクラウドサーバー間の通信およびクラウド上の保管データは暗号化されており、セキュリティ上の安全性を客観的に確認できる認証を取得していること 以上の3点を満たすサービスは、現状として「ログミーツ」しか存在せず、同サービスの提供は「株式会社時空テクノロジーズ」のみが行っており、本業務を履行できる唯一の事業者である。したがって、特定のでなければ供給することのできないものであり、競争入札による調達に適用しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の調達は本社から見積書を徴収して行うこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |
| R6.4.17 | 札幌市証明郵便センター運営業務 | TOPPAN株式会社 | 228,000,000 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.9.13 | ・ 本業務は、証明郵便サービス業務における本市職員が必ずしも対応する必要のない業務を一括して集中的に処理する証明郵便センターを運営するとともに、業務の均質化・効率化など民間の知見・ノウハウを活かした継続的な業務改善を図るものである。 ・ 令和4年10月のセンター開設当初は、事務の滞留が発生しており、委託者と受託者双方において必要な取組を協議しながら業務改善を続けてきた経緯がある。また、令和6年3月に戸籍法の一部を改正する法律が施行され、広域交付制度の導入を始めとした制度変更があったほか、今後のオンライン化に向け遅滞なく対応していく必要がある。さらに、市民サービスの向上の観点から、デジタルを活用した業務フローの検討も含め、発送期間の更なる短縮などが急務となっており、より一層の業務改善に向け、業務プロセスの分析や双方の体制の効率化などを検討してきたこと。 ・ 今回、競争入札により調達を行うことにより、これまで双方において安定運営や業務改善に向けて検討・実施してきた業務の実施方法や検討内容が失われ、再度、業務の滞留が発生し、市民サービスに著しい悪影響を及ぼすことが想定される。 ・ また、既存契約に引き続く契約となるため、初期投資に係る経費や既存の環境等を活用することにより、他社と比較して安価に契約が締結可能であることから、一般競争に付することにはなじまないと考えられる。 ・ ついては、現事業者であるTOPPAN株式会社東日本事業部北海道事業部を参加者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に基づき特定随意契約により調達を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 行政部改革推進室推進課 011-211-2061 |
| R6.2.28 | 札幌国際交流館ライラックホール電動式移動観覧席経年劣化部品交換修繕 | KSS株式会社 | 2,640,000 | R6.2.9 | R6.2.9 ~ R6.3.31 | 本業務対象である札幌国際交流館ライラックホールには、コトバキシーティング株式会社の移動観覧席が設置されている。対象設備は施設開設時に設置され、その後の定期的な保守点検、整備及び修繕業務はコトバキシーティング株式会社メンテナンス業務を全国で唯一担当している選定業者が実施しており、現在の設備を正確に把握し、安全かつ確実に履行できる事業者は選定業者以外に存在しない。以上の理由により、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、契約の性質が競争入札に適さないことから、KSS株式会社を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 国際部交流課 011-211-2032 |
| R6.4.17 | 令和6年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務 | 公益財団法人札幌国際プラザ | 31,570,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月から設置している外国人生活者等を対象に暮らしに関わる情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運営業務である。 本業務については、1 これまでも外国人からの様々な相談に対応している経験があり、高いノウハウを有していること、2 外国人特有の問題を解消するために欠かせない、行政を始めとする各関係機関や専門機関、市民団体とのネットワークを有しているほか、既に在住外国人から認知されており、効果的・効率的な運営が期待できること、3 やさしい日本語を含む多言語対応能力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有していること、4 札幌市が推進する多文化共生施策と連携し、一体となって実施する必要があることが求められる。 これらすべての条件を満たす者は、当該相談窓口の設置以前から、地域国際化協会として、外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた(公財)札幌国際プラザがいない。 なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度から本業務の委託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対応するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 国際部国際課 011-211-2032 |
| R5.7.26 | 広報さっぽろデザイン検討業務 | 株式会社アンバサンド | 2,453,000 | R5.3.1 | R5.3.1 ~ R5.3.31 | 本市が設置する企画競争実施委員会が、企画提案内容を客観的かつ総合的に評価、採点し、最低基準点(委員の総合計点の5割)を超え、最も得点の高い提案をした者を、本業務にかかる契約の優先交渉団体として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R5.5.17 | 情報誌「poroco」を活用した「いい人いい街 住まいにちなみ」プロジェクトの記事広告掲載等業務 | 株式会社えんれいしゃ | 1,782,000 | R5.4.4 | R5.4.4 ~ R5.9.30 | 本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25~49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。今後、本市が発展を遂げていくためのまちづくりの重要概念である共生社会の実現に向けて、市民による未来志向の意識醸成を図るためには、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年~中年層の女性をターゲットとすることから、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしゃに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|----------------|-----------|-----------|------------------------|---|----------------------------|
| R5. 7. 26 | 札幌市公式ホームページ運用システム問い合わせ情報データ出力機能追加回収業務 | 株式会社大塚商会 | 2,948,000 | R5. 7. 20 | R5. 7. 20 ~ R5. 10. 31 | 本業務は、「札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)」の問い合わせ管理画面に問い合わせ内容の一覧データ出力機能を導入するものである。 札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を提供できるとともに、市民が必要とする情報を素早く提供できるという、高い即時性を持つ媒体であり、市民への円滑かつ速やかな情報提供を確保するために、非常に高い安定性と確実性が求められる。 システムは、パッケージ製品に本市独自の機能を追加しており、本業務を確実に実施し、かつ安定した運用を実現するためには、受託者がシステムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。 受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。 そのため、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している(株)大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6. 1. 10 | サッポロスマイルロゴマーク商標登録出願等業務 | 橋本国際特許事務所 | 2,119,500 | R5. 8. 3 | R5. 8. 3 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、平成26年2月及び平成27年10月に商標登録を行っているサッポロスマイルロゴマークの商標権が令和6年2月及び令和7年10月に更新時期を迎えることから、今後も継続して同ロゴマークを活用したシティブロモットを実施するとともに、商標権を統合することで管理の簡便化及び手続き費用の低廉化を図ることを目的に、商標登録に関する手続きを行うものである。 同ロゴマークは、平成26年2月に本市が商標登録出願を行った際、特許庁よりサッポロホールディングス株式会社(以下、「SH」という。)の所有する商標との類似を指摘され、登録を拒絶されている。当時、本業務の相手方を想定している橋本国際特許事務所が、SHとの繊細な協議・調整を行い、出願人をSHへ変更した上で、本市が同ロゴマークを活用できるよう業務を遂行した経緯があり、本業務においても、既存の登録区分や出願の経緯を十分に把握している当該法人が適任であるとSHから指定されている。 上記経緯や出願人の指定を受けていることを踏まえ、本業務を円滑に遂行できるのは、当該法人以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6. 1. 10 | 情報誌「poroco」を活用した「いい人いい街#まいにち金メダル」プロジェクトの記事広告掲載等業務 | 株式会社えんれいしゃ | 1,782,000 | R5. 9. 22 | R5. 10. 1 ~ R6. 3. 31 | 本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌である。 「poroco」の中心読者層は札幌に居住する25～49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。 今後、本市が発展を遂げていくためのまちづくりの重要概念である共生社会の実現に向けて、市民による未来志向の意識醸成を図るためには、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。 なお、媒体を情報誌としたことについては、当該情報誌が有料媒体であることで、情報への信頼度も高く、物理的に手元に残ることから、高い反復効果も期待できる。さらにはWebとの連携として、本業務で得られる記事のデータを、市公式ホームページへ掲載することで、ターゲット以外の層への情報提供も行う。 porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしゃに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6. 2. 14 | 札幌市公式ホームページリニューアルに係る全ファイル解析、検討項目等整理業務 | アライド・ブレインズ株式会社 | 2,399,977 | R5. 10. 3 | R5. 10. 3 ~ R5. 12. 28 | 今回実施する業務は、令和6年度から本格的に始動するリニューアルに向けてのコンサルティング業務の前準備として、市HPの全ファイル解析を改めて実施し、前段の取組の結果を踏まえた最新の課題・課題を洗い出し、リニューアルに向けた重要度、優先度、対象範囲の確認及び検討を行い、リニューアル方針策定に向けた整理、スケジュール作成を行うものである。これは、来年度以降実施するコンサルティング業務、CMSを入れ替えるプロジェクトを短期間で確実に進めるにあたり、極めて重要な基礎資料、計画となるものであり、新ホームページのサイト設計、情報分類を考えるうえで非常に重要なものである。そのため、公的機関のホームページに関する幅広い知見を有し、調査、分析、改善等の支援業務の実績を十分に有する業者に委託することが必要不可欠である。 選定事業者であるアライド・ブレインズ株式会社は、以下3つの点で本業務を実施できる唯一の事業者である。 1. 「CRONOS2」は、公的機関のホームページ解析に特化した選定事業者独自開発のものである。今後のリニューアルにあたり、全ページ、全ファイルの現状の品質を様々な角度から把握しておくことが必須であり、このシステムはアクセシビリティ、ユーザビリティの現状分析に必要な項目を網羅しており、品質把握が可能なものである。このように全ファイルを一度に短期間で解析できるシステムはほかに存在しない。 2. CMS事業者と取引関係がなく、公平な視点でCMS入替えに向けたリニューアルの方針検討を行うことができることと、自治体ホームページコンサルを専門として非常に多くの受注実績があり、公的機関のホームページに精通している。 3. 同社は、全公的機関のホームページが対応すべき基準である「ウェブアクセシビリティJIS規格」の制定に携わったほか、総務省が発注した自治体がJIS規格に対応するための指針である「総務省 みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」の作成受託、同省発注の「公的機関のウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況に関する調査研究」を2016年度から毎年受託するなど、JIS規格や総務省が進める公的機関のウェブアクセシビリティに関する最新のノウハウ等を多数持ち合わせている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (総) 広報部広報課 011-211-2036 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-------------|------------|----------|--------------------|---|---------------------------|
| R6.1.10 | 「まちのミライ」ムーブメント創出業務 | 株式会社コンサドール | 13,358,400 | R5.12.20 | R5.12.20 ~ R6.3.29 | 本市では、第2次まちづくり戦略ビジョンを策定し、持続可能で魅力あるまちづくりを目指している。行政のみならず市民、企業などの多様な主体が連携し、ともに取り組んでいくことが不可欠で、本市が掲げるまちづくりの重要概念「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」について、その意味や取り組み内容を広く周知・共有を図り、関心を高めることが肝要である。本事業では、令和4年度に広報部で実施したスポーツによるまちづくりプロジェクト業務(以下、「当該プロジェクト」という)のスキームを活用することで、効果的にさまざまな角度から発信できるものとする。当該プロジェクトは、市内プロスポーツチームと道内民放9局による応援チームを結成し「スポーツ」をキーにまちづくりを進めるもので、統一的なロゴやキャッチコピーを使用し、番組やCMの制作・放送、イベントへのブース出展等を実施してきた。また、他部局により、札幌ドームとコンサドールのパートナーシップ締結、スポーツ局によるシンポジウム、企業のDX推進とデジタル人材育成の官民連携、「NoMaps SPORTS」内イベント、レバンガ北海道と中央バスとの連携によるラッピングバス走行など広がりを見せており、当該プロジェクトの継続は本市のまちづくり推進の更なる波及効果が期待できる。よって、本市のまちづくりの重要概念の広く周知・共有を図るためには、既にまちづくり推進のための大きな「うねり」を作り出している当該プロジェクトを活用することが、より効果的であり、特に「ユニバーサル(共生)」「ウェルネス(健康)」分野に関しては強い訴求力が期待できる。本事業の契約相手先となる株式会社コンサドールは、四半世紀にわたり北海道でサッカークラブを運営し、所属選手に関する権利を独占的に有している。また、札幌のスポーツ界において核となる存在であり、他のプロスポーツチームや地元民放各社の取りまとめを担っている。今般実施する本事業においては、選手の出演の調整や、市内プロスポーツチームと道内民放9局を取りまとめ、テレビ番組やCMの制作・放送などの調整を円滑に行う必要がある。また、同社は今後も長きにわたって連携して札幌市の未来のまちづくりを考えていくことのできる相手であると判断される。以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.1.10 | 海外来客者向け贈品用ティプロモーションブック制作業務 | 株式会社北海道博報堂 | 5,500,000 | R5.12.27 | R5.12.27 ~ R6.3.27 | 本業務は、高度な企画能力、高い創造性及びデザイン性、知識や経験が必要になるため、契約候補者を選定するため公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.2.14 | 民間ビッグデータを活用したデータドリブン型政策立案・情報発信に係る基礎調査業務 | 楽天グループ株式会社 | 4,400,000 | R6.1.26 | R6.1.26 ~ R6.3.29 | 本業務は、ビッグデータの用意、選別をはじめ実践的な研修を実施するものであり、それらに係る知識と高度な企画能力、高い創造性、豊富な経験が必要になることから、価格による競争入札等は適さず、公募型企画競争により契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.2.21 | 札幌・北海道のGX推進に係るイメージ映像制作業務 | アイビープラス株式会社 | 3,905,000 | R6.2.14 | R6.2.14 ~ R6.3.27 | 本業務は、高度な企画・編集能力、専門的な知識や経験が必要となり、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する必要があることから、価格による競争入札等には適さないと考えられるため、公募型企画競争を実施することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | レバンガ北海道のホームゲームにおける「SAPPORO SMILE DAYS」実施業務 | 株式会社レバンガ北海道 | 3,099,000 | R6.3.21 | R6.3.21 ~ R6.3.31 | 本事業は、市民とともに持続可能なまちづくりを進め、発展を遂げていくため札幌市広報課が実施している(1)市民一人ひとりが札幌の魅力を再発見し市内外に発信する「サッポロスマイルプロジェクト」(2)多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取組である「いいいい街#まいにち金メダルプロジェクト」(3)各メディア、各スポーツチームと連携し、スポーツの持つさまざまなチカラを活用しまちづくりを進めていく「スポーツのチカラ・まちのミライプロジェクト」の3プロジェクトの周知を通じ、広く市民と共有、参画していただき、市民の未来志向の機運の醸成を官民一体で加速度的に図っていくことを目的に実施。本契約相手方の株式会社レバンガ北海道は、『北海道から「人」に「社会」に感動を届け、世の中を笑顔にする。』を企業理念に、2011年から札幌をホームタウンとするプロバスケットボールチームを運営し、試合における平均入場者数は1,700人余と、B1リーグ上位につけているとともに、地域に密着の取り組みとして学校や病院訪問、北海道の子どもの未来を支える取り組みの「LEVANGA ACTION」など、バスケットボールを通して上記3プロジェクトの理念を形にする活動を多数実施。また、同社は「サッポロスマイルパートナーズ」への登録をはじめ「さっぽろの『笑顔になれるまちづくり』の実現に向けた連携協定」の締結、「スポーツによるまちづくり」応援宣言など、上記プロジェクトへ積極的に参画し、今後も長きにわたって連携して札幌市の未来のまちづくりを考えていくことのできる企業。今般、同社は令和5年4月に開催する同チームのホームゲームで、選手自らが主体となって企画を考え、試合でオリジナルユニフォームを着用したり、オリジナルグッズを作成・配布したりする「選手プロデュース」を実施予定であることから、この機会を活用して3プロジェクトのPR活動を実施することで、より市民の興味を惹き、市民のプロジェクト参画に結びつけることができると期待され、株式会社レバンガ北海道と連携することで、的確なタイミングで、試合、選手、ロゴなどの同社が持ち得るツールを積極的かつ柔軟に活用し、周知開発することが可能である。以上から、適切な時期に幅広く市民に上記3プロジェクトの参画を促すことのできるのは、株式会社レバンガ北海道以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.10 | 令和6年度札幌市公式ホームページ運用等業務 | 株式会社大塚商会 | 10,930,920 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市公式ホームページ、「札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)」及びサーバーの運用管理を安定的かつ確実にを行うことを目的としている。 市公式ホームページ及びシステムに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、市公式ホームページ及びシステムの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 システムはパッケージ製品(CMS-8341)に本市独自の機能を追加しているため、本業務を迅速かつ安全、確実に遂行するためには、システムやサーバーの全体構成、設計仕様、運用実態を総合的に把握、理解している必要がある。特に障害発生時には、システム・サーバー・ネットワーク等の全体の稼働状態から発生原因を迅速に特定し、確実に対処する必要がある。 当該事業者は、平成22年度に実施したシステム構築及び構築当初からの保守業務に携わっており、システム全体設計及び運用状況を熟知しており、サーバーやネットワーク環境に関する十分な知識も有しており、上述の条件を満たしている。 また、他事業者が同様の条件を満たすためには、システムやサーバー、ネットワーク構成の詳細情報を開示する必要があるが、構築・改修に関するノウハウに加えてCMS-8341へのカスタマイズに関しては元のパッケージ製品の著作権も含まれる上、本市イントラネットのネットワーク構成などのセキュリティ情報が含まれるため、公に情報開示できないと判断される。 以上ことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報ラジオ番組「スマイルさっぽろリターンズ」制作放送業務 | 株式会社北海道博報堂 | 2,200,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|------------------|------------|---------|--------------------|--|--------------------------------|
| R6.4.17 | 令和6年度広報ラジオ番組「じゅんきのさつほろ世間話」制作放送業務 | 株式会社電通北海道 | 2,999,700 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報ラジオ番組「突撃! サッポロロッキー」制作放送業務 | 株式会社アド・ビューロー岩泉 | 1,299,980 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報ラジオ番組「GrooveSAPP_R0」制作放送業務 | 株式会社アド・ビューロー岩泉 | 1,299,980 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報テレビ番組「ウォッチング札幌NEXT100」制作放送業務 | 北海道クリエイティブ株式会社 | 10,982,400 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報テレビ番組「札幌ふるさと再発見」制作放送業務 | 株式会社北海道博報堂 | 11,499,840 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度広報テレビ番組「サッポロスマイル」制作放送業務 | 株式会社ノヴェロ | 10,999,560 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 令和6年度「まいにち金メダル」プロジェクト実施業務 | 株式会社伸クオナムアレンジメント | 11,000,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | テレビ・ラジオ等広報媒体を通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠を確保し、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.10 | 令和6年度広報誌レイアウト制作業務 | 株式会社アンパサンド | 9,662,400 | R6.3.29 | R6.3.29 ~ R7.3.31 | 広報さつほろは、幅広い世代の方々を読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。 そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定に当たっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。 企画競争実施委員会が実施した審査において、各委員の採点により、最低基準点(当日の出席委員数×170点×0.5)を超え、最も点数が高かったため、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R5.5.17 | 令和5年度声の集約システム改修業務 | 株式会社エストコスモ | 6,457,000 | R5.4.27 | R5.4.27 ~ R6.1.31 | 本業務は既存システムの改修であることから、本業務を実施するにあたっては、本システムの機能の詳細及び運用状況等に対する高い熟知性を有していることが必要である。 当該業者は、本システムの構築・保守を行っている業者であり、過去にも機能改善を目的とした改修を受託している。これまで当該業者による保守・改修を重ねた本システムの機能の詳細及び運用状況を詳細に把握しているのは、当該業者しかなく、他に本業務を履行できる業者はない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045 |
| R6.4.10 | 令和6年度法律相談業務 | 札幌弁護士会 | 10,648,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務の実施に当たっては、市役所本庁舎及び区役所(9区)に弁護士を毎日2名・年間242日派遣する必要があり、当該業務を安定的に履行することが可能な者は、800名を超える弁護士が加入している札幌弁護士会以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045 |
| R5.5.10 | 令和5年度マネジメント研修指導業務 | 株式会社日本マンパワー | 5,053,400 | R5.4.28 | R5.4.28 ~ R5.8.31 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適用しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 職員部人事課 011-211-2072 |
| R5.8.9 | 令和5年度出前研修(きく力・伝える力向上編)指導業務 | 株式会社日本マンパワー | 1,432,200 | R5.7.13 | R5.7.13 ~ R5.12.13 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適用しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 職員部人事課 011-211-2072 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|--------------------|-------------|-----------|------------------------|---|--------------------------|
| R6. 4. 3 | 令和6年度新採用職員前期研修(市民対応)指導業務【対面】 | 株式会社バトス | 1,757,259 | R6. 3. 7 | R6. 3. 7 ~ R6. 10. 31 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部人事課 011-211-2072 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度新採用職員前期研修(仕事の基礎知識)指導業務【対面】 | 株式会社バトス | 1,697,859 | R6. 3. 7 | R6. 3. 7 ~ R6. 10. 31 | 職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部人事課 011-211-2072 |
| R5. 5. 24 | 人事給与システムの通勤支給修正画面改修業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 1,298,000 | R5. 5. 12 | R5. 5. 12 ~ R5. 9. 30 | 本業務は、既に契約を締結した借受物品、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R5. 5. 31 | 定年延長に係る人事給与システム改修業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 3,872,000 | R5. 5. 12 | R5. 5. 12 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステムの回収業務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R5. 5. 31 | 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 102,520,000 | R5. 5. 12 | R5. 5. 12 ~ R6. 10. 31 | 本業務は、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステムの回収業務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 4. 3 | 人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借(再リース) | F L C S株式会社 | 1,695,672 | R5. 6. 28 | R5. 7. 1 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステム機器のリース期間の延長であることから、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 2. 21 | 勤動手当支給を可能とする会計年度任用職員給与計算システム改修 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 7,205,000 | R6. 1. 23 | R6. 1. 23 ~ R6. 6. 30 | 本業務は、既に契約を締結した役務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。)により調達するシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に直接して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達した相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。加えて、選定事業者以外の場合、要件定義の段階において、本市独自の人事給与制度や業務フローを理解するために各種ヒアリングを要するため、本業務の開発・テスト期間を考慮すると、制度施行までに本業務を達成することが困難となる可能性がある。よって、本業務は選定事業者から調達する必要があることから、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 4. 3 | 人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借(再リース) | F L C S株式会社 | 1,695,672 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステム機器のリース期間の延長であることから、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 4. 10 | 人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借(再リース) | F L C S株式会社 | 1,695,672 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステム機器のリース期間の延長であることから、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 4. 10 | 令和6年度会計年度任用職員システム運用保守業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 2,370,060 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R6. 12. 31 | 本業務は、既に契約を締結した役務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。)により調達するシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に直接して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達した相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |
| R6. 4. 10 | 令和6年度人事給与、庶務事務システム機器等の保守業務 | F L C S株式会社 | 6,808,032 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R6. 12. 31 | 本業務は、既に契約を締結した借受物品、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)職員部勤労課 011-211-2082 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|---------------------|-------------|---------|-------------------|---|----------------------------|
| R6.4.10 | 令和6年度 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム運用保守業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 109,313,600 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、既に契約を締結した役務、「人事給与・庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」、「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」及び「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」(以下「既契約特定役務」という。))により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同様の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 総) 職員部勤労課 011-211-2082 |
| R5.9.13 | 首都圏シティブロモーション業務 | 株式会社読売エージェンシー北海道支社 | 12,925,000 | R5.9.1 | R5.9.1 ~ R6.3.31 | 東京事務所では、首都圏において本市の魅力発信し、さっぽろファンをより積極的に増やすとともに、将来的な人材確保に向けた基盤強化を進めることが重要である。 本業務においては、さっぽろファンの拡大を目的とした一連の取組を、民間事業者の知見の活用や柔軟な業務執行など、効率的・効果的なシティブロモーションが必要であることから、公募型企画競争を実施することとした。 このたび、1者から応募があり、企画競争実施委員会が実施したプレゼンテーション審査において、各委員の採点による得点が最低基準点(6割)を超えたことから、当該事業者を契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 東京事務所 03-3216-5090 |
| R5.9.20 | デジタル活用支援講習会申込受付及び講師業務 | ソフトバンク株式会社 | 11,646,610 | R5.9.1 | R5.9.1 ~ R6.3.31 | 本市では、令和3年度よりソフトバンク株式会社と連携し、デジタル活用支援推進事業を実施しており、令和5年6月には「デジタルデバインド解消及びICTによる地域課題解決等のための事業連携に関する協定(以下「協定」という。))」を締結したところである。 本業務は、令和5年度「情報通信技術講習事業費補助金(文部科学省)」を活用しながら、本市のDX推進の課題となっているデジタルデバインドの解消及び協定の目的である「市民のデジタル機器の利活用の推進と地域全体のDXの推進」の達成に向け、スマホ教室等の実施に係る申込受付及び講師業務を行うものであり、市民のニーズに併せて携帯ショップ、公共施設、MaaS車両など多様な会場で実施する必要がある。 さらに、申込受付業務と講師派遣業務は、業務全体の進捗管理や業務間の調整の効率化を図るためには切り離せない業務であり、これらを実施し目的達成ができる者は上記選定事業者のみである。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適用しないものとして随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) デジタル企画課 011-211-2136 |
| R5.6.7 | システム標準化 Fit&Gap 分析業務(戸籍) | リコージャパン株式会社 | 10,939,500 | R5.5.30 | R5.5.30 ~ R5.9.30 | 業務の実施にあたっては、現在本市の戸籍業務に利用しているパッケージシステムについて熟知し、システム仕様の詳細を把握している必要がある。本市では左記事業者のシステムを利用しており、左記事業者以外のものが業務を実施することはできない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.2.14 | 令和5年度証明書コンビニ交付システム保守業務(2月~3月) | 富士通 J a p a n 株式会社 | 2,014,100 | R6.1.31 | R6.2.1 ~ R6.3.31 | 証明書コンビニ交付サービスは、稼働が停止した際の市民への影響が非常に大きく、稼働安定性とサービス停止時間の極小化が重要である。 証明書コンビニ交付サービスで利用しているシステムは、富士通Japan社の「MICJET」を基本としながらも、これを札幌市の仕様に基づき独自のカスタマイズを行っている。そのため、運用及び保守には専門的知識と技術を要することから、当該システムのカスタマイズを行った富士通Japan社以外では対応が不可能である。また、稼働安定性とサービス停止時間の極小化を実現するためには、ハードウェアとシステムの稼働状況の監視及び障害対応等の運用・保守を一体的に行う必要があり、これを実現できるのも同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.17 | 令和6年度証明書コンビニ交付サービス庁内設置に係る機器保守業務 | シャープマーケティングジャパン株式会社 | 2,777,408 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 1 本市ではシャープ製のコンビニ交付行政対応キオスク端末(以下「キオスク端末」という)を使用しているが、シャープがメーカーとしてキオスク端末の保守を他社が行うことを認めていない。 2 区役所に設置したキオスク端末とJ-LISが運営する証明書交付センターを繋ぐECセンターを管理しているのがシャープである。 保守業務にある発行件数の集計には当該ECセンターを利用する必要があるが、他社ではこれを利用できない。 以上から、本件業務を行えるのは、上記契約の相手方のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.17 | 令和6年度証明書コンビニ交付サービス庁内設置に係るシステム運用保守業務 | シャープマーケティングジャパン株式会社 | 1,320,000 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 区役所に設置したキオスク端末とJ-LISが運営する証明書交付センターを繋ぐECセンターを管理するのが上記契約の相手方である。 そのECセンターやキオスク端末を繋ぐ通信回線の運用保守を行うことができるのは、上記契約の相手方のみであり、システムの保守ができるのも上記契約の相手方のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.3 | 令和6年度戸籍総合システム保守及び稼働支援業務 | リコージャパン株式会社 | 74,198,520 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 上記業務は、区役所等で利用している左記事業者が制作したパッケージシステムの保守や稼働支援を行うものである。業務の実施に際しては既存システムについて熟知している必要があることから、左記事業者以外の者から調達すると本件業務に係る便益を享受することに支障が生ずる。 よって、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」並びに「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号」に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.3 | 戸籍総合システムソフトウェアライセンス(令和6年度) | リコージャパン株式会社 | 18,707,040 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 上記ソフトウェアライセンスは、本市が利用している戸籍総合システムを利用する上では必須のソフトウェアである。当該ライセンスを提供することができるのは、本市戸籍総合システムの開発ベンダかつソフトウェアライセンスの権利元である左記事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.3 | 令和6年度戸籍総合システム複合機及び戸籍総合システム行政用ファクシミリ保守点検業務 | リコージャパン株式会社 | 10,949,677 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該機器は、戸籍総合システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業を行うには法務省の認可を受けている事業者である必要がある。 また、本市登録事業者で、当該機器(リコー社製)の保守を行うことができるのは左記事業者及び左記事業者と代理店契約を結んでいる事業者のみである。 以上2点の条件を満たすのは、上記選定事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-----------------|------------|---------|-------------------|--|-------------------------------|
| R6.4.17 | 令和6年度証明書コンビニ交付システム保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 12,455,300 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 証明書コンビニ交付サービスは、稼働が停止した際の市民への影響が非常に大きく、稼働安定性とサービス停止時間の極小化が重要である。 証明書コンビニ交付サービスで利用しているシステムは、富士通Japan社の「MICJET」を基本としながらも、これを札幌市の仕様に基づき独自のカスタマイズを行っている。そのため、運用及び保守には専門的知識と技術を要することから、当該システムのカスタマイズを行った富士通Japan社以外では対応が不可能である。また、稼働安定性とサービス停止時間の極小化を実現するためには、ハードウェアとシステムの稼働状況の監視及び障害対応等の運用・保守を一体的に行う必要があり、これを実現できるのも同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 住民情報課 011-211-2296 |
| R5.8.30 | 庁内クラウド基盤更改構築及び運用保守業務 | パナソニックコネクト株式会社 | 10,804,200 | R5.4.19 | R5.4.19 ~ R6.3.31 | 本業務は、札幌市データセンターにおけるシステム集約化基盤である庁内クラウド基盤(以下、「庁クラ」という。)の老朽更新のための構築および運用業務を行うものであり、履行にあたっては、庁クラの構成や環境条件にかかる十分な知識を有し、庁クラ上の各サーバーが本市ネットワークと安全かつ確実に通信するため、適切なネットワーク設定及び通信制御できることが不可欠である。 当該事業者は庁クラ構築・運用保守を受託し、庁クラの構成や環境条件等を熟知していることで、庁クラと各ネットワーク間を最適に接続する知識・技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R5.6.14 | 札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務(令和5年度上期) | 札幌総合情報センター株式会社 | 56,100,000 | R5.5.1 | R5.5.1 ~ R5.9.29 | 本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的なDX化を推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワークおよびシステムの運用保守業務を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R5.6.21 | 札幌市菊水庁舎加圧給水装置制御盤交換業務 | 株式会社日立産機システム | 1,487,970 | R5.6.13 | R5.6.13 ~ R6.3.31 | 加圧給水装置については、給水ポンプ及びその制御盤から構成されているが、いずれも株式会社日立産機システム製の製品であり、その仕様や内部構造に関する知識は左記事業者のみが有している。 また、当該業務については、単なる部品の交換作業ではなく、付属する給水ポンプとの接続等、既存設備との適合を考慮した作業を伴うものであり、左記事業者の専門的な知識や技術力を要する。 よって、本業務を実施できるのは左記事業者のほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6279 |
| R5.7.5 | 札幌市菊水庁舎で使用する電力(単備契約) | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 82,879,048 | R5.6.15 | R5.7.1 ~ R6.6.30 | 電気最終保障契約につき、契約の相手方が北海道電力ネットワーク株式会社に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6279 |
| R6.3.21 | NEWSネットワーク検討業務 | パナソニックコネクト株式会社 | 2,233,000 | R5.6.14 | R5.6.14 ~ R5.9.29 | 本業務は、現在の行政情報ネットワーク(d-net)で使用しているIPアドレス付ポリシーを鑑み、インターネットへの直接的接続が可能となる新たなネットワーク(NEWS)にて新たに使用するIPアドレスの付与ルールの策定等を行うものである。 本業務を確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、既存のd-netから新たなNEWSネットワークへ、移行期間中の並行運用も考慮した検討を行う必要がある。 また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。 については、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している左記事業者が、上記に掲げた業務を確実に履行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R6.3.21 | 情報通信ネットワーク回線設定変更業務 | パナソニックコネクト株式会社 | 4,523,200 | R5.6.27 | R5.6.27 ~ R6.3.22 | 本業務は、「行政情報ネットワーク」及び「住民基本台帳ネットワーク」で使用している機器の設定や作業完了後の試験を行うものである。 「行政情報ネットワーク」は、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報システムの通信基盤となる非常に重要な設備であり、「住民基本台帳ネットワーク」は、他自治体と連携し、ネットワーク上に住民基本台帳データを伝送している情報通信回線網である。これらのネットワークは、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼働に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要がある。また万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に対応できなければならない。 また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。 については、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している左記事業者が、上記に掲げた業務を確実に安全に履行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|----------------|-------------|------------|------------------------|---|-------------------------------|
| R5. 9. 13 | 情報通信伝送路クロージャ交換業務 | 東日本電信電話株式会社 | 3,190,000 | R5. 8. 10 | R5. 8. 10 ~ R5. 12. 15 | <p>札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービスならびに行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。</p> <p>本業務は光ケーブルの接続点が納められたクロージャの交換を行うものであり、既に生じている不具合以外の問題が作業によって発生した際には通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要があることから、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。</p> <p>左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。</p> <p>他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。</p> <p>よって、本業務を履行できる者は当該事業者において他にいない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R5. 9. 13 | 情報通信伝送路更新検討業務 | 東日本電信電話株式会社 | 2,343,000 | R5. 8. 10 | R5. 8. 10 ~ R6. 3. 8 | <p>札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網であり、本業務は同設備の経過年数や設置環境、利用状況等を総合的に勘案して経路の最適化を図り、更新計画案を作成するものである。</p> <p>各種ネットワーク通信が停止すると市民サービス及び行政事務の執行に多大な影響を及ぼすことから、同設備の更新は、各種ネットワークの運用を維持した上で実施する必要がある。このため、本業務の履行にあたっては、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、安定運用を維持しつつ効率的に更新する方法を検討できる知識が不可欠である。</p> <p>左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。</p> <p>他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。</p> <p>よって、本業務を履行できる者は当該事業者において他にいない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R5. 11. 1 | 札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務(令和5年度下期) | 札幌総合情報センター株式会社 | 110,880,000 | R5. 10. 2 | R5. 10. 2 ~ R6. 3. 29 | <p>本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的なDX化を推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。</p> <p>左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワークおよびシステムの運用保守業務を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。</p> <p>また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。</p> <p>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p> | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R5. 12. 13 | 情報通信伝送路経路構築業務 | 東日本電信電話株式会社 | 6,270,000 | R5. 12. 1 | R5. 12. 1 ~ R6. 3. 29 | <p>札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービス及び行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。</p> <p>本業務は光ケーブルの切断及び融着を行うものであり、不具合発生時には通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要がある。このため、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。</p> <p>左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。</p> <p>他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。</p> <p>よって、本業務を履行できる者は当該事業者において他にいない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R5. 12. 20 | Google Workspace導入に関する調査・検証業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 33,484,000 | R5. 12. 13 | R5. 12. 13 ~ R6. 3. 29 | <p>本業務は、本市が新たなグループウェア環境として導入を検討するGoogle Workspaceの調達・導入の可否を判断するために必要な各種調査・分析・評価及び導入する場合の主要な機能要件、非機能要件等の整理、技術検証等を行う業務である。</p> <p>履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。</p> <p>左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務及び現在本市が進めるNEWSネットワーク構築に係る全体統括支援業務等を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。</p> <p>また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。</p> <p>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p> | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--------------------------------------|----------------------|------------|---------|------------------|---|-------------------------------|
| R6.2.14 | NEWSネットAD・ADCS設計業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 12,408,000 | R6.2.5 | R6.2.5 ~ R6.3.29 | 本業務は、新たなネット(NEWSネットワーク)の構築に伴って、職員や端末等の管理を行う仕組みを導入するため、Active Directory及びActive Directory証明機関(以下、「AD及びADCS」という。)の設計を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワークおよびシステムの運用保守業務を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネージメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。以上のことから、左記事業者は本市の要件に基づいてNEWSネットのAD及びADCSの設計を確実に実施できる唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.3.13 | 札幌市菊水分庁舎中央監視設備保守点検業務 | 富士通Japan株式会社 | 1,095,600 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務の対象となるシステムは、左記事業者が札幌市菊水分庁舎の受変電設備や空調設備等に合わせて構築し、独自の設定を行ったものである。 本業務の履行にあたっては、異常発生時に独自の設定に即して迅速な対応を取ることが必要不可欠である。 また、左記事業者はこれまで保守点検を履行してきた唯一の事業者である。 したがって、本業務を履行できるのは、左記事業者のほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6279 |
| R6.3.13 | 札幌市菊水分庁舎自動制御設備保守点検業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社 | 5,610,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務の対象となる設備はジョンソンコントロールズ株式会社製である。 当該設備の点検や調整をする上で必要なソフトウェアの著作権は、設備の製造会社である左記事業者のみが保有し、その第三者への使用許諾及びライセンス供与を行っていない。 また、故障発生時等に必要となる主要機器及び部品について左記事業者のみが供給可能である。 よって、当該業務を履行できるのは左記事業者においてほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6279 |
| R6.3.13 | HARP施設予約サービス利用業務 | 株式会社HARP | 24,629,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市が利用する施設予約システムは左記事業者が提供するASP(Application Service Provider)サービスであり、運用等はサービス提供と一体的に行わなければならない。 よって、当該業務を履行できるのは左記事業者においてほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6279 |
| R6.3.13 | 電子計算機用空調機保守業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 6,072,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 左記事業者は空調機の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として空調機の保守・修理・整備を一任されており、交換部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R6.3.13 | 情報通信伝送路保守業務 | 東日本電信電話株式会社 | 15,444,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービスならびに行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務は、同設備の設備点検、運用調整、障害対応、技術支援、資料整備及び監視装置の保守を行うものであり、不具合発生時には通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要があることから、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。 また、他事業者が同様の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。 よって、本業務を履行できる者は当該事業者において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R6.3.13 | 無停電電源装置保守業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 2,728,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 左記事業者は、無停電電源装置の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として無停電電源装置の保守・修理・整備を一任されており、交換部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備えている唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6879 |
| R6.3.13 | テレワークプラットフォーム運用保守業務 | パナソニックコネクタ株式会社 | 2,996,400 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、本市のテレワークプラットフォーム(CACHATTO)において、安定したサービス提供のために運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市のテレワーク環境に関する十分な知識を有し、稼働中のシステムの運用及びデータの整合性に影響を与えないことが不可欠である。 当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 仮に他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.3.21 | メールウイルス対策システム再構築業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 48,686,000 | R6.3.4 | R6.3.4 ~ R6.8.30 | 本業務は、札幌市の電子メール環境においてコンピュータウイルス等の脅威によるセキュリティリスクを未然に防ぐため、クラウドベースの次期メールウイルス対策システムの設計、構築及び現行メールウイルス対策システム(以下、「IMSVA」という。)からの移行対応等を行うものである。 業務履行にあたっては、IMSVAの環境及びメールサーバとの連携に係る知識や、本番環境に影響を与えることなくIMSVAから確実に移行及び切換えを行う技術が必要となる。 当該事業者は、IMSVA及びメールサーバの構築、運用保守業務を継続して受託している実績があり、本業務に必要な情報を熟知しているほか、次期メールウイルス対策システムへ確実に移行できる技術を有している。 また、他事業者が同要件を満たすためには、これらの情報開示が必要となるが、イントラネットにおけるセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃によるメールサーバの停止や情報漏洩等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示することができないと判断される。 以上から、本業務を履行できる事業者はほかにない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|----------------|------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R6.3.21 | 札幌市地理情報システム運用保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 38,093,000 | R6.3.4 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、本市の地図データ等の共有を行う札幌市地理情報システム(以下、「本システム」という。)において、安定的なサービス提供を行うための運用保守業務である。 履行にあたっては本システムの仕様や機能、各システムの関連性等を熟知し、稼働中のシステムの運用及びデータの整合性に影響を与えないことが不可欠である。 左記事業者は本システムの設計や開発に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを構築し、その後運用保守業務を受託しているため、本システムの内部構造に関する情報を熟知し、操作が可能な唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.4.3 | アカウント登録Webシステム運用保守業務 | 株式会社エストコスモ | 12,091,200 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、令和3年度に当該事業者が構築したアカウント登録Webシステムに対して運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本システムに関する知識が必須である。 当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市イントラネット環境を利用するためのActiveDirectoryやメールサーバ、共有資源基盤に関する情報が多数含まれており、複数の事業者者にこれを開示することは外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.4.10 | 札幌市職員認証基盤運用保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 9,317,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、当該事業者が構築した札幌市職員認証基盤に対して運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市イントラネットへの認証方法および連携するシステムに関する知識が必須である。 当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市イントラネット環境を利用するためのActiveDirectoryや認証サーバ(CAサーバ)、本市イントラネットのネットワーク構成に関する情報が多数含まれており、複数の事業者者にこれを開示することは外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.4.17 | 庁内クラウド基盤運用保守業務 | パナソニックコネクト株式会社 | 37,620,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、各原局が独自で運用する業務システムサーバを集約するための仮想化環境基盤(以下、「庁内クラウド基盤」という)の運用保守を行うものである。履行にあたっては、庁内クラウド基盤の構成や環境条件にかかる十分な知識を有し、庁内クラウド基盤上の各サーバが本市ネットワークと安全かつ確実に通信するため、適切なネットワーク設定及び通信制御ができることが不可欠である。 当該事業者は庁内クラウド基盤構築・運用保守及び本市の行政情報ネットワーク運用保守を受託し、庁内クラウド基盤及び各論理ネットワークの構成や環境条件等を熟知していることで、庁内クラウド基盤と各ネットワーク間を最適に接続する知識・技術を有していることから、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.4.17 | 共有資源基盤環境運用保守業務 | 株式会社大塚商会 | 82,372,400 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、インターネット分離環境・外部記憶媒体制御システム及びイントラネットに関わるシステムが稼働する「共有資源基盤(仮想化基盤)」の運用保守を行うものである。履行にあたっては、当該基盤に関して十分な知識を有し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は共有資源基盤の前身であるインターネット分離環境基盤の構築業務やその後の運用保守業務を履行した実績があり、当該基盤のセキュリティ設定を含む知識・技術・運用保守ノウハウを熟知していることから、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R6.4.17 | クラウド接続基盤運用保守業務 | 株式会社大塚商会 | 8,800,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、本市環境からクラウドサービスを利用するための接続基盤の運用保守を行うものである。履行にあたっては、本市のインターネット分離環境(以下、「分離環境」という。)に係る構成や設定を熟知し、外用ブラウザ等の外部接続機能へ影響を与えず、職員端末からクラウドサービスに係る特定通信だけを適切な接続先に通信させるように設計する技術が不可欠である。 当該事業者は分離環境が稼働している共有資源基盤の構築及び運用保守を受託しており、本市の分離環境に係る必要な情報を熟知していることに加え、同基盤のハイブリッドクラウド化業務も受託しており、稼働しているシステムをインターネットとクラウドサーバ間で適切に接続させるための技術を有していることから、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R5.6.7 | 新財務会計システム改修業務(インボイス制度対応) | 富士通Japan株式会社 | 10,780,000 | R5.4.25 | R5.4.25 ~ R5.10.31 | 新財務会計システム(以下「本システム」という)は、当該事業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。 このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|---------------------|-------------|---------|-------------------|--|-------------------------------|
| R5.7.5 | システム標準化Fit&Gap分析業務(住民税等) | 株式会社HBA | 153,846,000 | R5.5.12 | R5.5.12 ~ R5.9.29 | 本業務は、左記事業者が運用保守業務を現在受託中である基幹系システムの「固定資産税」「個人住民税」「法人市民税」「軽自動車税」(「収納管理」「滞納管理」を含む)(以下「対象業務」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。 「自治体情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要がある。そのため、本業務の受託にあたっては現行システムの知識が必要となるが、対象業務の最新の設計仕様及びドキュメントを把握しているのは、運用保守業務の受託者である左記事業者のみである。 また、対象業務についてはドキュメント化されていない運用作業も存在しているが、最新の運用作業の内容についても把握しているのは左記事業者のみである。 以上の理由から、現在の運用保守事業者である当該事業者に本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.7.5 | システム標準化Fit&Gap分析業務(住民記録等) | B I P R O G Y 株式会社 | 76,148,600 | R5.5.12 | R5.5.12 ~ R5.9.29 | 本業務は、左記事業者が運用保守業務を現在受託中である基幹系システムの「住民記録システム」、「印鑑登録システム」、「学齢簿システム」(以下「対象業務」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。 「自治体情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要がある。そのため、本業務の受託にあたっては現行システムの知識が必要となるが、対象業務の最新の設計仕様及びドキュメントを把握しているのは、運用保守業務の受託者である左記事業者のみである。 また、対象業務についてはドキュメント化されていない運用作業も存在しているが、最新の運用作業の内容についても把握しているのは左記事業者のみである。 以上の理由から、現在の運用保守事業者である当該事業者に本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.7.12 | システム標準化Fit&Gap分析業務(障がい・児童手当等) | 株式会社北海道日立システムズ | 148,390,000 | R5.5.12 | R5.5.12 ~ R5.9.29 | 本業務は、左記事業者が運用保守業務を現在受託中である基幹系システムの「障害者福祉」及び「児童手当・児童扶養手当」(以下、「対象業務」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。 「自治体情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要がある。そのため、本業務の受託にあたっては現行システムの知識が必要となるが、対象業務の最新の設計仕様及びドキュメントを把握しているのは、運用保守業務の受託者である左記事業者のみである。 また、対象業務についてはドキュメント化されていない運用作業も存在しており、本業務の成果物として記載する必要があるが、最新の運用作業の内容についても把握しているのは左記事業者のみである。 さらに、通常、運用保守の業者交代の際には一定期間の引継ぎを行っていることを鑑みるに、業務仕様書に定められた期間内に、引継ぎ等の追加作業無き業務を履行可能なのは左記事業者以外には存在しない。 以上のことから、左記事業者を特定して随意契約を行う。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.7.12 | システム標準化Fit&Gap分析業務(国民健康保険等) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 79,035,000 | R5.5.12 | R5.5.12 ~ R5.9.29 | 本業務は、左記事業者が運用保守業務を現在受託中である基幹系システムの「国保・年金」及び「介護保険・後期高齢」(以下、「対象業務」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。 「自治体情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要がある。そのため、本業務の受託にあたっては現行システムの知識が必要となるが、対象業務の最新の設計仕様及びドキュメントを把握しているのは、運用保守業務の受託者である左記事業者のみである。 また、対象業務についてはドキュメント化されていない運用作業も存在しており、本業務の成果物として記載する必要があるが、最新の運用作業の内容についても把握しているのは左記事業者のみである。 以上の理由から、現在の運用保守事業者である当該事業者に本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.9.20 | 情報システム標準化推進事務局(PMO)支援業務 | ピースミール・テクノロジー株式会社 | 137,736,720 | R5.5.12 | R5.5.12 ~ R6.3.29 | 本業務は、標準化対象の20業務のFit&Gap分析及び各業務システムの基盤・運用に関する検討作業等について「情報システム標準化推進事務局(PMO)」の支援を行うものである。 標準化対象20業務のうち14業務は「基幹系システム」にて稼働しているが、「基幹系システム」は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した「産総研包括フレームワーク」(以下、「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を用いているため、本業務の遂行にあたってはAIST包括FW札幌市版に関する高度な知見が必要とされる。 左記事業者は、産総研からAIST包括FWを用いた情報システム開発の各種支援を行うことを認められている唯一の企業であり、かつ、現在「基幹系システム」に関する基盤保守を受託しており、基盤に関する最新の設計仕様等を把握している唯一の事業者でもある。そのため、本業務を遂行可能な者は、左記事業者以外にはいない。 また、左記事業者は、令和4年度に「札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務」を受託して各業務のFit&Gap予備調査や標準化方針の検討に携わっており、本市のシステム標準化に関する知見においても、左記事業者よりも優れた者はいない。 以上の理由から、左記事業者に本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.7.12 | 固定資産税システム改修業務(税制改正対応等) | 株式会社HBA | 48,213,000 | R5.6.12 | R5.6.12 ~ R6.3.29 | 本業務については令和5年4月11日に一般競争入札による調達を実施したが応募者がおらず不調となった。 固定資産税業務を行う上で本業務は期限までの提供が必須であり、業務仕様についても変更の余地はないため、一般競争による再入札は不可能であると判断する。 上記の状況を踏まえ、過去に固定資産税システムの改修を行ったことのある事業者へ本業務の遂行が可能かを確認したところ、1社のみ履行可能である旨の回答を得られたため、当該事業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|---------------------|------------|------------|------------------------|--|-------------------------------|
| R5. 8. 2 | 国民健康保険市町村標準事務処理システムFit&Gap調査業務 | 株式会社日立製作所 | 16,720,000 | R5. 7. 18 | R5. 7. 18 ~ R5. 9. 29 | 本業務は、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している、市町村事務処理標準システム(以下、「標準システム」という。)と本市の「国民健康保険」業務システム(以下、「現行国保システム」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。「国民健康保険」業務については、標準システムが唯一の政令市向けの対応を含めた標準標準システムであり、本市の基幹システム群から移行する前提で準備を進めている。 この際、現行国保システムから標準システムへの移行を円滑に進めるためには、標準システムの仕様を把握する必要があるが、移行先である標準システムの仕様を熟知し、移行による業務への影響、対処法等を提案できるのは、提供事業者である左記事業者のみである。 以上の理由から、標準システムの提供事業者である左記事業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 9. 6 | 基幹系一住民記録等システム運用保守業務(データ分析追加作業) | B I P R O G Y株式会社 | 3,828,000 | R5. 8. 18 | R5. 8. 18 ~ R5. 9. 29 | 本業務は、業務主管課からの作業依頼により、「基幹系一住民記録等システム運用保守業務」で予定されている作業ではなく、予定外の運用保守作業として、住民記録システムのデータ抽出と分析を行うものである。 したがって、現に住民記録システム運用保守業務を行っている当該事業者以外に本業務を履行可能な事業者は無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 8. 30 | 新財務会計システム改修業務(貸付・使用許可の加算料税相当額表示) | 富士通 J a p a n 株式会社 | 2,915,000 | R5. 8. 23 | R5. 8. 23 ~ R5. 10. 31 | 新財務会計システム(以下「本システム」という。)は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は、既調達業務である「財務会計システム再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務」を受託し、本システムの開発工程における業務分析、設計及び製造や稼働後の運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えずに本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 9. 6 | 医療助成システム事前調査業務(対象者年齢拡大等対応) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 4,202,000 | R5. 8. 25 | R5. 8. 25 ~ R5. 10. 31 | 本業務は、令和6年4月1日に施行を予定している子ども医療費制度の対象者年齢拡大の制度改正に対応するシステム改修に向けた調査業務である。 改修業務の工期を圧縮し、制度施行日までに完了させるためには、改修業務に先立って、本システムの仕様を熟知した運用保守業者による事前調査の実施が必要となるが、「基幹系情報システム運用保守業務(国保・年金・医療助成)」で予定されている作業ではなく、予定外の運用保守作業として調査業務を行うものである。 したがって、現に医療助成システム運用保守業務を行っている当該事業者以外に本業務を履行可能な事業者は無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 9. 6 | 国保システム改修業務(コンビニ納付・スマホ決済対応) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 4,802,600 | R5. 8. 31 | R5. 8. 31 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者に委託している「国保システム改修業務(産前産後保険料軽減対応)」(契約期間:令和5年7月6日から令和5年12月28日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外の方に委託すると業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該事業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 11. 1 | 基幹系一住民記録等システム要求分析業務(振り仮名対応) | B I P R O G Y株式会社 | 2,519,000 | R5. 10. 6 | R5. 10. 6 ~ R5. 10. 31 | 本業務は、短時間で氏名の振り仮名法制化に対応するためのシステムの改修仕様を検討するとともに、振り仮名の情報整備やデータ移行の検討を実施し、改修仕様の見積額を算定する必要があることから、現状の住記システム及び住基ネット中間に精通していなければならない。 仮に他事業者が本業務を受託した場合、これを履行するために、住記システムの設計資料の内容、関連するシステム基盤の内容及び住基ネット中間の運用環境等の知識を新たに習得することに、多大な時間を要する。さらに、住基ネット中間は、住基ネット開始時から稼働しているシステムであり、このシステムの分析には、システム開発時の要求仕様及びシステム改修時の仕様変更業務等の内容、関連するシステムの内容及び住基ネット中間の運用環境等の知識を新たに習得することに、多大な時間を要とする。 このような状況を前提においた場合、業務履行に必要な不可欠な住記システムや住基ネット中間の知識がないまま本業務を実施することになり、その結果、本市が求める成果を得ることが困難となる。これは、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるということである。 これらのことから、住記システム運用保守業務を現在受託しており、かつ、住民基本台帳ネットワーク運用保守業務を現在受託している当該事業者以外に、これを履行する事業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 11. 8 | 固定資産税システム改修業務(令和6年度評価基準改正追加対応) | 株式会社H B A | 1,463,000 | R5. 10. 25 | R5. 10. 25 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、固定資産税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者に委託している「固定資産税システム改修業務(税制改正対応等)」(契約期間:令和5年6月12日から令和6年3月29日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外の方に委託すると業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該事業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 11. 22 | 医療助成システム改修業務(対象者年齢拡大等対応) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 22,566,500 | R5. 11. 2 | R5. 11. 2 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、令和5年10月4日付で可決された条例改正により令和6年4月1日に施行予定である、子ども医療費助成制度の対象者年齢拡大に対応するためのシステム改修業務である。 本制度改正を円滑に施行するには極めて短期間のうちに全ての改修を迅速かつ確実に実施する必要があることから、現に医療助成システムの運用保守業務を受託しており、システム仕様や影響範囲などを熟知している当該事業者以外に本業務を履行可能な事業者は無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|---------------------|------------|----------|--------------------|---|-------------------------------|
| R5.11.22 | システム標準化Fit&Gap分析業務(選挙人名簿管理)(追加分析作業) | 株式会社日立製作所 | 4,086,500 | R5.11.8 | R5.11.8 ~ R6.1.12 | 「選挙人名簿管理」業務について、本市は、左記事業者が提供している標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めている。 本業務は、左記事業者が実施済のFit&Gap分析の作業範囲外となっていた帳票要件の分析を追加実施するものである。当該追加作業が実施済のFit&Gap分析に接続する作業であることから、本業務を実施できるのは左記事業者以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.11.15 | 国民健康保険市町村標準事務処理システムFit&Gap調査業務(帳票対応) | 株式会社日立製作所 | 26,950,000 | R5.11.8 | R5.11.8 ~ R6.3.29 | 本業務は、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している、市町村事務処理標準システム(以下、「標準システム」という。)と本市の「国民健康保険」業務システム(以下、「現行国保システム」という。))について、Fit&Gap分析を行うものである。 現行国保システムは運用開始当初からの既存障害が数多く残っているが、緊急度の高いもの以外の障害対応は困難であることから、標準システムへ移行することを前提に検討を進めている。 本業務の先行業務である「国民健康保険市町村標準事務処理システムFit&Gap調査業務」において、機能面における比較分析を実施しており、本業務において、帳票の比較分析を実施し、引き続き移行に向けた検討を進める必要がある。 この際、現行国保システムから標準システムへの移行を円滑に進めるためには、標準システムの仕様を把握する必要があるが、移行先である標準システムの仕様を熟知し、移行による業務への影響、対処法等を提案できるのは、提供事業者である左記事業者のみである。以上の理由から、標準システムの提供事業者である左記事業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.12.6 | 基幹系-インフラ提供サービス(第三期)・令和5年度サービス追加業務 | B I P R O G Y 株式会社 | 2,640,000 | R5.11.27 | R5.12.1 ~ R6.3.29 | 札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、「インフラ」という。))は、「基幹系-インフラ提供サービス業務(三期)」(以下、「サービス業務」という。))により提供されたものを利用している。 現在提供されているメモリ、CPU、ストレージ等のリソース及びライセンスについて、令和5年度下期に実施する運用保守・開発改修業務で不足することが見込まれることから、リソース、ライセンス及び付随する運用保守作業を追加する必要がある。本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」「運用・保守サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.12.20 | 税収納管理システム改修業務(電子納税に係る処理等改善対応) | 株式会社北海道日立システムズ | 11,616,000 | R5.12.5 | R5.12.5 ~ R6.3.29 | 本業務は、税収納管理システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者が委託している「税収納管理システム改修業務(税制改正対応)」(契約期間:令和5年4月26日から令和6年3月29日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要がある。従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.12.27 | 財務会計システム改修業務(債権管理機能の新機能追加等) | 富士通 J a p a n 株式会社 | 5,148,000 | R5.12.21 | R5.12.21 ~ R6.3.29 | 財務会計システム(以下「本システム」という。))は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5.12.27 | 後期高齢システム改修業務(激変緩和措置対応) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 6,330,500 | R5.12.21 | R5.12.21 ~ R6.3.29 | 本業務は、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者が委託している「後期高齢システム改修業務(コンビニ納付・スマが決済対応)」(契約期間:令和5年9月11日から令和6年3月29日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要がある。従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6.1.10 | 介護保険システム改修業務(保険料段階及び税改除見直し対応) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 20,394,000 | R5.12.27 | R5.12.27 ~ R6.5.31 | 本業務は、介護保険システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者が委託している「介護保険システム改修業務(コンビニ納付・スマが決済対応)」(契約期間:令和5年9月11日から令和6年3月29日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要がある。従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6.1.31 | 住民税システム改修業務(税制改正追加対応) | 株式会社北海道日立システムズ | 31,548,000 | R6.1.11 | R6.1.11 ~ R6.3.29 | 今年度、税制改正対応のため、システム改修を進めていたところ、総務省の通知により、当初予定していた項目以外で改修が必要となったため、追加でシステム改修を行う必要がある。 令和6年度分の個人住民税から、日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について一定の条件に該当しない者を除外することとなったため、国から示されるレイアウトに沿って、基幹系システムに正しく取り込むようシステム改修を行う必要がある。 また、国から示されるデータレイアウトに修正があったものについても併せて基幹系システムに正しく取り込むようシステム改修を行う必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6.4.17 | 住民税システム改修業務(特別減税の適用) | 株式会社北海道日立システムズ | 61,864,000 | R6.1.30 | R6.1.30 ~ R6.6.28 | 本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者が委託している「住民税システム改修業務(税制改正対応)」(契約期間:令和5年4月26日から令和6年3月29日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理・調整をしながらシステム改修を進める必要がある。従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|--------------------|-------------|-----------|-----------------------|---|-------------------------------|
| R6. 3. 27 | 令和6年度(総合行政)共通基盤システム運用保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 67,557,600 | R6. 3. 11 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、現在稼働している総合行政共通基盤システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市イントラネット上で提供される職員認証基盤及び情報資産を安全に取り扱うためのセキュリティ設定を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を実現するため本システムを開発するとともに稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、仕様等を熟知している。 また、仮に他事業者が同要件を満たすためにはセキュリティ設定等の情報開示が必要となるが、複数の事業者にこれを開示することは、セキュリティリスクへの直結が懸念され、セキュリティ保全の観点から不適切と判断される。 したがって、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6. 4. 17 | 基幹系-基盤運用および運用全体統括業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 126,720,000 | R6. 3. 14 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本市基幹系情報システム(以下、「当該システム」という。)には約40システムが属しており、マルチベンダ体制での運用保守、開発改修を行っている。本業務においてはそれら全てのシステムの共通基盤の運用及びシステム運用全体の統括支援(各システム処理の整合性確保や利用環境の全体調整など)を行う。 当該システムの安定的かつ効率的な運用を担保するには、本業務の受託者が、外部連携を含めたシステム全体の構成や使用されている製品・技術、各システムのアプリケーションの特性を熟知していることが必要である。 上記の条件を満たす事業者は、現行の当該システムの構築を行い、現在に至るまでそのシステム基盤の運用及び全体統括支援業務を継続して受託している当該事業者以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6. 5. 15 | 基幹系-インフラ提供サービス(第三期)・令和6年度サービス追加業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 2,138,400 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、「インフラ」という。)は、「基幹系-インフラ提供サービス業務(三期)」(以下、「サービ業務」という。)により提供されたものを利用している。 現在提供されているメモリ、CPU、ストレージ等のリソース及びライセンスについて、令和6年度当初より不足することが見込まれることから、リソース、ライセンスを追加する必要がある。 本業務はサービ業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」を追加するものであることから、サービ業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度 契約基本システム運用保守業務 | 株式会社つうけんアドバンスシステムズ | 12,391,500 | R6. 3. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、現在稼働している契約基本システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。本業務の履行には、本システムの仕様を熟知し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが不可欠となる。 当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。 本業務にはこれらの仕様理解が不可欠であり、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度 文書管理システム運用保守業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 52,415,000 | R6. 3. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 文書管理システム(以下「本システム」という。)は、当該事業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。 このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者において、本システムの保守業務を実施できる事業者は他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務 | B I P R O G Y 株式会社 | 42,240,000 | R6. 3. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムCS(コミュニケーションサーバ)と、基幹系情報システムとCSとを連携する中間サーバを安全かつ安定的に稼働させるための運用・保守を行う業務である。 本業務を履行するためには、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を把握している必要がある。また、中間サーバとCSはシステム間連携が多く、中間サーバで発生したインシデントがCS側に影響を与える場合や、中間サーバで発生したインシデント解決のためにCS側の調査が必要になるなど、極めて連携性が高く、安全かつ安定的な稼働のためには、これらを一体的に運用する必要がある。 当該事業者は、本市の委託により中間サーバの開発、納入をおこなっており、過去に実施した改修及び保守業務を受託してきた実績があり、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を熟知している。 以上のことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | デ) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R5. 7. 5 | 令和5年度札幌駅周辺工事間情報共有会議運営支援業務 | 株式会社ドーコン | 5,995,000 | R5. 6. 1 | R5. 6. 1 ~ R6. 3. 15 | 本業務は、札幌駅周辺で行われる各事業に関する情報から、調整が必要な事項や課題の洗い出し、駅周辺の事業者による一体的な周知の実施に向けた検討、会議の運営支援を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添1参照)に該当することから、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 7. 5 | 令和5年度新幹線札幌駅東改札口周辺エリアまちづくり推進支援業務 | 株式会社ノーザンクロス | 3,850,000 | R5. 6. 27 | R5. 6. 27 ~ R6. 3. 22 | 本業務は、周辺エリアの地権者や事業者等が共有し、昨年度業務の成果を踏まえ、エリアとして目指すべき将来ビジョン案の作成及びガイドライン等の検討に加えて、周辺エリアの地権者や事業者等の地域意見を聴取し、合意形成を促進するとともに、より広域的な視点から、東改札口を起点とした歩行者ネットワークの形成に関する検討を行い、地域のまちづくりへの支援を実施するものである。 こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。 このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、札幌駅交流拠点や創成東地区のまちづくりに関する計画や検討経過を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点、将来ビジョン案やガイドライン、歩行者ネットワークの形成に関する検討の方向性や手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|---------------------------|-----------|-----------|------------------------|--|-------------------------------|
| R5. 7. 26 | 令和5年度第2次まちづくり戦略ビジョン及び中期実施計画策定に伴う市民参加事業実施業務 | 株式会社Global Design | 5,445,000 | R5. 7. 13 | R5. 7. 13 ~ R6. 3. 29 | 業務は、限られた期間の中で、ワークショップを通じて、第2次戦略ビジョン及び中期実施計画の策定に関する市民等のニーズ・意識を抽出・分析することから、地方公共団体の長期総合計画策定に係る広範な知識やワークショップの円滑な開催ノウハウ等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 8. 9 | 令和5年度創成東地区まちづくり推進支援業務 | 株式会社ノーザンクロス | 3,410,000 | R5. 7. 13 | R5. 7. 13 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、地域住民が共有し目指すまちの姿・理念である「まちの将来像・ビジョン」を地域によって策定するための支援を行うとともに、創成東地区における持続的なまちづくり活動の推進に向け、まちづくり団体を中心とした、地域住民による自主的な取組として継続できるような実施体制の構築を目指すものである。 こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。 このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去の創成東地区のまちづくりに係る過去の議論を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 8. 23 | 令和5年住宅・土地統計調査 調査用品仕分け業務 | 特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ | 1,441,000 | R5. 7. 28 | R5. 7. 28 ~ R5. 9. 13 | 選定基準とした「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等で、その所在が札幌市内にあるもの」に該当し、当該業務を委託することにより、障がい者に対して自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 8. 16 | 関係人口創出事業運営業務 | 株式会社インサイト | 4,562,800 | R5. 7. 31 | R5. 7. 31 ~ R6. 3. 29 | 本事業は、道内市町村の地域活性化および関係人口の創出を図ることを目的としており、関係人口の創出につながる滞在型プログラムを道内市町村と共同で構築する企画力及び効果的かつ円滑に多様な活動プログラムを実施・サポートする業務運営能力が必要である。 このことから、本事業は価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から募った企画提案を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することとした。このため、企画競争実施委員会を選定した最終候補者である当該業者と特定随意契約を結ぶことは、地方自治法第167条の2第2号に該当し、適切である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 8. 16 | 令和5年度 都心のオフィス・ホテル当の現況及び需要に関する基礎調査業務 | 一般財団法人 日本不動産研究所 | 5,995,000 | R5. 7. 31 | R5. 7. 31 ~ R5. 10. 31 | 本業務は、今後の開発誘導支援策等に係る調査及び都心機能強化の方策等を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 8. 16 | 令和5年度道庁南エリアまちづくり推進支援業務 | 株式会社ノーザンクロス | 3,960,000 | R5. 7. 31 | R5. 7. 31 ~ R6. 3. 22 | 本業務は、エリア内の公共的空間の分布・利用状況等の現況把握を行う基礎調査に加え、関係事業者等のニーズ、国内外の先進事例等を多角的な観点から調査・分析し、実現可能性も考慮した公共的空間活用のあり方の検討や、今後の研究会活動への提案を行い、エリアのまちづくりを推進するものである。 こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。 このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、研究会が策定した道庁南エリアまちづくりビジョンやはぐみくみの軸強化方針の検討状況等の関連計画を踏まえた本業務に取り組む上での視点や課題、公共的空間活用のあり方検討の方向性や手法、及び現況把握や意見聴取に係る調査内容等の方向性などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|----------------------------|------------|----------|--------------------|---|------------------------------|
| R5.9.13 | 官民連携に向けた調査・研究及び指針案策策定業務 | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 4,999,500 | R5.8.21 | R5.8.21 ~ R6.3.29 | 本業務は、限られた期間の中で、民間事業者等へのヒアリングを含めた官民連携施策に関する調査及び分析を行い、本市の取組検討に向けた提案を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 「官民連携の推進に向けた調査・研究及び指針案策策定業務」運営業務企画競争実施委員会運営要綱に基づき令和5年7月12日に開催した委員会において、企画提案を行った4社について、官民連携の推進に向けた調査・研究及び指針案策策定業務 提案説明書「1.0.評価基準」に示す審査項目による総合点数方式の審査を行った。この結果、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社」の合計点数が、最低基準点である総合得点満点の6割を超え、かつ最も高い点数(700点中499点)であったため、同委員会において、当該業務の契約候補者として選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約とし、見積りの参加者とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.9.13 | 令和5年度 札幌都市における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務 | 株式会社日本設計 | 5,940,000 | R5.8.24 | R5.8.24 ~ R6.3.25 | 本業務は、本市の施策や地域特性等を踏まえるとともに、再エネ電力利用に関する技術的課題や法的規制等を分析した上で、札幌都市において再エネ電力の利用拡大を図るための支援・誘導策の検討を行うものであり、その遂行には建築、電力利用および環境・エネルギー分野に関する専門的かつ高度な技術・経験を有している必要がある。 ゆえに本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下、『実施要領』と言う。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 第2回「令和5年度 札幌都市における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務」企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書およびヒアリングの内容を総合的に評価した結果、「株式会社日本設計」を契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.9.13 | 令和5年度 都市機能強化施策等の検討業務 | 株式会社日建設計 | 6,600,000 | R5.8.30 | R5.8.30 ~ R6.3.22 | 本業務は、今後の開発誘導支援策等に係る調査及び都市機能強化の方策等を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募つたうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.12.20 | 令和5年度札幌市企業版ふるさと納税にかかわるマッチング支援事業等業務 | 東武トップアース株式会社 | 3,000,000 | R5.9.15 | R5.9.15 ~ R6.3.29 | 本業務は、本市への企業版ふるさと納税による寄附増額に向け積極的な営業活動等を行うものであり、企業版ふるさと納税の制度に精通し、寄附見込企業に対する効果的かつ実現性の高い営業手法や他自治体での類似業務における実績等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査を実施した。 その結果、旅行商品の営業にて培われた企業との取引実績やCSRなどの観点から寄附を検討している企業を集め自治体と面談に結びつけるオンラインマッチング会等の提案が、他社にはない強みであり、本業務を遂行する上で最も優れていると公募型企画競争にて審査されたことから、特定随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.12.20 | 大和和紀・山岸涼子二人展企画開催及び調査業務 | 丸善松堂株式会社 | 15,192,320 | R5.11.15 | R5.11.15 ~ R6.3.29 | 本業務は、調査を目的として、マンガの原画を主とした企画展を開催し、さらにオリジナルグッズの作成・販売やトークショーを開催するものであり、高度な創造性や専門的かつ広範な知識が求められるものである。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.12.20 | 妖怪・もののけに関する企画展及び調査業務 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 | 4,950,000 | R5.11.17 | R5.11.17 ~ R6.3.29 | 本業務は、調査を目的として、妖怪やもののけをテーマとしたポップカルチャーに関する企画展を開催し、さらにオリジナルグッズの作成・販売を行うものであり、高度な創造性や専門的かつ広範な知識が求められるものである。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------------|-----------|----------|--------------------|--|------------------------------|
| R5.12.20 | 新たな主観的指標活用のための調査・研究及び指標案策策定業務 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 | 5,000,000 | R5.11.17 | R5.11.17 ~ R6.3.29 | 本業務は、限られた期間の中で、他自治体や学識経験者への調査・研究及びアンケート調査を行い、新たな主観的指標案策について本市の取組検討に向けた提案を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 「新たな主観的指標の活用に向けた調査・研究及び指標案策策定業務」運営業務企画競争実施委員会運営要綱に基づき令和5年10月24日に開催した委員会において、企画提案を行った3社について、新たな主観的指標の活用に向けた調査・研究及び指標案策策定業務提案説明書「1.2.評価基準」に示す審査項目による総合点数方式の審査を行った。この結果、「(株)NTTデータ経営研究所」の合計点数が、最低基準点である総合得点満点の6割を超え、かつ最も高い点数(600点中418点)であったため、同委員会において、当該業務の契約候補者として選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約とし、見積りの参加者とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5.12.20 | 令和5年度さっぽろ連携中核都市圏移住促進業務 | 株式会社読売エージェンシー | 5,335,000 | R5.11.17 | R5.11.17 ~ R6.3.29 | 本業務は限られた期間に、1さっぽろ圏への移住意識創出をはかり、多くの集客を行うための効果的・創造的な広報の実施、2さっぽろ圏への移住意欲喚起を促すにあたり、移住に関する専門的な知識や経験が必要になるためである。 以上のことから、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R6.1.31 | 令和5年度都心まちづくりプラットフォーム公共的空間活用会議運営支援業務 | 株式会社commons fun | 2,992,000 | R5.12.6 | R5.12.6 ~ R6.3.1 | 過去のプラットフォームに関する検討結果を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点、公共的空間を活用したプロジェクトの企画支援にあたっての重視すべき視点、効果検証の考え方や手法、プロジェクトの継続した実行に当たって必要と考えられる視点、会員相互の議論を促し効果的に検討を行うための手法、及び他都市事例調査の対象や手法等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R6.1.31 | データ分析に基づく少子化の要因調査・提案業務 | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 5,995,000 | R5.12.14 | R5.12.14 ~ R6.3.29 | 本業務は、限られた期間の中で、人口に関連する様々なデータを収集・調査分析し、少子化対策の検討に資する有意な相関関係等を導き出すことが求められ、業務の実施にあたっては、データ収集・分析の能力・ノウハウや、精度の高い分析結果の算出が必要となる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R6.1.31 | 令和5年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務(その1) | 株式会社commons fun | 3,498,000 | R6.1.18 | R6.1.18 ~ R6.3.22 | 本業務は、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりを推進するため、道路空間の柔軟な利活用等の実現に向けたコンセプト及び将来像等の検討を行うものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。 そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R6.1.31 | 令和5年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務(その2) | 株式会社ドーコン | 4,994,000 | R6.1.19 | R6.1.19 ~ R6.3.22 | 本業務は、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりを推進するため、路線ごとの機能や空間の分析・考察や本事業を推進するにあたって行うべき都心交通に係る施策案の検討を行うものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。 そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|-----------------|------------|-----------|-----------------------|--|------------------------------|
| R6. 2. 7 | デジタル住宅地図作成業務 | 株式会社ゼンリン | 1,562,000 | R6. 1. 31 | R6. 1. 31 ~ R6. 3. 15 | <p>総務省統計局が作成する調査区地図(紙)を地理情報システムソフトウェア(QGIS)上に表示して調査区を設定することを目的としており、この目的の達成のためには、調査区地図(紙)と同一の住宅地図(※1)を株式会社ゼンリンから調達(※2)することが不可欠である。</p> <p>※1 総務省統計局から、調査区地図(紙)の住宅地図の元データは株式会社ゼンリンが販売するデジタル地図「Zmap-TOWN II」(2023年度)であることを確認している。</p> <p>※2 株式会社ゼンリンから、デジタル地図「Zmap-TOWN II」は同社でしか販売していないことを確認している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R6. 2. 7 | 統計調査支援システムに係る電子地図の作成業務 | 株式会社ゼンリン | 1,397,000 | R6. 1. 31 | R6. 1. 31 ~ R6. 2. 29 | <p>本業務は、「統計調査支援システム」に取り込む電子地図を調達するものである。当該システムは、(株)ゼンリンが版權を有しており、この者以外の電子地図には対応していないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)政策企画部政策推進課 011-211-2139 |
| R5. 6. 14 | 令和5年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 | 日本データサービス株式会社 | 12,375,000 | R5. 5. 29 | R5. 5. 29 ~ R6. 3. 22 | <p>篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現による地域交流拠点にふさわしいまちづくりを目指している。本業務は、令和4年度に策定したまちづくり計画に基づき、駅前街区及び市有地における民間活力を活用した土地利用方策の具体化を行うとともに、地域主体によるまちづくり活動の実践のための、機運醸成、企画・取組の支援を行うものである。</p> <p>こうした取組を進めるにあたり、篠路駅周辺地区の戸建住宅中心の閑静な住宅街としての特性と市内17拠点(清田を除く)で最も駅乗車数が少ない等の特性をあわせ持ち、かつ、容積率の最高限度の割増などの一般的な民間支援策の効果が低く、民間活力を導入したまちづくりを進めるためには、民間事業者の需要を確認しながら、社会基盤整備との連携・未利用地を活用した段階的な地域のポテンシャル向上と面的な連携・公共施設も含めた官民連携のまちづくりなどを総合的に組み合わせていく必要がある。同様に住宅街という特性からまちづくり活動の核となる事業者等がない中、地域が主体となり地域交流拠点にふさわしい活動を持続的に展開していくためには、全国の先進的な事例も踏まえた様々な取組を参考としつつ発展させ、当地区の特性にあわせた活動の支援を検討していく必要がある。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適用しえないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。</p> <p>日本データサービス株式会社は「令和5年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 8. 2 | 令和5年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務 | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 4,576,000 | R5. 7. 20 | R5. 7. 20 ~ R6. 3. 1 | <p>中央区のミニ大通(都市計画道路「北4条通歩行者専用道」)周辺地区では、まちづくりの機運を高め、地域の魅力や課題を踏まえた地域まちづくりを進めるため、地域の魅力のひとつであるミニ大通を活かした地域主体のまちづくり活動を実現することで、ミニ大通周辺の住環境の維持・向上を目指している。</p> <p>このため、令和3年度より、ミニ大通沿道の町内会の住民や関係者を対象に、勉強会や座談会などを行っており、令和4年度には町内会役員や地元企業などが中心となり、「ミニ大通を未来へつなぐ協議会(以下、「協議会」という。)」を立ち上げた。また、札幌市では当協議会を「地域まちづくり推進事業(※登録時点は前事業名)」に基づく「地域まちづくり活動団体」として登録し、「令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務」による地域まちづくりの支援を実施したところ。</p> <p>これらに基づき、令和5年度は、これまでの地域の状況の把握と、来年度以降も継続的に住民が主体となったまちづくりを推進していくための支援を実施する必要がある。</p> <p>ミニ大通周辺地区でこうした取組を進めるにあたっては、地域住民の意向や関係性に応じた柔軟かつ複合的な検討が必要であり、歩行者専用道であるミニ大通を活かしたまちづくり活動の内容検討や、札幌市では類似事例の無い新たな運営体制の検討には、エアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験が必要となる。したがって、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。</p> <p>左記の者は、「令和5年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 8. 2 | 令和5年度眺望景観に関する調査業務 | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 3,377,000 | R5. 7. 25 | R5. 7. 25 ~ R6. 3. 11 | <p>眺望景観の創出に係る誘導は、景観法のみならず、建築基準法や都市計画法などの各種法令に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。</p> <p>左記の者は、「令和5年度眺望景観に関する調査業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 8. 16 | 令和5年度都市再開発方針の策定に係る検討業務 | 株式会社日建設計 | 9,350,000 | R5. 8. 4 | R5. 8. 4 ~ R6. 3. 22 | <p>札幌市では、都市計画法及び都市再開発法の規定に基づき、平成28年3月に「札幌市都市再開発方針(以下「方針」という。)」を策定した。この現行方針に則り、第一種市街地再開発事業等(以下「再開発事業等」という。)を施行し、再開発を通じたまちづくりを推進してきたところであるが、現行方針について、令和7年度に対象期間として見据えた10年目を迎える。</p> <p>このため、札幌市の新たな最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」やその他のまちづくり動向を踏まえながら、今後の札幌市の再開発に求められる視点や進め方を明らかにするとともに、より一層、官民が連携した再開発を通じてまちづくりが進んでいくよう、次期方針の策定に向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p>令和5年度は、昨年度調査の成果を検討材料の1つとしながら、札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の把握に取り組み、その結果を踏まえながら次期方針の方向性について検討を進める予定である。</p> <p>なお、札幌市の再開発を取り巻く現状と課題を把握するに当たっては、札幌市だけでなく圏を含めた再開発に係る政策動向や、ハードソフトの両面及び官民にわたる幅広いまちづくり動向について適切に把握する能力が求められる。加えて、次期方針を実効性の高いものとするためには、地区指定、指定した地区ごとの再開発を通じたまちづくりの進め方、再開発を通じたまちづくりを進めるための支援の在り方について「一体的」に方向性の検討を進めていく必要がある。そのため、再開発事業等をはじめ公的的制度や都市開発実務に精通しているなど、高度な創造性と技術力、専門的な知識と幅広い経験が求められる。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方を公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定することとし、同業務の企画競争実施委員会における審査の結果、株式会社日建設計北海道オフィスは契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方として特定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 政)都市計画部都市計画課 011-211-2506 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|-----------------|------------|------------|------------------------|---|-------------------------------|
| R5. 9. 27 | 令和5年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務 | 日本工営都市空間株式会社 | 17,798,000 | R5. 8. 30 | R5. 8. 30 ~ R6. 3. 22 | 真駒内駅前地区のまちづくりについては、平成25年度に「真駒内駅前地区まちづくり指針」を策定し、現在の通過型から、人が集まる滞留・交流型の駅前地区への転換を目指すことや、活動と交流の広がりや再生区全体の魅力向上をさせることにより、真駒内地域はもとより南区全体の拠点として、駅前地区の再生に向けた取組を展開することを基本方針としている。また、この指針の実現に向け、駅前地区の土地利用再編等を具体化するものとして「真駒内駅前地区まちづくり計画」(以下「まちづくり計画」という。)の策定を目指し、現在検討を進めているところである。 今年度については、まちづくり計画の策定後を見据え、土地利用計画の実現に向けた具体的な検討を進めたい必要があることから、「真駒内駅前地区まちづくり計画(素案)」の内容及びまちづくり計画の策定状況を踏まえ、「令和5年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務」を委託することとしている。 当該業務の委託にあたっては、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和5年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 12. 27 | 令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 | 株式会社K I T A B A | 4,994,000 | R5. 12. 4 | R5. 12. 4 ~ R6. 3. 22 | 地下鉄宮の沢駅周辺地区では、令和3年2月に、地域住民や事業者等を対象に「地下鉄宮の沢駅周辺のまちづくりに関するアンケート」を実施し、宮の沢ふれあい公園などのオープンスペースを活用する取組について、関心が多く示されたところであり、アンケート調査の意見を参考に、令和4年7月、「地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務」により、宮の沢ふれあい公園などで実証実験、アンケート調査を実施し、今後の空間づくりやまちづくりの取組につながる貴重な結果を得たところである。 一方、この2か年に実施したアンケートや実証実験を通じて、宮の沢ふれあい公園の冬期間の活用についても検討して欲しいとの声が多かったため、令和5年度は、冬期間の実証実験を実施することで、さらなる空間づくりの検討を進めるとともに、空間活用によるにぎわいづくりを通じて、地域の魅力発信やまちづくりの機運向上を図り、宮の沢のまちづくりを進める。 冬期間の公園の活用にあたっては、積雪などの特殊条件下における取組であり、また、当該において冬期間の取組の実績がないことから、高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験が必要である。したがって、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 12. 27 | 令和5年度真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務 | 歴史地域未来創造株式会社やまチ | 3,520,000 | R5. 12. 18 | R5. 12. 18 ~ R6. 3. 19 | 真駒内駅前地区における景観誘導は、景観法のみならず、建築基準法や都市計画法などの各種法令に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和5年度真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R6. 4. 24 | 解析システム運用保守業務 | 日本データサービス株式会社 | 1,441,000 | R6. 3. 25 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当該システムは日本データサービス株式会社(以下、「同業者」という。)が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。 したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R5. 9. 6 | 令和5年度創成川上空歩行者動線検討業務 | 株式会社ドーコン | 24,992,000 | R5. 5. 29 | R5. 5. 29 ~ R6. 2. 16 | 本業務は、令和元年10月に策定された「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」等で掲げる街並み形成の方針及び目的の実現を目指すほか、国道管理者、再開発事業者、関係地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を得なければならない。 そのためには複数の者から提案を募り、専門的な知識及び経験を有し業務遂行能力の優れた者を選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5. 9. 6 | 令和5年度手稲山口地域協議会運営支援業務 | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 9,780,100 | R5. 5. 30 | R5. 5. 30 ~ R6. 3. 22 | 2030年度末とされている札幌までの全線開業に向け、着実に市内トンネル工事を進めるためには、当該受入地における確実な対策士の受入が必要である。 また、対策士の受入にあたっては周辺住民のご理解、ご協力が不可欠であり、その確保に向け、本業務で実施する協議会は要となる取組である。本業務の確実な履行に当たっては広範かつ専門的な知識・技術・経験や創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 01-211-2492 |
| R5. 7. 12 | 令和5年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務 | 株式会社建設技術研究所 | 10,428,000 | R5. 6. 6 | R5. 6. 6 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、持続可能な交通ネットワークを確立するための指針となる計画の策定に向け、本市の公共交通が抱える課題の分析や、地域公共交通が目指す姿と基本方針、目標達成に向けた施策、計画の評価推進体制等について検討し、計画の中間報告案や素案の作成とともに、会議の運営支援を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 01-211-2492 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|----------------------|------------|---------|-------------------|--|-------------------------------|
| R5.9.6 | 令和5年度北海道新幹線幹線啓発活動業務 | 株式会社電通北海道 | 5,599,000 | R5.6.6 | R5.6.6 ~ R6.3.15 | 本業務は、2030年度(令和12年度)末とされている札幌までの全線開業を一日も早く実現するために、建設工事への市民理解促進の取組、早期開業に向けた札幌市民の機運醸成や開業効果拡大への取組を推進するものである。 本業務の実施にあたっては、札幌市民に市内建設工事の内容がわかりやすく伝わるよう効果的・効率的に発信するとともに、札幌市民や道民、札幌を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の北海道への乗り入れに伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的に発信する必要がある。そのため、様々な情報発信手法・P-R手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的、一体的な情報発信やP-R活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。 本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.9.6 | 令和5年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務 | 株式会社建設技術研究所 | 10,428,000 | R5.6.6 | R5.6.6 ~ R6.3.29 | 本業務は、持続可能な交通ネットワークを確立するための指針となる計画の策定に向け、本市の公共交通が抱える課題の分析や、地域公共交通が目指す姿と基本方針、目標達成に向けた施策、計画の評価推進体制等について検討し、計画の中間報告案や素案の作成とともに、会議の運営支援を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、広範囲かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。 そのため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.9.6 | 令和5年度新たな公共交通システム調査・検討業務 | 株式会社ドーコン | 24,992,000 | R5.6.16 | R5.6.16 ~ R6.3.22 | 本業務は、新たな公共交通システムの検討及び実験計画の検討を行うこととしており、公共交通に関する多様な技術の活用について調査検討を行うものである。 これらの確実な履行にあたっては、広範囲かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.8.2 | 令和5年度将来交通体系調査・検討業務 | 株式会社ドーコン | 9,493,000 | R5.6.19 | R5.6.19 ~ R6.3.22 | 本業務は、札幌市総合交通計画に位置付けている清田方面公共交通機能向上及び次期P-T調査の実施に向けた調査・検討等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.8.16 | FDA機内誌広告掲載等業務 | 株式会社フジドリームエアラインズ | 2,000,000 | R5.6.19 | R5.6.19 ~ R6.3.31 | 本業務は、(株)フジドリームエアラインズが発行する機内誌への広告掲載等の業務であり、本業務を履行できるのは同社の他になく、業務の提供を行うものが1者に特定されるため、随意契約とする。 なお、同社は、丘珠空港に道外路線を就航している航空会社で、全国各地に路線展開を行っており、効率よく利用者や全国各地の空港関係者に対する丘珠空港の認知度向上を図ることができるとともに、利用促進等を行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.7.19 | 丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務 | 株式会社ドーコン | 7,986,000 | R5.7.11 | R5.7.11 ~ R6.3.22 | 本業務は、空港周辺の賑わい創出策の調査・立案を行うもので、市民のニーズや意見を的確に把握するための専門技術や、様々な可能性が考えられる賑わい創出策の中から最も効果的な手法を客観的に導き出すための高度な創造力、企画力が求められ、その能力を有する業者を選定する必要がある。よって本業務は、性質上、競争入札に適しないものと考えられる(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.8.16 | 令和5年度南区デマンド交通実証実験支援業務 | トヨタカラー札幌株式会社 | 5,929,000 | R5.8.7 | R5.8.7 ~ R6.3.31 | 本業務は、バス事業者による需要や地域の特性に合わせた新たな枠組みによる生活交通の導入に向けた実証実験を支援するものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範囲かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R5.9.20 | 令和5年度札幌丘珠空港航空機騒音予測業務 | 一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構 | 6,930,000 | R5.9.11 | R5.9.11 ~ R6.3.20 | 本業務を行うにあたり、過去調査との整合性を図るため、平成29年に予測分布図を作成した際に使用した国土交通省航空局が所管するJ-CBAモデルを使用する必要がある。 このJ-CBAモデルを運用するためには、必要な専門的知識と経験を有していなければならない。そのため、実質的にJ-CBAモデルにより騒音予測分布図を作成することができるのは、国土交通省からJ-CBAモデルの開発・改良を委託されている業者1者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R6.4.24 | 札幌市公共交通情報提供システム(えきバスナビ)運用・保守業務 | 株式会社メディア・マジック | 13,497,000 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバスの乗り換えを含んだ経路や乗継料金などの情報を提供するものであり、本業務は、本システムの安定的な稼働を確保することを目的としている。 本業務を実施するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性や札幌市の交通ネットワークを熟知していることが要件となる。 当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、また、札幌市内バス事業者独自のバス運行情報サービスも運営していることから、札幌市の交通ネットワークにも精通している。 そのため、本業務を履行できる業者は、当該業者の他にない。 以上の事由から、本契約の相手方を当該業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R6.4.24 | 令和6年度南区デマンド交通実証実験支援業務 | トヨタカラー札幌株式会社 | 7,293,000 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、運転手不足の深刻化等によりバス路線の維持が困難となっている中、バス事業者がデマンド型運行へ転換し、効率的な運行により路線の維持を目指す実証運行の取組を支援することを目的に、バス事業者に対してA-Iデマンド交通システムの提供等を行っている。 実証運行にあたっては、A-Iデマンド交通システムを活用し、会員登録や予約受付、配車指示等を行っている。バス事業者が本格運行へ向けて、実証運行の結果を適切に評価・検証し、地域特性に合った運行計画を策定するためには、2年間の実証運行期間中、同じシステムを活用することができるのは、このシステムを提供できる業者は、過年度業務でシステムを提供した当該業者のみである。 以上の事由から、当該業者を本契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-------------------|------------|---------|-------------------|---|-------------------------------|
| R6.4.24 | 「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務 | 札幌丘珠空港ビル株式会社 | 3,190,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。 「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、施設内設置物更新・補充についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の下で行う必要があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。 よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定による随意契約を行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492 |
| R6.2.7 | 固定資産税地理情報システム暗号化方式変更に伴う改修業務 | 株式会社日立ソリューションズ東日本 | 2,521,200 | R6.1.30 | R6.1.30 ~ R6.3.31 | 固定資産税地理情報システムは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その改修を他者が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達には競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 税政部固定資産税課 011-211-2228 |
| R6.3.27 | 令和6年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務 | 株式会社日立ソリューションズ東日本 | 69,943,896 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | ・固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)は札幌市の統合型地理情報システムにおける基幹システムの一つであり、その開発に当たっては分析調査からシステム構築までの全てを、他基幹システムを手掛けた札幌総合情報センター株式会社に委託していた。 ・その後、システム構築業務については、業務の精度向上等を図るため、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)に平成14年度から平成19年度にかけて再委託された。 ・平成20年度以降は当該業者が運用保守業務を直接受託、平成25年度以降はグループ企業の再編成により業務体制を引き継いだ株式会社日立ソリューションズ東日本が運用保守業務を受託している。 ・GISは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。 ・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。※債務負担行為設定済 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 財) 税政部固定資産税課 011-211-2228 |
| R6.3.27 | 令和6年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務 | 株式会社ティール・ユー・シー | 50,710,000 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | ・本業務は、別業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データ等を札幌市固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)に対応するよう加工(=構造化)する業務である。 ・GISにおける土地評価の自動計算は、株式会社ティール・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。 ・そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。 ・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティール・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。 ※債務負担行為設定済 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 財) 税政部固定資産税課 011-211-2228 |
| R6.2.7 | 証明書コンビニ交付システム税制改正対応業務 | 富士通Japan株式会社 | 2,915,000 | R6.1.30 | R6.1.30 ~ R6.3.31 | 本業務は、税制改正に対応するために証明書コンビニ交付システムを改修するものである。 本システムは富士通株式会社(令和3年度より富士通Japan株式会社北海道支社が承継、令和5年度より富士通Japan株式会社北海道公共ビジネス部に名称変更。)が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、システムのプログラム修正を伴う本業務を他者が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、富士通Japan株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 税政部納税指導課 011-211-2292 |
| R6.4.17 | 証明書コンビニ交付システム(税証明書)運用保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 3,430,900 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは富士通株式会社(令和3年度より富士通Japan株式会社北海道支社が承継、令和5年度より富士通Japan株式会社北海道公共ビジネス部に名称変更。)が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運用保守を他者が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、富士通Japan株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 税政部納税指導課 011-211-2292 |
| R6.3.21 | 北部市税事務所清掃業務 | 北海道メディカルサービス株式会社 | 6,646,365 | R6.3.13 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 事務所の利用に当たって賃貸人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 北部市税事務所納税課 011-207-3912 |
| R5.5.17 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フリ企画サービス | 1,860,000 | R5.4.14 | R5.4.14 ~ R5.4.28 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.6.21 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フリ企画サービス | 1,995,000 | R5.6.9 | R5.6.9 ~ R5.6.23 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.7.19 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フリ企画サービス | 1,995,000 | R5.7.4 | R5.7.4 ~ R5.7.14 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.8.30 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フリ企画サービス | 1,980,000 | R5.8.14 | R5.8.14 ~ R5.8.31 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.9.20 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フリ企画サービス | 1,995,000 | R5.9.6 | R5.9.6 ~ R5.9.22 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|-------------------------|------------|----------|---------------------|--|-------------------------------|
| R5.10.18 | 札幌市電話納付案内センター管理運営業務(学校給食費) | リンケージサービス株式会社 | 1,584,000 | R5.10.11 | R5.10.11 ~ R6.5.31 | 本業務は、令和5年5月31日付で本市とリンケージサービス株式会社(以下、「相手方」という。)間で契約している「札幌市電話納付案内センター管理運営業務」(以下、「別契約」という。))について、委託対象債権のうち学校給食費債権において、入札告示時点では予測できなかった未納件数が生じていることから、学校給食費債権の委託件数を増やすことを目的とした契約である。 内容としては、本市が指定する滞納者に架電を行い、未納の案内をする業務であり、市民の個人情報を取り扱う業務であることから、各種設備の整備等のハード面の他に、業務に従事する者への研修の実施等のソフト面の対策も仕様としている。 本業務は、その目的や経緯に照らし、迅速に調達する必要があるが、競争入札に付した場合、本市における入札手続に要する期間に加え、仕様書で定める各種要件を満たすための準備期間を設ける必要があるが、別契約を履行中である相手方と随意契約する場合、入札手続期間を要しないほか、設備や人員を流用することが可能であり、準備期間を設ける必要がないことから、競争に付した場合と比較して履行期間を長期に確保できる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当すると考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.11.1 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フクリ企画サービス | 1,965,000 | R5.10.13 | R5.10.13 ~ R5.10.31 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.12.20 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フクリ企画サービス | 1,990,000 | R5.12.5 | R5.12.5 ~ R5.12.22 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R6.2.14 | 自動車重量税印紙購入 | 株式会社フクリ企画サービス | 1,995,000 | R6.2.1 | R6.2.1 ~ R6.2.16 | 本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部管財課 011-211-2222 |
| R5.10.18 | 総合評価落札方式に係る計算式等の変更対応 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 3,575,000 | R5.10.6 | R5.10.6 ~ R6.1.31 | 本システムは富士通株式会社(令和3年度より富士通Japan(株)北海道支社が承継。令和5年度より富士通Japan(株)北海道公共ビジネス部に名称変更)が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、本業務を他者が履行することは不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部契約管理課 011-211-2152 |
| R6.4.3 | 札幌市電子入札システム運用サービス提供業務 | 富士通 J a p a n 株式会社 | 42,240,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは当該事業者が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、現行の運営サービス提供業務を他者が履行することは不可能である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 財) 管財部契約管理課 011-211-2152 |
| R6.4.3 | 電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス | 一般財団法人 日本建設情報総合センター | 2,722,500 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 電子入札コアシステムは当該事業者が開発したパッケージソフトであり、プログラムソース等が非公開であるため、その技術的サポートを他者が履行することは不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 財) 管財部契約管理課 011-211-2152 |
| R6.4.3 | 土木工事積算システム運用管理業務 | 東芝デジタルソリューションズ株式会社 | 42,240,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、本市で利用している「土木工事積算システム」について、通年で行う運用管理作業を委託するために、これを発注するものである。 本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該事業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、上記システム利用に伴う運用管理を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 したがって、競争入札に適用しないものであることから、当該業者と特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 財) 工事管理室技術管理課 011-211-2462 |
| R6.3.27 | 札幌市コミュニティ施設予約システム運用保守・業務 | 株式会社HBA | 5,095,200 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である(株)HBAが所有するサーバーセンターに専用サーバーを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。 本業務の効率的で的確な履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム改修業務」の成果を熟知していることが必要不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 地域振興部政課 011-211-2252 |
| R5.5.17 | 令和5年度札幌市新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会運営業務 | 特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター | 3,520,000 | R5.5.9 | R5.5.9 ~ R6.3.29 | 当該業務は、札幌市新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会の事務局として、札幌市市民まちづくり活動促進基金(以下「さほーとほっと基金」という。))の助成金の交付決定を受けた市民活動団体(以下「助成団体」という。))等に対して、事業実施に関する助言・指導、情報提供等を行うほか、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。))の影響に起因する社会的困難に対する支援活動や、国が呼びかける基本的な感染症対策に対応した事業の実施に伴い生じる新たな課題等の解決のため、助成団体等に対する助言・指導等の継続的な支援(伴走型支援)を試験的に実施し、ニーズ調査を行うものである。 当該業務において助成団体に助言・指導等を行う中では、活動資金の枯渇やボランティアなどの従事者確保の困難化など、長期にわたるコロナの影響により、弱体化した助成団体が含まれることが想定される。 NPOなどの市民活動団体は、一般的な民間企業と異なり、他からの寄付や補助金・助成金など、資金調達方法に特殊性があるため、助成団体に対し助言・指導を行うにあたっては、専門的な知識のみならず、多様な市民活動団体への支援の実践に基づいたノウハウが求められる。 また、さほーとほっと基金助成事業として採択された事業が助成団体において効果的に実施されるよう、助成団体への助言・指導及び情報提供等にあたっては、助成団体の状況を的確に把握し、事業実施や運営基盤の強化などの個別ニーズに対応可能な幅広い分野の専門知識及びNPO活動に係る支援者・団体等のネットワークによる支援が求められる。 特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンターは、NPOの中間支援組織として、市民活動団体への支援に資する豊富な知識・経験とネットワークを有している。 本事業の事業実施期間を踏まえると、限られた期間の中で、新たに参入する事業者が当該法人と同等のレベルの支援を行うことは困難であり、当該法人は札幌市内に所在する唯一のNPOの中間支援組織であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約と有成する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民自治推進課 011-211-2964 |
| R5.6.21 | 令和5年度地域まちづくり人材育成事業 | 株式会社石塚計画デザイン事務所 | 5,357,000 | R5.6.9 | R5.6.9 ~ R6.3.29 | 当該事業は、まちづくり活動を促進する上で、活動団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的としており、そのために実施する研修等には、専門的な知識や技術、経験等が求められることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争を行うことができるものと認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民自治推進課 011-211-2964 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|----------------|------------|---------|--------------------|---|--------------------------------|
| R5.7.12 | 令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務 | 株式会社アムプラザ | 2,840,000 | R5.7.4 | R5.7.4 ~ R6.3.29 | 当該事業は、NPOを地域に紹介・派遣することを通じて地域で活動する意識を深めるとともに地域と良好に連携できるスキルの習得や向上を図ることを目的としており、NPOが地域と連携して実施している連携事業の継続やレベルアップにかかる調査や支援、研修を行うことから、専門的な技術、経験等が求められる。そのため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争を行うことができるものと認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民自治推進課 011-211-2964 |
| R6.3.13 | 貸貨物件の原状回復に関するトラブルに係る消費者教育映像を用いた啓発業務 | 株式会社電通北海道 | 5,778,300 | R6.2.27 | R6.2.27 ~ R6.3.29 | 本業務は、貸貨物件の原状回復に係るトラブルの増加が予想される時期を前に、令和4年度に制作した消費者教育映像(15秒版と33秒版の2種類。以下「本件映像」という。)をテレビCMとして放映することにより、消費者被害を防止するとともに、相談先としての消費者センターの認知度向上を目的とするものである。 33秒版の映像については、テレビCM用に30秒への編集が必要であるが、著作権の関係から、当該編集は本件映像の制作を受託した株式会社電通北海道のみが行える。 また、本市はテレビCMに適した形式の映像データを所持していないため、新たに映像データの作成が必要であるが、当該作業が行えるのは、本件映像のマスターデータを所持している同社のみである。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245 |
| R6.4.10 | 特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収事務 | 一般社団法人北海道計量協会 | 24,640,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 特定計量器の定期検査は、計量法第19条第1項の規定により特定市が行うことになっているが、同法第20条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして、札幌市長が指定した指定定期検査機関であり、この他に指定定期検査機関がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245 |
| R6.4.10 | 札幌市消費者被害防止ネットワーク事業業務 | 公益社団法人 札幌消費者協会 | 11,660,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 1 当該事業の関係機関や消費生活サポーターから、支援対象者の消費者トラブルについて相談を受けるほか、必要に応じて消費生活相談室と連携し、実態調査や適切な助言及び相談窓口の紹介など、消費生活相談業務に相当する専門性のある高い知識及び経験が要求されること。 2 支援対象者や見守る立場の人に対する講座等の啓発活動を年間100回程度行うため、消費者トラブルや消費者教育に精通し、相応の啓発活動実務経験を有し、また消費生活推進員の統括や補助・支援を行える人員を一定数以上確保する必要があること。 3 支援対象者の消費者被害を未然に防止し、または早期に発見・救済するため、関係機関や消費生活サポーター等とのネットワーク体制を拡充し、連携していく必要があることから、関係機関等との信頼関係の維持や構築を可能とする信頼性を有していること。 4 消費者トラブルに関する相談や、関係機関とのネットワーク体制の構築などから鑑みて、当該事業に関して直接的な利益を有する者は不適切であることから、公正かつ中立な立場で実務を実施できる公益性が求められること。 5 当該業務は、平成19年度の事業開始時より公益社団法人札幌消費者協会が継続して受託していることから、業務内容を熟知しており、支援対象者の見守り活動に関する経験・ノウハウを有している。また、同協会は、これまでに培ってきた当該事業の関係機関との強い信頼関係も築いている状況にあること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245 |
| R6.4.24 | 消費生活支援事業関係業務 | 公益社団法人 札幌消費者協会 | 80,432,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。 1 本市では年間約10,000件前後の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を的確に実施するに足る知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。 2 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。 3 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後もその構築及び維持が可能であること。 4 高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。 上記の条件を満たす者は当該事業者のほかはないことから、地方自治法施行令第167条第2項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245 |
| R6.5.15 | アイヌ文化交流センター庭園管理業務 | 札幌アイヌ協会 | 2,420,000 | R5.4.22 | R5.4.22 ~ R5.11.30 | 本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園(歴史の里・自然の里)及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和4年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|----------------|-----------|---------|--------------------|---|--------------------------------|
| R5.12.6 | アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務 | 札幌アイヌ協会 | 2,258,300 | R5.4.28 | R5.4.28 ~ R5.12.31 | 本業務は、アイヌの伝統的文化活動を行う際に必要となる自然素材の育成、植栽物の維持管理を行うものである。 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、伝統的な自然素材の育成に関する専門的な知識・経験等が必要となるほか、植栽、除草及び収穫に際して多くの人員が必要となることから、人員を適時に確保することができる組織体制を備えている必要がある。 これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和4年度においても同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399 |
| R6.5.15 | アイヌ文化体験イベント委託業務 | 札幌アイヌ協会 | 1,518,000 | R5.5.2 | R5.5.2 ~ R5.12.31 | 本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする事業である。 実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和4年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |
| R6.5.15 | アイヌ文化体験講座委託業務 | 札幌アイヌ協会 | 1,425,600 | R5.5.2 | R5.5.2 ~ R6.3.31 | 本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。 実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、業務が長期間にわたり、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録者ではないが、令和4年度において同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |
| R5.6.7 | アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務 | 札幌アイヌ協会 | 1,891,560 | R5.5.31 | R5.5.31 ~ R6.3.31 | 本業務は、アイヌの伝統料理の調理や民具づくりなどの体験講座を通じて、市民のアイヌ文化に対する理解を深めることを目的とするものである。 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、幅広い分野にわたる体験講座の企画立案、実施に係る専門的な知識・技術・経験等が必要となるほか、各講座に複数名の講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。 これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和4年度においても同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399 |
| R5.7.26 | 民族共生象徴空間等周遊バスツアー参加者向け交流プログラム実施業務(単価契約) | 札幌アイヌ協会 | 2,087,970 | R5.7.21 | R5.7.21 ~ R5.11.30 | 本業務は、本市が別途委託し実施する「民族共生象徴空間等周遊バスツアー」参加者を対象に、市民がアイヌ文化を学ぶとともに、アイヌ民族との交流を通じてアイヌの歴史や伝統文化等への理解を深めることを目的とする。 業務の実施に当たっては、アイヌ文化交流センターの管理や運営状況を踏まえた、プログラムの企画立案、実施が可能であり、各プログラムの都度講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。 本業務の効果的・効率的な執行を図るためには、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解し、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会がなければ業務を履行することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和4年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399 |
| R5.12.6 | アイヌ工芸品販売会来場者向けワークショップ実施業務 | 株式会社ノーザンクロス | 1,105,500 | R5.7.28 | R5.7.28 ~ R6.3.18 | 本業務は、アイヌ工芸品販売会「札幌アイヌアーティスト2023」(以下「販売会」という。)会場において、同販売会に出品するアイヌ工芸作家(以下「参加作家」という。)によるワークショップを開催し、市民等のアイヌ工芸品への理解を深めるとともに、出品商品の販売促進につなげることを図るものである。当該業務の実施に当たっては、販売会の運営や参加作家に混乱が生じないよう、販売会と一体的に綿密な準備、調整を行う必要がある。以上のことから、本業務を履行することができるのは、販売会運営業務の受託者である株式会社ノーザンクロスしかいないと判断されることから、下記の根拠法令等に基づき、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399 |
| R6.5.15 | アイヌ文化紹介システム更新業務 | ソニーマーケティング株式会社 | 9,845,000 | R6.1.31 | R6.1.31 ~ R6.3.31 | 本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの来館者がアイヌ文化に対する理解を深めることができるよう、アイヌ文化を紹介するシステムを構築する業務である。 本業務では、地下鉄南北線さっぽろ駅構内の「アイヌ文化を紹介する空間」(ミナバ)に設置した「ハコニコタン」及び「タッチパネル端末」(以下「ハコニコタン等」という。)のコンテンツ及びシステムをカスタマイズした上でアイヌ文化交流センターに導入することとしている。 本業務を実施するためには、導入するシステム全体についての基本的な知識に加えて、別途調達する機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うための知識と経験が必要不可欠である。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナバにおいてハコニコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|---------------------|-----------|---------|-------------------|--|--------------------------------|
| R6.5.15 | アイヌ文化交流センターの展示物追加制作業務 | 札幌アイヌ協会 | 1,804,110 | R6.2.9 | R6.2.9 ~ R6.3.31 | 本業務は、アイヌ文化交流センターの展示室等の充実を目的として、アイヌ民族の伝統的な民具等の展示物の追加制作を行うものである。 展示物の制作に当たっては、アイヌ文化交流センターの展示及びアイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している者を確保できる組織体制が必要である。 これらのことを満たし、業務を確実に実施できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、当該団体との随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の展示物品の制作を行っており、開設後の追加での民具制作等で良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |
| R6.4.3 | 「(仮称)大通観光案内・アイヌ文化PRコーナー」設置・デザイン等検討業務 | 株式会社北海道博報堂 | 2,272,727 | R6.3.5 | R6.3.5 ~ R6.3.29 | 本業務の目的を達成するに当たっては、本市における観光施策やアイヌ施策を踏まえ、効果的かつ魅力的な情報発信ができるデザイン等を設計できる事業者に業務を委託することが適当であり、また事業者には高度な創造性や企画力のほか、建築構造設計等を含む専門的な知識・経験が求められると認められる。 したがって、価格により比較する競争入札には適さないことから、公募型企画競争を採用し、委託の相手方を選定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399 |
| R6.5.15 | アイヌ文化交流センター吸収冷温水機保守点検業務 | パナソニック産機システムズ株式会社 | 911,900 | R6.3.7 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの冷暖房用の熱源機である吸収冷温水機の保守点検を行うものである。 履行に際しては、パナソニック(株)製(旧・三洋電機空調(株))の吸収冷温水機に精通し、故障等の際に迅速な対応が必要であることから同社製の吸収冷温水機の販売・取付・保守業者であり、機器を熟知している左記業者でなければ対応が不可能である。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿登録業者) なお、前回見積合せに見積の提出がなかったことについて、聴取を行い、以下の通りの事情であるため、再度の見積合せを実施する。 同社営業 大屋職員より聴取 ・担当営業は見積合せの実施自体を把握していなかった ・同社が登録している見積送付メールアドレスへのメールも届いていなかった ・当該見積送付メールアドレスが最近変更になったため、メールが届かなかったと思われる ・見積合せに参加する意思はある (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961 |
| R5.8.9 | 令和5年度オンラインフォーラム運営業務 | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 | 3,544,200 | R5.7.31 | R5.7.31 ~ R6.3.29 | 本業務は、企業や市民に対し男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成を目的としていることから、女性活躍推進や男性の家事育児参画促進のみならず性的マイノリティへの理解促進及び配慮、DV防止啓発に向けた理解など、多岐にわたるテーマのセミナー・講演を複数開催することを想定している。 本業務を効果的に実施するためには、これらの幅広い分野についてのテーマ設定やそれに適した講師選定、テーマに即した様々な啓発対象(企業・市民)にあわせて広報周知等の開催手法など、男女共同参画全般に関わる豊富な知見やノウハウ、そして実績は必要不可欠である。 当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、指定管理業務としてジェンダー課題に関する様々な講座を実施し企業や市民に対して学習機会の提供を行っているほか、女性のための総合相談・法律相談事業や男女共同参画活動団体支援事業等も実施しているところである。 また、本市からの委託業務である性的マイノリティ電話相談業務や困難を抱える女性に対する支援業務を受託実施するなど、性的マイノリティ支援団体や女性支援団体を含めた男女共同参画活動団体とのネットワークも有しており、想定するセミナーテーマすべてに精通し、当該事業実施のための豊富な知見やノウハウを有している。 また、令和3年度及び4年度に実施した本事業を受託し、適切なテーマ設定及び講師・登壇者を企画提案し、良好に実施した実績も有している。 以上のことから、当該業務を確実に良好に履行できるのは、札幌市男女共同参画センターの指定管理者として必要な実績・資質が備わっている当該事業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 男女共同参画課 011-211-2962 |
| R5.8.30 | LGBTフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務 | 株式会社帝国データバンク | 2,798,103 | R5.8.4 | R5.8.4 ~ R6.3.15 | 本業務は、市内企業を訪問し指標制度の登録に向けた働きかけを行って、性的マイノリティに関する取組を進める企業に登録してもらうとともに、当事者による研修をきっかけとして性的マイノリティに関する取組を進める企業を増やすことで、社会全体での理解を広げることが目的としている。 この目的を達成するためには、単なる制度周知ではなく、市内企業の情報や現状分析を基に、効果的な対象企業の選定や企業に応じたアプローチ手法の工夫などが求められ、これを実施するためには企業情報に関する専門的な知識や活用経験などが必要で、価格による競争入札には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するものと判断される。 こうしたことから、専門的な知識や経験を有する者から企画提案を募ったうえで、本業務を適切に実施できる業務遂行能力に優れたものを選ぶ公募型企画競争入札を行った。 企画競争実施委員会において、企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに審査を行い、評価点の合計が最も高いものを契約候補者として選定し、その契約候補者と特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 男女共同参画課 011-211-2962 |
| R5.6.21 | 令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の若手人材育成業務 | 株式会社ランドスキップ | 9,944,000 | R5.6.15 | R5.6.15 ~ R6.3.31 | 本事業は、メディアアーツ分野の専門の人材と連携して若手創造人材にワークショップ等を開催するとともに、参加者作成の成果物をCG映像に取り込み他の事業との連携、相乗効果を図る取組であり、本事業を実施の中で質的評価を行う専門的かつ先進的な取組であり、これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市) 文化振興課 011-211-2261 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|------------------|------------|-----------|------------------------|---|-----------------------------|
| R5. 6. 28 | 清華亭耐震改修ほか保存修理工事報告書作成業務 | 北電総合設計株式会社 | 3,795,000 | R5. 6. 21 | R5. 6. 21 ~ R6. 3. 22 | <p>本業務は、令和5年5月から令和5年12月までの期間で実施している「市指定有形文化財 清華亭 耐震改修ほか保存修理工事」で得られるさまざまな知見を貴重な資料として後世に伝えるため、当該工事の主要な工程ごとの記録写真を撮影するとともに、修理工事の概要、図面等による修理工事報告書を作成するものである。</p> <p>これらの業務は、撮影及び報告書作成に関する理解はもとより、当該工事に係る基本検討・実施設計の詳細及び工事の具体的内容やその過程、検針記録等を踏まえないと実施し得ないものである。</p> <p>そのため、当該業務は、令和4年度に実施した「清華亭耐震・保全改修工事実施設計」及び令和5年度に実施している「市指定有形文化財 清華亭 耐震改修ほか保存修理工事監理」の受託者により行う必要がある。</p> <p>なお、上記工事監理は、「設計内容・意図を適切かつ確実に施工業者へ伝達し、更に設計図書には表れない詳細箇所の調整を施工業者と行うことができる」として特命随意契約により当該選定業者に委託している。</p> <p>これらのことから、本業務を遂行できるのは、上述の業務を受託した当該選定事業者のみであり、契約の性質又は目的は競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R5. 7. 19 | さっぽろアートステージ2023運営業務 | さっぽろアートステージ実行委員会 | 23,397,000 | R5. 7. 11 | R5. 7. 11 ~ R6. 3. 29 | <p>さっぽろアートステージ実行委員会は、民間事業者を中心に、事業の実施主体となり得る法人・団体に組織された実行委員会である。</p> <p>本実行委員会について、舞台芸術部門は、市内で劇場を運営する法人・団体に組織された「札幌劇場連絡会」、音楽部門は、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、学生音楽部門は、本市教育委員会の協力を得ながら、「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」が担当し、美術部門は、市内の多くの芸術家と繋がりをもち、アートイベントをプロデュースする「CAI現代芸術研究所」、各会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ」の各法人・団体によって組織されている。</p> <p>当該業務は、本市が11月を文化芸術月間と位置づけ、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するもので、複数のジャンルを統一テーマのもとでプランニングし、効果的に事業を実施する必要がある。</p> <p>したがって、本業務の実施に当たっては、各部門(分野)を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、かつ、トータルで運営の管理を行うことで、各事業の連携効果を生み出す必要があるが、各部門(分野)において十分な知識を有し、緊密な連携のもと、総合的・効果的に遂行できる者は、当該実行委員会の他にはない。</p> <p>このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「さっぽろアートステージ実行委員会」を相手方として特定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R5. 7. 19 | マルタ・パン作「浮かぶ彫刻・札幌(大・小)」補修業務 | 株式会社SDアート | 8,294,000 | R5. 7. 12 | R5. 7. 12 ~ R5. 10. 31 | <p>本業務は、札幌芸術の森のシンボル作品の一つである「浮かぶ彫刻・札幌(マルタ・パン作)」の補修を行うものである。彫刻作品の補修にあたっては、作家等の意向に沿った方法で実施する必要があるため、本業務を履行するためには、マルタ・パン財団との意思疎通を円滑に行うことが要求されるほか、彫刻補修に関する知識を十分に有していることが求められる。</p> <p>当該事業者は、札幌芸術の森の第1期から第3期工事にわたり、野外美術館作品の総合設計計画策定及び設置・監修業務を行った株式会社空間造形コンサルタントの後継会社であり、他都市でも作品の補修実績が多数ある。また、本作品の劣化は令和3年度に実施した札幌芸術の森彫刻作品現況調査により判明したものであるが、当該事業者は当該調査の受託業者であり、本作品の現況について熟知している。また、マルタ・パン財団は当該作品の補修について当該事業者に委任しており、マルタ・パン財団と密に連携し、意向を十分に反映させながら補修を進めることができる。</p> <p>以上により、当該事業者は適切な方法より本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R5. 8. 9 | 札幌市教育文化会館小ホール客席椅子修繕業務 | K S S 株式会社 | 21,384,000 | R5. 7. 28 | R5. 7. 28 ~ R6. 3. 28 | <p>本業務は、札幌市教育文化会館小ホールに設置されている客席椅子(全360席)及び予備品(5席)の修繕を行うものである。当該客席椅子は、平成10年に更新したコトブキシーティング(以下、「コトブキ」と言う。)製の椅子であるが、グループ会社であるK S S株式会社のみが取扱っている純正品があることや、コトブキが実施する研修を受け、コトブキ製品を熟知した技術者を擁していることから、更新から25年間、K S S株式会社が修繕を行ってきた。</p> <p>既存椅子の布張替えや純正品の交換を伴う本業務において、意匠性及び音響性能に影響を与えずに目的を遂行できる者は、他にはないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2312 |
| R5. 8. 16 | 札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務 | K S S 株式会社 | 11,533,852 | R5. 8. 2 | R5. 8. 2 ~ R6. 3. 28 | <p>本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。</p> <p>札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング製であり、開館から25年間、コトブキシーティングのグループ会社であるK S S株式会社がメンテナンスを行ってきた。</p> <p>背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、構造を熟知した専門的な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能へ影響を与えずに修繕する必要があるため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。</p> <p>このことから、当該椅子を取り扱った実績があり、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R5. 9. 13 | 新宮晋 作「雲の牧場」補修業務 | 東興株式会社 | 6,248,000 | R5. 8. 4 | R5. 8. 4 ~ R5. 11. 30 | <p>本業務は、札幌芸術の森のシンボル作品の一つである「雲の牧場(作家:新宮晋)」について、帆及び可動部の劣化が進んでいるため補修を行うものである。</p> <p>彫刻作品の補修にあたっては、作家等の意向に沿った方法で実施する必要があるため、本業務を履行するためには、本作品の著作権者人格権を有する作家と密に調整して、作家の意向に沿って進める必要がある。また、作品の芸術性及び美観を損ねないために当該作品の性質等を十分に理解している必要がある。</p> <p>当該業者は本作品の定期メンテナンスを行っているため、本作品の構造等を熟知しており、劣化状況に応じた最適な補修を行うことが出来る。また、当該業者は作家が指定した業者であるため、作家と密に調整し、意向を反映させながら補修を行うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上により、当該事業者は適切な方法により本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|---------------------|-----------|----------|--------------------|--|-----------------------------|
| R6.3.6 | 「障がい児のための音楽ワークショップ」運営業務 | 公益財団法人 札幌市芸術文化財団 | 3,899,500 | R5.8.22 | R5.8.22 ~ R5.12.8 | <p>本業務は、市長公約に基づき、文化芸術施設に来館する機会が少ない、障がいのある子どもたちに向けた音楽ワークショップを札幌コンサートホールKitara(以下、キタラ)において実施し、本格的な文化芸術体験の機会を創出することで、障がいのある子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、音楽文化の普及振興を図るものである。</p> <p>本業務においては、知的障がい、肢体不自由、聴覚障がいなどの障がいのある、市内特別支援学校や特別支援学級に通う小学生を対象としており、車椅子を常用する児童も参加が見込まれることから、客席のほか、大ホールステージ上での実施を想定している。特にステージ上でのワークショップの実施は、キタラにおいては特殊な実施形態であることから、受託者においては、施設の入口からステージ通用口までの児童の誘導や、災害等緊急時の避難経路の確保などのため、施設の構造を熟知している必要がある。</p> <p>また、重度の障がいのある児童の参加も想定され、ワークショップ実施中にも、必要に応じて救護室を案内する等、柔軟な救護体制が必要である。</p> <p>さらに、ワークショップ内容の検討に当たっては、障がい児に向けた効果的なプログラムを構築するため、障がい児に向けた音楽イベントに関する知見を有している必要がある。</p> <p>この度選定事業者とする(公財)札幌市芸術文化財団(以下、財団)は、札幌市の指定管理者として、キタラを管理運営しており、当該施設の特徴を熟知する唯一の団体である。</p> <p>また、「Kitaraファースト・コンサート」や令和4年度の「障がい児向け音楽ワークショップ」の実績があり、救護対応等をはじめ、施設へ障がい児を迎えるに当たっての豊富な経験を持ち、受入体制が整っていると言える。</p> <p>加えて、財団は令和3年度に実施した「障がい者向け文化芸術体験事業調査検討業務」の受託者であり、他都市における先進事例調査や特別支援学校等へのアンケート調査などを通して、障がい児向けの音楽イベントにかかる確かな知識を有している。</p> <p>以上のことから、当該事業を効果的かつ安定的に実施できる事業者は財団において他にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R6.3.6 | ニッセイ名作シリーズ会場内誘導案内業務 | サントリーパブリシティサービス株式会社 | 1,225,125 | R5.9.12 | R5.9.12 ~ R5.9.15 | <p>令和5年度ニッセイ名作シリーズ鑑賞事業については、札幌文化芸術劇場hitaruを会場に開催する。劇場は札幌市民交流プラザの4階から9階に位置しており上下の移動が多いこと、公演の参加対象が小学4年生であり、各公演2,000人弱の移動に伴うことから、児童の安全かつ円滑な移動を案内することが求められおり、施設の特性を把握した上で、児童の案内を迅速に行う必要がある。</p> <p>サントリーパブリシティサービス(株)は、札幌市民交流プラザのレセプション委託業者でもあり、施設の特性を熟知している。さらに、本市の施設である札幌コンサートホールにて、公演に係るレセプション業務を長らく請け負っているほか、本市の子どもの文化芸術体験事業「キタラファーストコンサート事業」においても、レセプション公演業務の実績があり、迅速な児童の誘導や、緊急時対応を行うことができる。</p> <p>市内においては、当該業者の他には、札幌市民交流プラザの特性を十分に理解し、児童を対象とした公演時の迅速な案内を行うことができる者は見当たらず、1社に特定されることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定した相手方とする随意契約を行うこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R6.3.6 | 札幌コンサートホールチェンバロオーバーホール業務 | 株式会社ギタルラ社 | 1,797,530 | R5.10.4 | R5.10.4 ~ R6.3.31 | <p>本業務は、札幌コンサートホールに設置されている、ブルース・ケネディ製作チェンバロのオーバーホール業務を行うものである。</p> <p>札幌コンサートホールは平成9年7月にオープンした音楽専用ホールであり、本市の音楽文化の中核施設である。ホールの卓越した音の響きは、国内外の一流アーティストや多数の観客から高く評価されており、楽器の音色や響き、タッチを維持することは、札幌コンサートホールの質を保つ上で、非常に重要である。そのため、楽器のオーバーホールにあたっては、豊富な知識と作業実績を持つとともに、当ホールで保有する楽器の固有の特徴を把握していることが必須となる。</p> <p>株式会社ギタルラ社は、多数のチェンバロ製作を手掛けており、また、本業務の対象と同タイプのチェンバロも所有しているため、確かな実績と知識を有している。さらに、札幌コンサートホールにおいては、継続的に当該事業者が当該チェンバロの保守を依頼しており、楽器の状態を把握している唯一の事業者である。</p> <p>以上のことから、札幌コンサートホールに保管しているチェンバロのオーバーホールを適切に行える事業者は当該事業者において他にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により実施することとし、委託先として株式会社ギタルラ社を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-211-2261 |
| R6.1.10 | 小金湯産クラ骨格標本収納ケース製作業務 | 株式会社ウエザーコック | 1,980,000 | R5.12.25 | R5.12.25 ~ R6.3.31 | <p>本業務は、全長14mの小金湯産クラ骨格標本の形状や材質など詳細な情報を把握したうえで専用の収納ケース製作を求めるものである。これらの業務を遂行するには不規則な形状をしている骨格標本約180個の情報を正確に計測したうえで設計する必要がある。</p> <p>選定事業者である(株)ウエザーコックは当該骨格標本の製作を履行しており、設計に必要な詳細データを既に保持していること、材質や形状を熟知していることから、製作期間の短縮及び経費の節減を図るとともに、履行品質の確保ができるため競争に付するよりも有利と認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争に付することが不利と認められるとき)に該当すると判断し、随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | 市) 文化部文化振興課 011-374-5002 |
| R6.4.3 | 札幌市時計台時計機械保守等業務 | 札幌市時計台時計機械保存会 | 3,646,093 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は、札幌市時計台(以下「時計台」という。)に設置している時計機械の保守点検を行うとともに保守技術の継承を図るものである。時計機械は、明治14年(1881年)に付設された時計塔に設置されており、時計台とともに重要な文化財に附(ついたり)指定されている大変貴重な時計機械である。また、平成21年(2009年)には機械遺産に認定されている。現在、時計機械は2名の職人により10年以上の間、適切に保守されているが、保守及び保守技術の継承に当たっては、当該時計機械特有の専門的知識、技術及び経験が必要となるため、これらを有する職人によって行うことが不可欠であり、当該職人以外にこれら知識等を有する職人はいない。また、当該職人は時計機械の適切な保存及び保守の実施並びに保守技術の伝承等を目的としている札幌市時計台時計機械保存会に所属し活動している。このことから、本業務を遂行できる者は札幌市時計台時計機械保存会他になく、本業務に係る契約の性質が競争入札等に不適当なものである。</p> <p>(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)と認め、本保存会を選定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 市) 文化財課 011-211-2312 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-------------------|------------|---------|-------------------|--|------------------------------|
| R6.4.3 | 新琴似屯田兵中隊本部管理業務 | 新琴似屯田兵中隊本部保存会 | 1,762,200 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、新琴似開拓に関する歴史を伝えるための施設である新琴似屯田兵中隊本部について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら受付案内等の管理を行うものである。 新琴似屯田兵中隊本部保存会は、新琴似開拓に関する歴史を後世へ伝承すること、文化財としての当該施設の保存を目的に組織されている。また、館内の展示資料については、その多くが同保存会所有の屯田兵に関する資料であり、指定文化財である建造物を活用し、当時の様子をうかがえる資料をもとに開拓の歴史を後世に伝える役割に大きく貢献している。 このことから、新琴似開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市)文化財課 011-211-2312 |
| R6.4.3 | 旧黒岩家住宅管理業務 | 旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)保存会 | 3,282,840 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、簾舞地区開拓に関する歴史を伝えるための施設である旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)保存会は、旧黒岩家住宅の家屋を末永く保存し、簾舞地区開拓における先人の苦勞を後世に伝えることを目的として組織されている。 また、同保存会が独自に収集した民具・農具等を展示・解説することで、効果的に文化財及び同地区の開拓期における先人の功績を伝承する役割に大きく貢献している。 このことから、簾舞地区開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市)文化財課 011-211-2312 |
| R6.4.3 | 札幌村歴史資料等管理業務 | 札幌村歴史資料等管理業務 | 3,993,000 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史を伝えるための施設である札幌村郷土記念館について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 札幌村郷土記念館保存会は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓に尽した先人の功績を後世へ伝承することを目的に組織されており、関係連合町内会と密接な連携を取りながら、札幌村郷土記念館内で業務対象資料を含めた地域の歴史に係る郷土資料を展示し、来館者に対する説明・案内を行っている。 このことから、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財資料として保存・活用を行いながら本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市)文化財課 011-211-2312 |
| R6.4.3 | 手稲記念館展示室管理業務 | 手稲記念館管理運営委員会 | 5,104,000 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 手稲記念館は、郷土の歴史を後世に伝えるとともに、札幌市への合併後における新たなコミュニティづくりの拠点が必要との地域住民の意向を受けて昭和44年に設置されたもので、展示室のほか集会所及び講堂で構成されている。 本業務は、手稲記念館の展示室について、地域に根ざした展示室としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 手稲記念館管理運営委員会は、手稲記念館を長年にわたり利用してきた地元の団体が構成されており、郷土の歴史に精通し、地域に根ざした展示室としての保存・活用を行いながら、手稲記念館の展示室を管理運営することができる者は、同委員会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同委員会を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 市)文化財課 011-211-2312 |
| R5.5.17 | 令和5年度カーリング普及促進業務 | 一般社団法人札幌カーリング協会 | 4,356,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.5.17 | 令和5年度運動部活動アスリート派遣業務(単備契約) | 一般社団法人A-bank北海道 | 13,634,500 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、24部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.5.17 | 市民運動広場調査解析・施工監理業務 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 | 21,065,000 | R5.4.27 | R5.4.27 ~ R6.3.25 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置等の仮設運用及び点検となります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外では仮設装置の運用、点検の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.5.17 | 藤野野外スポーツ交流施設第2ロマンスリフト保全業務 | 東京索道株式会社 | 4,400,000 | R5.5.2 | R5.5.2 ~ R5.11.30 | 本業務は第2ロマンスリフトの構成機器である常用制動機及び非常用制動機の保全業務です。上記機器を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能です。そのため、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にいないことから、左記業者に特定随契とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.5.17 | 平岸プール中央監視装置保全業務 | 株式会社オーテック | 902,000 | R5.5.2 | R5.5.2 ~ R6.3.31 | 本業務は平岸プールに設置されている自動制御設備の保全業務です。自動制御設備の一部である監視用デスクトップPCの更新についてはメーカー独自の機器が使用されているため、メーカー以外の機器代替及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|--------------------|-------------|---------|--------------------|---|-------------------------------|
| R5.5.17 | 大倉山ジャンプ競技場中央監視装置保全業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社 | 1,100,000 | R5.5.2 | R5.5.2 ~ R5.10.13 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置等の仮設運用及び点検となり。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外では仮設装置の運用、点検の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | 札幌ドーム可動設備保全業務 | 川崎重工工業株式会社 | 109,010,000 | R5.5.16 | R5.5.16 ~ R6.3.22 | 札幌ドームのホヴァリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながら段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、施設を稼働させながら更新かつ、既設使用部品との互換性を確保するには、設計・製造メーカーの技術が必要となり、製造メーカー部品以外での代替が不可能であることから、左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、左記業者に特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | 平岸プール可変床保全業務 | 三菱重工機械システム株式会社 | 9,900,000 | R5.5.17 | R5.5.17 ~ R6.2.28 | 本業務は平岸プールに設置されている可変床の昇降するシリンダーを外し、消耗部品の交換を行う業務です。可変床についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能です。そのため、同可変床のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | 星置スケート場スケートリンク保全業務 | 株式会社三上工務店 | 17,600,000 | R5.5.22 | R5.5.22 ~ R5.11.28 | 当該業務の実施については、アイスホッケーのシーズン開始である10月までに完了が求められるが、スケートリンクのあるアリーナの天井改修工事(鉄骨塗装等)が9月末までの工期で実施されている。シーズン開始に間に合わせるためには、天井改修工事と合わせた工程管理による期間の短縮が不可欠である。また、工事エリアと当該業務の作業エリアがどちらもアリーナであるため、上下作業や作業動線の交差による接触事故を防ぐための安全管理や、解氷及び結氷の品質に大きくかわるアリーナ内の温度管理を鉄骨塗装のための温度管理と合わせて実施する必要がある。これらのことが可能な業者は天井改修工事を請け負っている左記業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | モエレ沼公園デザイン監修業務 | 一般社団法人 モエレ支援機構 | 1,650,000 | R5.5.24 | R5.5.24 ~ R6.3.29 | 本業務は、モエレ沼公園の野球場大規模改修工事及び設計にあたり、財団の同意を得る必要があるデザインに影響を及ぼす変更について、イサム・ノグチの芸術的遺産として維持していくために、監修を受けるものである。 モエレ沼公園の造成時に札幌市と米国のイサム・ノグチ財団(以下「財団」という)の間で締結した契約に基づき、施設の位置、素材、色、形状などデザインに影響を及ぼす変更に関して財団から文書による同意を得ることとなっているが、当該団体は、財団からの同意の権限について委任されており、本業務に必要な条件を満たす唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | 大倉山ジャンプ競技場屋外エスカレーター保全業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 6,556,000 | R5.6.13 | R5.6.13 ~ R5.12.25 | 大倉山ジャンプ競技場に設置されている屋外エスカレーターにおいて、エスカレーターの重要部品に、経年による摩耗、劣化が進行している。竣工から一度も更新されず20年以上経過している部品であり、動作不良を起し緊急停止した場合、利用者の転倒事故につながる恐れが非常に高い。 当該エスカレーターについてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、部品交換を行う本業務において、既存設備との互換性を確保するには、メーカー以外の部品では代替が不可能であること、更新作業に設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.28 | 令和5年度ウィンタースポーツ塾 in Summer運営業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 3,350,600 | R5.6.16 | R5.6.16 ~ R5.9.4 | ウィンタースポーツ塾 in Summerはウィンタースポーツの裾野拡大を目的とした小学生対象の冬季競技4種目の体験会であり、この4種目をまとめて企画・広報・募集し、必要に応じて種目間で応募者の振り分けを調整するなど、4種目を一体的に運営することが必要である。よって、当該事業の実施には、4種目すべてについて、専門知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配や、各実施会場の状況を踏まえた適切な安全確保が求められる。 一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)は、4種目の競技団体がすべて加盟団体となっており、各競技団体との独自のネットワークに基づく密接な連携が可能である。 各競技団体とのネットワークや安全管理ノウハウを生かし、4種目すべての体験会を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、スポーツ協会との特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.8.2 | 区体育館等における障がい者スポーツ体験会 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 1,318,900 | R5.6.29 | R5.6.29 ~ R6.3.15 | 本業務は、区体育館等において、障がい者スポーツを体験するものであり、体験会を行う区体育館等の市民利用枠や競技団体利用枠との調整が必須であることに加え、障がい者スポーツの指導員資格、知識・経験を有するスタッフを配置する必要がある。 当該団体は、区体育館等の指定管理者であり、各施設の年間スケジュールを管理し、市民利用枠や競技団体利用枠との調整が可能である。また、当該団体には障がい者スポーツ指導員の資格所持者も在籍しており、さまざまな障がい者スポーツ競技団体との連携を密に取ることが可能なことに加え、これまでも障がい者スポーツに関するイベント業務の実績があることから、障がい者等の不特定多数の参加者の対応や会場の安全確保という面でも優れており、契約中に実施する複数回の体験会を、安定して実施できるものと考えられる。 以上の理由から、本業務を委託可能な団体は当該団体のみであると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.8.2 | 札幌ドーム可動設備保全業務 | IHI I 運搬機械株式会社 | 41,360,000 | R5.7.3 | R5.7.3 ~ R6.3.22 | 本業務は、札幌ドームの可動設備である旋回式可動席及び各塁ベースの保全業務です。旋回式可動席及び各塁ベースはメーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務において既設使用部品との互換性を確保するには、メーカー部品以外での代替が不可能であること、かつメーカーの技術が必要となることから、メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないため、左記業者に特定随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|---------------------|------------|-----------|------------------------|--|-------------------------------|
| R5. 8. 2 | 新美香保体育館整備基本計画策定支援追加検討業務 | 株式会社日本総合研究所 | 9,707,632 | R5. 7. 14 | R5. 7. 14 ~ R6. 3. 29 | <p>本業務は、令和4年度に実施した新美香保体育館整備基本計画策定支援業務において示された方向性や課題等を踏まえ、施設計画の修正及び事業手法の追加検討を行い、施設整備基本計画案の修正を行うものである。基本計画案の修正は、昨年度実施した業務の成果を基に行われるものであることから、本業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、検討の前提条件を熟知し、これまでの調査・検討の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>当法人は、令和4年度業務を公募型プロポーザルの結果受託しており、これまでの検討過程や課題等を熟知しているとともに、すでに習得している知見やノウハウを継続して活用可能であることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。</p> <p>さらに、当法人が本業務を行う場合、前提条件整理等の努力、時間を大幅に省略、短縮できるため、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約(特定)により調達することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 9. 20 | 藻岩山スキー場運営参入意向調査業務 | 有限責任監査法人トーマツ | 9,680,000 | R5. 8. 21 | R5. 8. 21 ~ R6. 3. 29 | <p>本業務の実施に当たっては、藻岩山スキー場の現在までの経緯や現状の運営体制における課題、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置付けを踏まえた上で検討・調査を進めていく必要がある。</p> <p>また、本業務は昨年度、スポーツ局が発注した「藻岩山スキー場運営体制構築検討業務」(以下、「前回業務」という。)から継続した業務であり、昨年度の検討の経緯・結果を踏まえた取り組みが必要である。</p> <p>加えて、施設の老朽化が進む藻岩山スキー場において、とりわけリフトについては、年式が古く(第1リフトは1979年建設)修繕が難しいものもあり、施設リニューアルに向けた新たな運営体制への移行については待ったなしの状況であることから、本業務を確実に年度内に完了させる必要がある。</p> <p>本業務については「1運営体制移行による課題整理」から始まり「2公募要件の整理」、「3藻岩山スキー場事業の事業評価」、「4公募要件確定のためのサウンディング調査」、「5参入意向調査」、「6審査～事業選定」と多岐に渡っており、これらの全てを年度内に行うためには相当程度のスピード感が求められる。</p> <p>当該事業者は、前回業務の受注事業者であり、藻岩山スキー場における現在までの経緯や現状の運営体制について十分な知識を有しており、前回業務の報告書などの文面には見られない細かな情報・ニュアンスも含め、共有が図れている。</p> <p>さらに当該事業者は、昨年度、経済観光局観光MICE推進部が進めるスノーリゾート推進事業の一環として、スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会(事務局:観光MICE推進部)が発注した「市内民間スキー場魅力アップ構想策定支援業務」を受注した事業者でもあり、藻岩山を含めた市内スキー場の魅力向上のための取組について調査・研究をしていることから、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置づけを踏まえた検討をすることについても、他の事業者にはない強みを持っている。</p> <p>当該事業者が引き続き関与することで、事前に踏まえるべき事項について改めて調査する必要がなくなるため、限られた期間内でのスムーズな業務の履行が可能になるほか、藻岩山スキー場の持続可能な運営体制への移行と、藻岩山スキー場の魅力向上を一体的に考え、本業務を効率的・効果的に履行できるのは当該事業者において他にいないため、左記事業者との特定随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 9. 20 | 札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務 | 株式会社日本設計 | 27,500,000 | R5. 8. 21 | R5. 8. 21 ~ R6. 2. 16 | <p>本業務の実施に当たっては、拠点整備の検討や施設の機能・仕様の検討に必要な分析力や技術的スキル等、広範かつ高度な専門的知識と豊富な経験が必要とされ、価格による競争入札等になじまないものであることから、公募型企画競争を実施。</p> <p>令和5年8月3日に開催した「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務に係る企画競争実施委員会」において企画提案の審査を実施した結果、業務の内容に最も適した委託候補業者として左記業者を選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 10. 4 | 大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 | 34,100,000 | R5. 9. 1 | R5. 9. 1 ~ R6. 3. 27 | <p>業務遂行に当たっては、改修計画策定に向けた創造性が求められることに加え、ジャンプ競技場という高度な技術力、専門性、特殊性が求められることから、金額のみで判断する競争入札ではなく、公募型企画競争により実施。</p> <p>令和5年8月7日に開催した「大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務に係る企画競争実施委員会」において企画提案の審査を実施した結果、業務の内容に最も適した委託候補業者として左記業者を選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 10. 4 | 月寒体育館冷却設備保全業務 | 株式会社前川製作所 | 9,900,000 | R5. 9. 12 | R5. 9. 12 ~ R6. 3. 22 | <p>本業務は冷却設備の構成機器である冷凍機及び冷却塔用散水ポンプの保全業務です。上記機器を含む冷却設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能です。そのため、同設備のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、左記業者に特定随契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 10. 11 | 障がい者スポーツセンター運営体制調査検討業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 7,480,000 | R5. 9. 25 | R5. 9. 25 ~ R6. 1. 31 | <p>当該団体は現在、全ての区体育館・プールの指定管理者であり、センター設置に係る人員数や組織体制、それにかかる人件費等を検討するにあたっては、当該団体をベースに行うことが、より具体的な結果が得られると考える。</p> <p>また、既存のスポーツ施設をセンターとした場合の検討についても、区体育館等のスケジュール、市民利用枠や競技団体利用枠などの調整を踏まえた検討が可能になるほか、障がい者スポーツ普及振興策のメニュー検討については、本市においてこれまで多くのスポーツ振興に実績のある当該団体において行うことが最も効率的である。</p> <p>さらに、本業務は、日本バラスポーツ協会(以下、「JPSA」という。)の委託事業として実施するものであり、当該業務における調査検討結果に加え、札幌市障がい者普及促進協議会の意見などを踏まえたうえで令和6年2月末までにJPSAに報告する必要がある。</p> <p>これらを総合的に考慮すると、限られた期間において業務を確実に履行できるのは当該団体において他にないことから、左記事業者との特定随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5. 10. 11 | 特別全国障害者スポーツ大会札幌市選手団等派遣業務 | 一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 | 11,660,000 | R5. 9. 27 | R5. 9. 27 ~ R5. 12. 28 | <p>本事業の実施にあたっては、選手である障がい者の容態に合わせた安全の確保や介助、競技用具の選択、技能指導等を適切に行い、各関係団体と連携を図る必要がある。</p> <p>当該協会は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に規定する参加資格者ではないが、専ら選手団派遣、選手・指導員の育成等の障がい者スポーツに係る普及活動を事業としており、障がい者スポーツに関する知識と経験の面において強い専門性を持つ。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の登録団体であり、各関係団体との緊密な協力関係を有する市内唯一の団体である。</p> <p>市内において、当該法人以外に本事業で求められる運営体制を確保できる法人がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約(特定)とすることとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------|------------|----------|--------------------|---|-------------------------------|
| R5.11.8 | 大倉山ジャンプ競技場中央監視装置保全業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社 | 31,790,000 | R5.10.24 | R5.10.24 ~ R6.3.31 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.11.15 | 札幌ドーム遮光幕設備保全業務 | 太陽工業株式会社東北支店 | 4,939,000 | R5.10.26 | R5.10.26 ~ R6.3.29 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.11.15 | 大倉山ジャンプ競技場ほか2施設圧雪車整備業務 | スノーシステムズ株式会社 | 8,314,900 | R5.11.1 | R5.11.1 ~ R6.1.23 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.11.29 | 令和5年度 青少年山の家における「歩くスキー」出前授業」実施業務 | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 | 1,393,557 | R5.11.22 | R5.11.22 ~ R6.3.31 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.12.6 | 札幌ドームエレベーター設備保全業務 | 東芝エレベータ株式会社 | 1,740,860 | R5.11.22 | R5.11.22 ~ R6.3.31 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.12.6 | 札幌ドームごみ処理設備保全業務 | 新明和工業株式会社 | 2,750,000 | R5.11.22 | R5.11.22 ~ R6.3.31 | 本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている自動制御設備の保全業務で、自動制御設備の一部である中央監視装置本体等の入れ替えとなります。本施設に設置されている自動制御設備はメーカー独自の機器や技術が使用されているため、メーカー以外の機器入れ替え及び既設設備との試運転調整の実施が不可能です。そのため、本施設の自動制御設備メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者に特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.12.20 | 歩くスキーコース管理運営業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 6,921,200 | R5.11.29 | R5.11.29 ~ R6.3.27 | 札幌市スポーツ協会は、 ・中島公園、白旗山競技場の歩くスキー常設コースに必要な案内標識やスノーフェンスを所有している。 ・中島公園で貸出を行っている歩くスキーを所有している。 ・指定管理者となっている白旗山競技場が常設コースの発着場となっていることから、コース全体を一体として整備することができる。 ・指定管理者となっている中島体育センターや白旗山競技場を拠点として、コースの安全管理や随時コースの巡回ができる。 以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者である一般財団法人札幌市スポーツ協会は本業務を履行できる唯一の業者である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.12.20 | ラグビー親子体験教室運営業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 1,482,800 | R5.12.11 | R5.12.11 ~ R6.3.31 | 札幌市では、ラグビーワールドカップ2019開催後も、継続的な応援者の拡大と競技人口の増加を目指し、裾野拡大を図っているところである。 本体験教室は約480人の参加者が見込まれ、子どもにはラグビーの楽しさを体感してもらい、親には競技への理解を深めてもらうことで、競技を始めるきっかけを作り、競技の裾野を拡大することを目的としている。 そうしたなか、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)は、体育施設の指定管理者として、競技に興味を持った子どもたちの育成及び上達を目的とした有料のラグビー教室(以下「自主事業」という。)を行っている。スポーツ協会のノウハウを活用して本体験教室を実施することにより、より一層裾野を拡大し、自主事業への参加につなげることで継続的なラグビー普及振興を図ることができ、そのためには本体験教室と自主事業が一体となって運営されることが必要である。 また、本体験教室と自主事業を一体的に運営するうえで、事業内容等の棲み分け及び調整が必要となるが、スポーツ協会は加盟団体である北海道ラグビーフットボール協会と連携を図り、子どもの指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、事業内容等の調整を円滑に行うことができるため、より効果的な指導内容で実施することができる。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R6.2.7 | 札幌ドーム大型映像装置保全業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 10,780,000 | R6.1.22 | R6.1.22 ~ R6.3.27 | 札幌ドームの大型映像装置には、メーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務は既存の構成部品のソフトウェアの更新である。設計・製造を行ったメーカーの技術が必要となるため他では互換性を確保できないことから左記業者以外にこの業務を実施できる者がいない。そのため、左記業者に特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R6.2.14 | 冬季パラスポーツ体験会運営業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 1,141,885 | R6.1.31 | R6.1.31 ~ R6.3.29 | 本業務は、令和6年2月25日(日)に、「月寒屋外競技場」、「月寒体育館」にて、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「協会」という。)が主催する「わくわくウィンターフェスタ(以下「フェスタ」という。)」と一体となり、同会場にて冬季パラスポーツ2種目(シットスキー、パラアイスホッケー)を体験するものである。 よって、広報や会場確保、設営、競技団体との調整やスタッフ・用具の手配、当日の会場運営などを効果的・効率的に実施するためには、フェスタと一体的に運営する必要がある。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体はフェスタの主催者である協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、協会との特定随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|------------------------|-------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R6.4.3 | 札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 14,058,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。 本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等に、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LANサービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めるものである。 『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27年度に公衆無線LAN競争により選定された当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、特命随契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R6.4.24 | 令和6年度スポーツ局ほか清掃業務 | オリックス・ファシリティーズ株式会社 | 5,379,000 | R6.3.29 | R6.3.29 ~ R7.3.31 | スポーツ局等が入居するORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃について管理会社が行うと指定があることから(管理規則「D. 衛生・清掃」記載)、本業務は同ビルの管理会社である左記事業者のみが実施可能である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R6.4.24 | 令和6年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務 | 一般財団法人 札幌市スポーツ協会 | 369,435,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | ア 本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団(現：一般財団法人札幌市スポーツ協会)が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 イ 本市では「札幌市公共施設予約情報システム(以下「システム」という。)」の業務端末を区体育館等窓口を設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 ウ 協会は、自ら指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内280校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみであるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R5.6.7 | 令和5年度オリンピック・パラリンピック教育運営調整業務 | 一般社団法人北海道オール・オリンピックアンズ | 9,500,885 | R5.5.22 | R5.5.22 ~ R6.2.29 | 本業務は、オリンピック・パラリンピック教育におけるオリンピック・パラリンピアンによる講演・体験授業を実施するため、講師の選定・派遣ならびに謝礼の支払い等の事務手続きを行うとともに、当日スケジュールに係る調整を各学校・札幌オリンピックミュージアムと行うものである。 業務履行にあたっては、札幌市内への講師派遣を年間を通じて100回以上にわたって行うため、オリンピック・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることが求められ、業務履行可能者は限られる。さらに、本事業は札幌オリンピックミュージアムを活用したオリビズムの浸透を標榜しており、同施設との連携・協力体制の構築が求められる。 選定事業者は、北海道ゆかりのオリンピック・パラリンピアンが活動の中心を担っており、札幌市との連携協定に定める、連携項目であるオリンピック・パラリンピック教育への人的支援に基づき、これまでもオリバ教育の講師派遣に協力をいただいていることから、本市の求めるオリンピック・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることは実証されている。加えて、オリンピックミュージアム内に活動拠点を設けていることから、当日進行の担い手である学芸員・スタッフとの連携が即時に可能である。 以上の事由により、本業務を履行可能な唯一の事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) 招致推進部調整課 011-211-3042 |
| R5.6.28 | 2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致に係る法務事項相談等業務(月額契約) | TMI総合法律事務所 | 11,536,800 | R5.6.9 | R5.6.9 ~ R6.3.31 | TMI総合法律事務所は、1998年長野オリンピック冬季競技大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、組織委員会に所属弁護士等を多数派遣するなど、国内で開催したオリンピック及びパラリンピックを、法務的観点から支援した実績がある国内唯一の法律事務所である。 当該法務事項相談等業務は、オリンピック及びパラリンピックについて法務的観点で助言ができる者によるのみで遂行できる業務であり、また、国際的な大規模イベント等の法慣習に精通している必要があることから、TMI総合法律事務所以外に本業務を実施できる者がいない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) 招致推進部調整課 011-211-3042 |
| R5.8.9 | ラジオ番組を活用した理解促進業務 | 株式会社エフエム北海道 | 1,980,000 | R5.7.28 | R5.7.28 ~ R5.10.31 | 本業務は、オリンピック・パラリンピック招致の理解促進を目的として、ラジオ番組を通じて青少年世代の選手とトップアスリートが相互にメッセージを交換し、アスリートへの親近感を高めながらオリンピック・パラリンピックへの想起を促し、さらに番組内では招致に係る市民対話事業各種の告知を行う内容で、新たな番組制作を委託するものである。 放送は特に聴取率の高い平日正午帯を想定しているが、8月～10月の間で新規番組の制作が可能な当該放送時間帯の番組枠については、上記選定事業者においてのみ販売枠として提供が可能であることから、上記事業趣旨の実現及び市民対話事業の効果的な告知に向けて、業務履行を可能とする唯一の事業者である。 なお、選定事業者は、15～49歳の聴取シェア率(44.1%;次点局20.6%)が全道ネットのラジオ局の中で最も高く、幅広い世代への訴求の観点からも安定的な業務履行の実現性は高い。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者と特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス) 招致推進部調整課 011-211-3042 |
| R6.4.10 | さっぽろ生活サポート総合相談会運営業務 | キャリアバンク株式会社 | 3,920,400 | R6.2.7 | R6.2.7 ~ R6.3.31 | 本業務は「さっぽろ生活サポート総合相談会」の運営を委託する業務であるが、この相談会は、物価高騰の影響により、生活の不安を抱える生活困窮者を対象に、速やかに各種相談や食料配布の必要な支援及び札幌市生活就労支援センター・ステップでの継続支援に繋げることを目的としている。当該事業者は、札幌市生活就労支援センターが開設された平成27年度から、同センターの運営業務の受託者として、自立相談支援事業の各種支援を行うとともに、生活困窮者支援のネットワークを構築してきた実績がある。そのため、関係機関との連携、調整のノウハウを有しており、本業務にて各種相談を行った生活困窮者に対する継続的支援を遂行できる唯一の法人と判断される。以上のことから、当該法人が、本業務を履行できる唯一の法人であり、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 地域福祉・生活支援課 011-211-2932 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|-------------------|------------|------------|------------------------|---|--------------------------------|
| R6. 4. 3 | 令和6年度札幌市成年後見推進センター運営業務 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 | 24,420,000 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本事業は、本市の権利擁護支援・成年後見制度の利用推進に向け、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者、障がい者に関する保健福祉の関係機関、医療・行政・司法、地域の関係団体と連携を図る地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む機関の運営を行うものであることから、高い専門性や公平性が求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が求められている。 市社協では日常生活自立支援事業の実施に加え、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を受託している。また、法人後見の実施団体でもあり、権利擁護支援に関する高い専門性を有している。したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 地域福祉・生活支援課 011-211-2932 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 | 8,765,020 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。 対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している市社協は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 地域福祉・生活支援課 011-211-2932 |
| R5. 8. 23 | 札幌市生活保護電算事務システム改修業務(医療扶助オンライン資格確認の実施に向けたマイナンバー関連を除く機能改修) | 株式会社アイネス | 14,047,000 | R5. 8. 7 | R5. 8. 7 ~ R6. 3. 31 | 札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている。 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66条)において定められた、「医療扶助のオンライン資格確認の導入」に関し、令和6年3月からの本格運用開始に向け、本システムの改修が必要となっているが、改修に当たっては、システムパッケージ部分を含めたプログラム変更が含まれる。よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R5. 8. 23 | 札幌市生活保護電算システム改修業務(生活保護法改正等対応) | 株式会社アイネス | 15,323,000 | R5. 8. 18 | R5. 8. 18 ~ R6. 3. 31 | 札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている。 生活保護の基準は5年に1度ごとに見直しが行われ、今回の基準改定は令和5年10月に実施されることとなっている。また、被保護者調査の調査目的の追加等が令和6年度より行われることとなっている。これらに対応するためには本システムの改修が必要となっているが、改修に当たっては、システムパッケージ部分を含めたプログラム変更が含まれる。よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R5. 9. 27 | 札幌市生活保護事務電算システム改修業務(医療扶助オンライン資格確認の実施に向けたマイナンバー関連機能の改修) | 株式会社アイネス | 15,257,000 | R5. 9. 7 | R5. 9. 14 ~ R6. 3. 31 | 札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている。 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66条)において定められた、「医療扶助のオンライン資格確認の導入」に関し、令和6年3月からの本格運用開始に向け、本システムの改修が必要となっているが、改修に当たっては、システムパッケージ部分を含めたプログラム変更が含まれる。よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R6. 1. 10 | 令和5年度生活保護版レセプト管理システムサーバ更新業務 | 株式会社アイネス | 1,457,500 | R5. 12. 26 | R5. 12. 26 ~ R6. 3. 29 | 左記の者は本システムの構築、運用保守業務に一貫して携わっていることから、その仕様、機能、特性、制約条件及びデータベース構造等を熟知している。また、本システムが連携する生活保護電算事務システムについても構築及び運用保守に携わっており、現に稼働しているシステムの運用に影響を与えず、かつ既存のデータとの整合性を保った状態で業務を履行可能であることから、本業務を履行できるのは同業者をおいて他にないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度生活保護電算事務システム等運用保守業務 | 株式会社アイネス | 26,247,760 | R6. 3. 21 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R6. 4. 3 | 生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務 | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 | 4,335,408 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者(40歳以上65歳未満の者で特定16疾病に該当し、かつ医療保険に未加入の者をいう。)に係る要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。)は、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」(平成13年3月29日付け社援発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)第2の問7により、介護保険被保険者との統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当とされている。 そして、介護保険においては、認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できることとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみである。 以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務について、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 総務部保護課 011-211-2992 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-------------------|------------|---------|------------------|--|---------------------------|
| R6.4.17 | 令和6年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務 | 一般社団法人 札幌市医師会 | 8,448 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 健康診査事業については、健康診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健康単価や受診内容、健康方法を統一しなければならぬことから、各医療機関を統括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要があるが生じ、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。 また、同会は、平成20年3月まで札幌市が実施してきた「すこやか健康事業」において、健康診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。 札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として、毎年度、同会と委託契約を行っており、被保険者との健康診内容等の整合性、均衡等を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。 以上の理由から、一般社団法人札幌市医師会との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 総務部保護課 011-211-2992 |
| R5.4.19 | 令和5年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 22,583,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 敬老優待乗車証制度、障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のICカードに係るサービス及び記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のICカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行う。 このことから、本業務の実施は、上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者のみが可能となる。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2976 |
| R5.4.19 | 敬老優待乗車証チャージ等事務 | 日本郵便株式会社北海道支社 | 52,495,030 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 札幌市敬老優待乗車証交付事業では、平成17年度の制度改正以降、利用者から負担金を徴収している。本業務では、その負担金に応じたポイントを、専用端末により敬老ICカードにチャージする手続を行っているが、これには、1負担金の適切な取受・管理、2専用端末の設置、3市内全域を網羅できる体制の確保、4窓口における高齢者への細やかな対応が可能であることが求められる。 このことから、本業務の実施は、公金の管理、端末の設置が可能で、市内全域を網羅する形で(市内226か所)に郵便局を展開しており、地域に根ざした存在として日ごろから高齢者ともコミュニケーションを重ねる選定事業者のみが可能となる。 以上により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2976 |
| R5.5.8 | 令和5年度敬老チャージ端末及び保守サポートセンター運用保守業務 | トッパン・フォームズ株式会社 | 44,113,080 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 本市の敬老優待乗車証ICカード(以下「敬老ICカード」という)は、札幌圏の交通機関で利用可能なICカードである「SAPICA」の仕様を基本としたもので、その規格及び性能は、日本鉄道サイバネティクス協議会が策定したICカード規格に準拠している。 そのため、敬老ICカードにポイントチャージする端末(以下「チャージ端末」という)は、日本鉄道サイバネティクス協議会が承認した会員のみが規格の開示を受け、開発可能となる特殊なものであり、令和4年2月から設置・運用している現行チャージ端末の開発については、これを満たす選定事業者が受注・開発したものである。 本業務は、チャージ端末のハード及びシステムに関する各種運用管理、障害時対応等を行うものであるため、本業務の実施に当たっては、これらのハード及びシステムを熟知しているとともに、チャージ端末を開発し、システムネットワーク環境についても所有・管理している選定事業者のみが実施可能となる。 以上により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2976 |
| R5.4.26 | 札幌市介護サポートポイント事業運営業務 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 | 8,000,300 | R5.4.3 | R5.4.3 ~ R6.3.31 | 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を選択的に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓蒙や研修、ボランティア相談や登録、コーディネートなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人において他になく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2976 |
| R5.4.26 | 札幌シニア大学運営業務 | 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 | 5,830,000 | R5.4.3 | R5.4.3 ~ R6.3.31 | 本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実施について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、日頃からこの役割を果たしている。 また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。 上記の理由から、当該業務を確実かつ安定的に実施できる者は当該法人において他になく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2976 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|------------------|-----------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R5.10.4 | 高齢者施策の在り方検討に向けた政策デザイン・コンサルティング業務 | トリニティ株式会社 | 4,180,000 | R5.9.22 | R5.9.22 ~ R5.12.31 | 今年度は「札幌市高齢者支援計画2024」の策定年度であることから、健康寿命の延伸など重要施策の検討が急がれているところであり、今年度内に新たな高齢者福祉施策を検討するにあたり、利用者の視点に立つて本質的な課題やニーズを発見し、その解決を目指すデザイン技法を活用すべく、コミュニケーションデザインの有識者の助言を得ることとしている。 対象が非常に多い高齢者福祉施策の検討においては、結論の正当性のみならず、検討のプロセスが重要であり、当事者たる高齢者だけではなく幅広い世代の市民の理解を深めたくうえで取組を進めていくことが求められることから、本業務の契約の相手方には、(1)デザイン・コンサルティングやコミュニケーションデザインに精通していること、(2)本市の行政や課題を熟知し、短期間で適切な助言を行えること、(3)規模の大きな自治体や民間企業に対してデザイン技法を用いた支援の豊富な実績があることが必要となる。 左記事業者は、デザイン・コンサルティングを専門としていることに加え、札幌市の政策に精通している札幌市立大学前学長をソーシャル・コミュニティデザインの専門パートナーとしており、本市特有の課題を踏まえたうえで迅速かつ適切な助言を得られることが期待できる。また、富山県や福井県といった比較的大規模な自治体や大企業との豊富な連携実績を有している。 以上より、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる事業者として、本契約に求められる要件を全て満たす者は左記事業者以外に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記事業者との特定随意契約により調達する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2674 |
| R6.3.6 | 札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ要件定義業務 | グラフィス・アーキテクト株式会社 | 9,200,000 | R6.1.22 | R6.1.22 ~ R6.3.29 | 令和5年11月22日付け公表した敬老健康パス制度の素案で、高齢者に対してデジタル技術を用いた健康づくりや社会参加を促す仕組みの構築に向けた検討を進めているところ。本素案では、令和7年からの運用を想定しており、令和6年度から専用スマートフォンアプリ等の開発や対象者を管理するシステムの構築等に着手することを目指している。 これらの開発等を円滑に進めていくためには、令和5年度中に素案の実現手法を検討し、全体のシステム、ネットワーク構成及び各システムの要件を整理する他、調達に向けた準備を進めていくためには、令和5年度中に素案の実現手法を検討し、全体のシステム、ネットワーク構成及び各システムの要件を整理する他、調達に向けた準備を進めていくことが必要である。 本業務の遂行に当たっては、情報システム及びプロジェクト管理の分野における経験や専門的な知識を有している者から、最適なプロジェクト進行を実現する提案が可能かどうかを判断する必要があるため、本業務は価格のみによる競争入札には適さない。 また、本業務は専門的な知識及び経験が求められることから、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当すると認められる。 以上のことから、公募型企画競争を採用することとし、総合点数方式の審査を行った結果、参加業者(1社)である「グラフィス・アーキテクト(株)」の合計点数が、最低基準点である総合得点満点の6割を超え、当該業務の契約候補者として選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約とし、見積りの参加者とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 高齢福祉課 011-211-2674 |
| R5.6.14 | 障害福祉サービス事業所等キャリアパス制度導入支援事業委託業務(単価契約) | 公益財団法人介護労働安定センター | 1,450,306 | R5.5.16 | R5.5.16 ~ R6.3.31 | 本事業は障害福祉サービス事業所等にキャリアパス制度(経験や資格に応じた昇給・手当制度など)の導入を支援し、福祉人材の職場定着の促進を目指す事業であるが、事業所の運営態様は多様であり、その抱える課題も様々なものがあるため、その実施にあたっては、人事労務知識だけに限らず、障害福祉業界に関する幅広い知見が必要となる。 当該法人は「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)」に則り、福祉労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、障害福祉・介護事業所における雇用の安定などを主な事業に掲げ、各事業所の様々なニーズに沿った取り組みを約30年に渡って実施している法人である。また、同事業を通して障害福祉分野に精通する社会保険労務士等との密接な連携体制を確保しており、本事業に適した相談員を安定的に確保することができる法人である。 障害福祉・介護事業所における雇用管理の改善支援を行う法人として同法にて設置されている法人は他に無く、多種多様な運営態様の事業所が抱える様々な人事労務課題への深い理解や、本事業に適した専門知識を有する人材の安定的な供給力など、本事業を効果的に行う上で必要な要件を兼ね備えている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2938 |
| R5.7.19 | 介護保険施設・障害福祉サービス事業所等食料費高騰対策特別支援金支払業務 | 北海道国民健康保険団体連合会 | 2,013,000 | R5.7.3 | R5.7.3 ~ R5.9.30 | 本業務は、食料費の高騰に伴い運営経費が増している介護保険施設及び障害福祉サービス事業所等(以下、「施設」という。)に対し、介護保険施設等食料費高騰対策特別支援金及び障害福祉サービス事業所等食料費高騰対策特別支援金(以下、「支援金」という。)の支払を行うものであり、施設の事業運営の安定化を図るという支援金の性質上、実施に当たっては迅速かつ正確に施設に対し支援金を支払うことを求めるものである。 当該法人は、「介護保険法(平成9年法律第123号)」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に則り、市内施設への給付費の審査支払を実施している法人である。 同様の業務を行う法人は他に無く、当該支払のため市内施設の口座情報を保有している唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2938 |
| R5.9.20 | 令和5年度(2023年度)札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務 | キャリアバンク株式会社 | 4,399,450 | R5.9.1 | R5.9.1 ~ R6.3.22 | 本事業の目的は、障がい福祉サービス事業者等が安定的に人材を確保するとともに、それら人材を定着させるための手法を取得してもらうことにある。当該目的をより高い水準で達成するためには、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い研修内容であることが求められる。 そのため、本研修事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる研修事業者を選定する公募型企画競争を実施した。 左記の者は、「障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2938 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|---------------------|------------|----------|---------------------|--|------------------------------|
| R5.11.15 | 札幌市敬老優待乗車証等対象者及びICカード管理システム本庁各端末増設に伴う環境構築業務 | 株式会社日立製作所 | 1,797,400 | R5.10.31 | R5.10.31 ~ R5.12.28 | <p>本業務は、保健福祉局高齢福祉課に設置されていた「敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム」(以下「システム」という。)端末などの機器類を篠路出張所機能拡充のために移設したことから、代替機器を設置するため行う環境構築業務である。</p> <p>本業務においては、保健福祉局高齢福祉課に代替機器を設置し、機器・プログラムの各種設定を行った上で、本システム開発当初に関係事業者と協議の上決定したICカード利用に必要な各種設定を順守して、他システムとの情報連携についても正常に行えるようシステム環境構築を行う。</p> <p>本システムは、本市専用に当該事業者が開発したものであり、システムのネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が保守業務に必要とされるため当該事業者とシステム保守業務の委託契約を結んでいる。</p> <p>この度の端末関連の増設についても、動作確認等の面で当該システムに係る専門的知識・技術が必要となることから、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。</p> <p>したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936 |
| R6.4.3 | 札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム保守業務 | 株式会社日立製作所 | 45,149,940 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は、「札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム」(以下「システム」という。)の円滑稼働維持のための保守業務である。</p> <p>本システムは、当該事業者が開発を行っており、その保守業務を行うにあたっては、システムのネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が必要となるが、これらはシステム開発業者のみが有しているものであり、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。</p> <p>したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936 |
| R5.4.12 | 点字即時情報ネットワーク事業 | 公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会 | 7,700,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | <p>当事業は中途失明者が抱えている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていることが求められる。 <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害者学科視覚障害者生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせた安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。</p> <p>以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1、2を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約を結ぶこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R5.4.12 | 聴覚障がい者向け映像資料制作事業 | 公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会 | 1,520,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | <p>当事業は、点字によらなければならない必要な情報を得られない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であること <p>が求められる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。</p> <p>以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1～3を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約を結ぶこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R5.4.12 | 聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業 | 公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 | 8,050,000 | R5.4.1 | R5.4.3 ~ R6.3.31 | <p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること 2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること 3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること <p>が求められる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。</p> <p>当該事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)障がい者更生相談所 011-631-6747 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|------------------|-----------|-----------|----------------------|--|------------------------------|
| R5. 4. 12 | 札幌市聴覚言語訓練事業 | 公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 | 3,880,000 | R5. 4. 3 | R5. 4. 3 ~ R6. 3. 31 | <p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。</p> <p>当該事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p> | 保) 障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R5. 4. 12 | 札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業 | 公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 | 1,330,000 | R5. 4. 3 | R5. 4. 3 ~ R6. 3. 31 | <p>当事業は、聴覚障がい者が陥りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の訓練による習得状況が判断できること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がい者を持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。</p> <p>当該事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p> | 保) 障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R5. 4. 12 | 美園平岸東通線(美園11条7丁目)ほか下水道管保保全業務 | 公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 | 1,331,000 | R5. 4. 3 | R5. 4. 3 ~ R6. 3. 31 | <p>当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援(生活訓練等)として、育児やコミュニケーションなど社会生活上に必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握していることから、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がい者を持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっては、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。</p> <p>当該事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p> | 保) 障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R6. 3. 21 | 視覚障がい者情報センター1階清掃業務 | 社会福祉法人 朝風 | 5,775,000 | R6. 2. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当該事業者は、施設利用者の障がい特性(視覚障がい・聴覚障がい)に応じて対応することで安全を保って業務を履行することができる。 3 当該事業者は、知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行することができる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p> | 保) 障がい者更生相談所 011-631-6747 |
| R6. 3. 21 | 視覚障がい者情報センター2階及び別館清掃業務 | 特定非営利活動法人 ボトス会 | 6,985,000 | R6. 2. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当該事業者は、施設利用者の障がい特性(視覚障がい・聴覚障がい)に応じて対応することで安全を保って業務を履行することができる。 3 当該事業者は、精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識、経験を有し業務を誠実に履行することができる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p> | 保) 障がい者更生相談所 011-631-6747 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------------|------------|---------|------------------|---|---------------------------------|
| R5.12.27 | 心の健康づくり電話相談業務 | 特非) 札幌市精神障害者家族連合会 | 6,435,000 | R5.3.31 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。左記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。 また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続的かつ長期的な視点で支援をすることは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等で追い込まれて自殺を考えるほどの相談を含む様々な相談を、継続的に受けることが多く、左記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、当事者等への支援として、この信頼関係を維持することが極めて効果的である。 そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域のネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。左記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター 011-622-5190 |
| R5.12.27 | 札幌市精神科救急情報センター業務 | 特非) 札幌市精神障害者家族連合会 | 26,983,000 | R5.3.31 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、休日・夜間における精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整を行なうものである。 そのため、精神保健福祉についての幅広い知識や理解、経験に裏打ちされたノウハウ、当事者等との電話の中で症状の緊急性を的確に判断し、必要な情報を収集して即座に対応できる能力等が求められる、極めて専門性の高い業務である。また、医療機関・消防局・警察等の他機関や精神科及び内科等の医師との連絡調整を円滑に行うための信頼関係構築が必要である。 左記事業者は、「地域生活支援センターさっぽろ」の指定管理者として、良好な管理運営を行っているなど、当事者等への適切な対応について十分な実績を有するものと認められる。また、平成16年度から本業務を誠実に適正に履行しており、その経験によるノウハウを蓄積しているとともに、他機関等との十分な信頼関係のもと、休日・夜間における精神科救急医療体制の中核をなしている。 これらのことから、本業務を遂行するために必要な体制を確保できる事業者が他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター 011-622-5190 |
| R6.5.1 | 心の健康づくり電話相談業務 | 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会 | 6,688,000 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。左記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。 また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続的かつ長期的な視点で支援をすることは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等で追い込まれて自殺を考えるほどの相談を含む様々な相談を、継続的に受けることが多く、左記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、当事者等への支援として、この信頼関係を維持することが極めて効果的である。 そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域のネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。左記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター 011-622-5190 |
| R6.5.1 | 札幌市精神科救急情報センター業務 | 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会 | 26,999,500 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、休日・夜間における精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整を行なうものである。 そのため、精神保健福祉についての幅広い知識や理解、経験に裏打ちされたノウハウ、当事者等との電話の中で症状の緊急性を的確に判断し、必要な情報を収集して即座に対応できる能力等が求められる、極めて専門性の高い業務である。また、医療機関・消防局・警察等の他機関や精神科及び内科等の医師との連絡調整を円滑に行うための信頼関係構築が必要である。 左記事業者は、「地域生活支援センターさっぽろ」の指定管理者として、良好な管理運営を行っているなど、当事者等への適切な対応について十分な実績を有するものと認められる。また、平成16年度から本業務を誠実に適正に履行しており、その経験によるノウハウを蓄積しているとともに、他機関等との十分な信頼関係のもと、休日・夜間における精神科救急医療体制の中核をなしている。 これらのことから、本業務を遂行するために必要な体制を確保できる事業者が他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター 011-622-5190 |
| R6.4.10 | 電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」夜間・休日対応業務 | 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター | 5,082,000 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務の目的は、当センターにおいて平日の日に実施している電話による精神保健福祉相談を、平日の夜間及び土・日・祝日においても実施することである。 電話による精神保健福祉相談を行うには、相談従事者が精神保健福祉に関する幅広い専門知識や傾聴力、対人援助技術力等、専門的に訓練・養成された能力及び豊富な経験を有している必要がある。左記事業者は、平成23年3月から本業務を継続的に受託しているほか、区役所の家庭生活相談窓口へのカウンセラー派遣等を行っているなど、電話による精神保健福祉相談において十分な技能や経験を有している。 また、本業務を遂行するには、平日の夜間や土・日・祝日に、上記人材や業務実施に必要な設備等の環境を確保する必要があるが、左記事業者は北海道の「心の健康づくり電話相談」や北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として行っている犯罪被害者支援の相談事業など、多くの電話相談業務を事業所内で実施しており、本業務遂行に必要な体制を有しているものと認められる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 精神保健福祉センター 011-622-5190 |
| R6.3.21 | 令和6年度子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 1,546,655 | R6.3.15 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 発達支援七. 地域支援課 011-821-0070 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|------------------|-------------|-----------|----------------------|---|----------------------------------|
| R6. 3. 21 | 令和6年度札幌市子ども発達支援総合センターひまわり棟昇降機保守点検業務 | 中央エレベーター工業株式会社 | 1,188,000 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ円滑に実施できないため、中央エレベーター工業(株)札幌支店に特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070 |
| R6. 3. 21 | 令和6年度札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社 | 5,500,000 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ実施できないため、フジテック(株)北海道支店に特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070 |
| R6. 3. 21 | 令和6年度札幌市子ども発達支援総合センターB棟昇降機保守点検業務 | フジテック株式会社 | 1,467,840 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ実施できないため、フジテック(株)北海道支店に特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070 |
| R5. 5. 8 | 札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)、札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単備契約) | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 111,642,729 | R5. 4. 18 | R5. 5. 1 ~ R6. 3. 31 | 住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質または目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R5. 6. 21 | 国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務 | 株式会社恵和ビジネス | 2,560,729 | R5. 5. 30 | R5. 5. 30 ~ R5. 6. 9 | 本件は、国民健康保険料納付通知書の裁断・製本及び封入封緘に係る業務であり、本来は、(デ)システム管理課が調達を行っている「基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務(国保)」において、受託業者(HBA)が実施するものである。 当初のスケジュールは以下のとおり。 (1) 5/20(土)…確定賦課処理 (2) 5/22(月)…(デ)システム管理課からHBAに納付通知書データを提供し、HBAが印刷・封入封緘等作業開始 (3) 6/5(月)・6/6(火)…各区納品(各区では抜取・差替を行う) (4) 6/13(火)…納付通知書発送(6/14:介護、6/14:後期) 上記業務に必要な機械封入用封筒は、5/22までに納品となるよう4/13に一般競争入札の告示を行い4/20に開札・落札者を決定したが、5/17に落札者の落札が取り消され、5/22までに納品されないこととなった。緊急で封筒の調達を行ったところ5/31までには納品されることとなったが、その後封入封緘等業務を開始したとしても、(3)は6/22~6/23前後になるとHBAから回答を得ている。 納付通知書は、会計規則において納期限の10日前までに送付することが定められており、(4)の発送日を遅らせることはできないものである。仮に遅らせた場合、会計規則を満たすために約26万世帯の納期変更(6月末→7月末)が必要となり、業務量的に対応は困難である。 (3)を最大限(6/9まで)遅らせ、かつ、封入封緘等業務を複数社で分散することで対応可能か検討した結果、以下の4社で分散することで6/9までに納品できる見込みとなった。 HBA…市内用納付通知書(4万通)・特徴年次処理全件(3万通) トウエンエッジ…市内・市外用納付通知書(3万通) 恵和ビジネス…市内・市外用納付通知書(2万通) 札幌メールサービス…特徴・口座用納付通知書(1.4万通) ※計10社に確認したが、上記4社以外は対応不可との回答であった。 早急に業務に着手しなければ6/9までの業務履行が困難となり、6/13の納付通知書の発送を行うことができず、市民生活に著しい影響を及ぼすこととなる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、特定随意契約にて発注を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | (保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|------------------|-------------|---------|------------------|---|------------------------------|
| R5.6.21 | 国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務 | TOPPANエッジ株式会社 | 3,063,753 | R5.5.30 | R5.5.30 ~ R5.6.9 | <p>本件は、国民健康保険料納付通知書の裁断・製本及び封入封緘に係る業務であり、本来は、(デ)システム管理課が調達を行っている「基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務(国保)」において、受託業者(HBA)が実施するものである。</p> <p>(1) 5/20(土)…確定賦課処理 (2) 5/22(月)…デ)システム管理課からHBAに納付通知書データを提供し、HBAが印刷・封入封緘等作業開始 (3) 6/5(月)・6/6(火)…各区納品(各区では抜取・差替を行う) (4) 6/13(火)…納付通知書発送(6/14:介護、6/14:後期)</p> <p>上記業務に必要な機械封入用封筒は、5/22までに納品となるよう4/13に一般競争入札の告示を行い4/20に開札・落札者を決定したが、5/17に落札者の落札が取り消され、5/22までに納品されないこととなった。緊急で封筒の調達を行ったところ5/31までには納品されることになったが、その後封入封緘等業務を開始したとしても、(3)は6/22~6/23前後になるとHBAから回答を得ている。</p> <p>納付通知書は、会計規則において納期限の10日前までに送付することが定められており、(4)の発送日を遅らせることはできないものである。仮に遅らせた場合、会計規則を満たすために約26万世帯の納期変更(6月末→7月末)が必要となり、業務量的に対応は困難である。</p> <p>(3)を最大限(6/9まで)遅らせ、かつ、封入封緘等業務を複数社で分散することで対応可能か検討した結果、以下の4社で分散することで6/9までに納品できる見込みとなった。</p> <p>HBA…市内用納付通知書(4万通)・特徴年次処理全件(3万通) トッパンエッジ…市内・市外用納付通知書(3万通) 恵和ビジネス…市内・市外用納付通知書(2万通) 札幌メールサービス…特徴・口座用納付通知書(14万通)</p> <p>※計10社に確認したが、上記4社以外は対応不可との回答であった。</p> <p>早急に業務に着手しなければ6/9までの業務履行が困難となり、6/13の納付通知書の発送を行うことができず、市民生活に著しい影響を及ぼすこととなる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、特定随意契約にて発注を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | 保)保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R5.6.21 | 国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務 | 株式会社札幌メールサービス | 1,923,005 | R5.5.30 | R5.5.30 ~ R5.6.9 | <p>本件は、国民健康保険料納付通知書の裁断・製本及び封入封緘に係る業務であり、本来は、(デ)システム管理課が調達を行っている「基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務(国保)」において、受託業者(HBA)が実施するものである。</p> <p>(1) 5/20(土)…確定賦課処理 (2) 5/22(月)…デ)システム管理課からHBAに納付通知書データを提供し、HBAが印刷・封入封緘等作業開始 (3) 6/5(月)・6/6(火)…各区納品(各区では抜取・差替を行う) (4) 6/13(火)…納付通知書発送(6/14:介護、6/14:後期)</p> <p>上記業務に必要な機械封入用封筒は、5/22までに納品となるよう4/13に一般競争入札の告示を行い4/20に開札・落札者を決定したが、5/17に落札者の落札が取り消され、5/22までに納品されないこととなった。緊急で封筒の調達を行ったところ5/31までには納品されることになったが、その後封入封緘等業務を開始したとしても、(3)は6/22~6/23前後になるとHBAから回答を得ている。</p> <p>納付通知書は、会計規則において納期限の10日前までに送付することが定められており、(4)の発送日を遅らせることはできないものである。仮に遅らせた場合、会計規則を満たすために約26万世帯の納期変更(6月末→7月末)が必要となり、業務量的に対応は困難である。</p> <p>(3)を最大限(6/9まで)遅らせ、かつ、封入封緘等業務を複数社で分散することで対応可能か検討した結果、以下の4社で分散することで6/9までに納品できる見込みとなった。</p> <p>HBA…市内用納付通知書(4万通)・特徴年次処理全件(3万通) トッパンエッジ…市内・市外用納付通知書(3万通) 恵和ビジネス…市内・市外用納付通知書(2万通) 札幌メールサービス…特徴・口座用納付通知書(14万通)</p> <p>※計10社に確認したが、上記4社以外は対応不可との回答であった。</p> <p>早急に業務に着手しなければ6/9までの業務履行が困難となり、6/13の納付通知書の発送を行うことができず、市民生活に著しい影響を及ぼすこととなる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、特定随意契約にて発注を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | 保)保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R6.3.21 | ページー口座振替受付サービスに係る情報処理業務 | セイコーソリューションズ株式会社 | 1,283,832 | R6.3.13 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は、日本マルチペイメントネットワーク運営協議会が提供するページー口座振替受付サービスを利用するため、専用端末機を通じてネットワークにアクセスし、委託者と金融機関との間で口座振替の登録に必要な情報の伝達処理を行うものである。</p> <p>自治体向けページー口座振替受付サービスの専用端末機は、セイコーソリューションズ株式会社からの取扱いとなっていることから、同社以外が前記業務を提供することができない。</p> <p>よって、本業務の調達は、その性質が競争入札に適さないことから、相手方をセイコーソリューションズ株式会社に特定し、随意契約をすることとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R6.3.27 | 滞納整理補助システム運用保守業務 | 株式会社アイティフォー | 1,689,600 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>滞納整理補助システムは、区保険年金課収納係職員が抽出データをもとに滞納者の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和2年度より導入している。</p> <p>本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行う保守業務である。</p> <p>滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該選定事業者が有しているため、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。</p> <p>したがって、特定随意契約により当該選定事業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R6.4.3 | 札幌市後期高齢者健康診査業務(個別医療機関方式) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 300,191,150 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。</p> <p>契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)保険医療部保険企画課 011-211-2944 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|------------------------|-------------|-----------|----------------------|--|--------------------------------|
| R6. 4. 3 | 札幌市国民健康保険特定健康診査業務(個別医療機関方式) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 436,305,088 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度幼児健康診査における歯科健診業務 | 一般社団法人 札幌歯科医師会 | 18,086,420 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 幼児健康診査における歯科健診業務は、疾病を早期に発見し早期治療に結びつけ、育児不安への対応や虐待予防などの育児支援を行い、保護者を含めた健康づくりに関する情報提供を行うこと等を目的に各区保健福祉部で実施している。 本業務は、上記の目的を理解し歯科健診および歯科保健指導を行うこと、また地域の歯科口腔保健の状況を把握し、医療・福祉の専門知識を備えた歯科医師が従事することが必要不可欠である。 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務に必要な条件を満たす多数の歯科医師を擁し、健診内容や精度の統一を図ること、また、全ての業務に歯科医師を従事させることが可能な唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 3,542,000 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度札幌市後期高齢者歯科健診 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 21,247,460 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 本健診事業の対象者は約20万人であり、対象者の年齢が75歳以上であることから市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 本健診業務は「北海道後期高齢者歯科健診実施要綱」、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に沿って実施するため健診内容等について統一されている必要がある。 一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度札幌市歯周疾患検診業務 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 17,758,860 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | ・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本健診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本健診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等普及啓発業務 | 一般社団法人 札幌市医師会 | 6,501,000 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | (1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本事業を確実かつ効率的に実施できる。 (2) がん検診や特定健康診査など、本市からの委託業務を適正に履行している。 (3) 本事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材(講師)を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (4) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 働く世代のがん患者への支援事業 | 独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター | 2,500,000 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 札幌市がん検診(個別方式) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 783,586,150 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,000を超える医療機関を抱えていることから、市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は極めて非効率であり、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である一般社団法人 札幌市医師会(以下「医師会」という。)を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|-------------------------|-------------|------------|-----------------------|---|------------------------------|
| R5. 4. 19 | 札幌市がん検診(集団方式、一括方式及び個別方式) | 公益財団法人北海道対がん協会 | 270,507,070 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>公益財団法人 北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の検診に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>企業の職場検診など限定された区域・人に対する健康診査の集団検診を実施している民間の検診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。</p> <p>また、対がん協会は、これまで検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。</p> <p>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 4. 19 | 札幌市肺がん検診等業務 | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 19,399,819 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。</p> <p>国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められており、令和4年度の結核住民検診は、公益財団法人 北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に委託している。</p> <p>以上の理由により、令和5年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 6. 14 | システム標準化Fit & Gap分析業務(健康管理) | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 3,801,600 | R5. 6. 5 | R5. 6. 5 ~ R5. 8. 31 | <p>札幌市検診情報システムの開発及び保守業務は左記業者が行っている。Fit&Gap分析を行う上では、システム構成内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、他業者に委託した場合、本システムの仕様調査・解析に係る事前協議に多大な時間がかかり、さらに経済的に不利となる。</p> <p>以上より、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 9. 13 | 令和5年度札幌市後期高齢者訪問歯科健診 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 1,193,000 | R5. 9. 1 | R5. 9. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>本健診業務は、口腔内に問題のある高齢者や口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の向上や全身疾患の予防を実現することを目的としている。</p> <p>実施にあたっては厚生労働省が定める「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に基づき健診内容を統一し実施することが求められる他、本市において約3万人とされる要介護3以上の方のうち、在宅で歯科医療機関へ通院が困難な状態にある方が身近な地域で受診できる環境を整備し実施する必要がある。</p> <p>一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。また、これまでも後期高齢者歯科健診業務を受託しており業務に精通している。</p> <p>本機関は、過去に本市における健診業務を確実に履行しており、今後も着実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 9. 13 | 令和5年度保育所幼稚園等フッ化物洗口支援業務 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 1,653,000 | R5. 9. 1 | R5. 9. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>フッ化物洗口は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も効果的であり、この期間のなかでも、開始時期が早いほど、う蝕予防効果は高くなることが示されている。そのため、本事業は、う蝕予防効果が最も高い時期である幼稚園や保育園等の園児に対してフッ化物洗口を安全かつ効果的に実施できるように支援することで、う蝕予防の一次予防および歯と口腔の健康づくりの意識の醸成を目的としている。この事業の円滑な実施には、継続的に歯と口腔の管理を行っており、フッ化物洗口に精通している園医(嘱託歯科医師)等の人材と厚生労働省から通知された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」をふまえ、フッ化物洗口マニュアル(2022年度版)に基づき、支援方法を標準化できる仕組みが必要である。一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、園医(嘱託歯科医師)も多く在籍するほかフッ化物洗口に精通している歯科医師も多く在籍している。そのため本業務を確実に履行できる人材の確保に最適である。さらにフッ化物洗口に関する会員への講習等を実施し、資質向上に努めることから支援方法の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の団体であることが想定される。</p> <p>以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 9. 20 | 令和5年度札幌市後期高齢者訪問歯科健診 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 21,247,460 | R5. 9. 1 | R5. 9. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>本健診業務は、口腔内に問題のある高齢者や口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の向上や全身疾患の予防を実現することを目的としている。</p> <p>実施にあたっては厚生労働省が定める「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に基づき健診内容を統一し実施することが求められる他、本市において約3万人とされる要介護3以上の方のうち、在宅で歯科医療機関へ通院が困難な状態にある方が身近な地域で受診できる環境を整備し実施する必要がある。</p> <p>一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。また、これまでも後期高齢者歯科健診業務を受託しており業務に精通している。</p> <p>本機関は、過去に本市における健診業務を確実に履行しており、今後も着実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5. 10. 18 | 令和5年度札幌市産後ケア事業業務 | 産科医療機関12か所 | 8,966,000 | R5. 10. 10 | R5. 12. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>本事業は、出産後に育児支援を必要とする産婦を対象に、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うものであり、実施にあたっては、専門性の確保とともに利用者の利便性が求められる。市民の利便性の向上の観点において、複数の事業者と契約することが求められることから、札幌市公式HPに募集要項等を掲載し、広く契約希望者を公募することとした。上記の医療機関より、申請書の提出があり、実地調査を行い審査した結果、募集要項に定める実施要件・資格を満たしていると判断することができた。</p> <p>以上より、上記の医療機関は本事業に必要な条件を満たしており、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所健康企画課 011-622-5151 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|--------------------------|------------|----------|--------------------|--|------------------------------|
| R5.12.20 | 地域特性に即したウェルネス(健康寿命延伸)推進に関する基礎的研究業務 | 株式会社北海道博報堂 | 4,990,700 | R5.10.11 | R5.10.11 ~ R6.3.22 | 本事業は、他都市との比較を含めた健康寿命延伸に関する情報を調査・分析・考察し、本市の地域特性に応じた効果的なアプローチ手法を提案するという高度かつ専門的な業務である。 よって、本業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R5.12.6 | WEST19庁舎中央監視システム更新業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社 | 59,400,000 | R5.11.22 | R5.11.22 ~ R6.3.31 | 既設のWEST19庁舎中央監視システム(以下、「システム」という。)及び末端の各制御装置は選定事業者の製品である。 本業務はシステムが故障し、操作不能となったため、システムの更新を行うものである。システムは末端の各制御装置との連動の観点から、選定事業者の製品を設置する必要がある。 システムは選定事業者の製品を用いて構成されており、他社では製品を購入できない。さらに、システムセットアップ作業時には、社外非公開の技術が必要であるため、本業務を実施できる本市登録業者は選定事業者のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R6.4.3 | 母子医療(特定不妊)システム保守業務 | 日本コンピューター株式会社 | 2,128,500 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 母子医療(特定不妊)システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「we1-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。そのため、同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。 よって、本システムの保守業務を実施できるのは、同社以外にないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所健康企画課 011-622-5151 |
| R6.4.3 | 札幌市検診情報システム保守運用業務 | エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 1,716,000 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市検診情報システムの開発及び関連機器設定は左記業者が行っている。 システムの維持管理や障害発生時の対応等には、システム構成及び機器設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を他の業者に委託した場合、システムに不具合が生じた場合の責任の所在が不明確となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所健康企画課 011-211-3513 |
| R5.7.19 | 新型コロナウイルス感染症患者等相談窓口業務(月額契約) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 200,000 | R5.5.2 | R5.5.8 ~ R5.9.30 | 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。 本件業務を遂行するにあたって、協力が必要とする施設と十分な連絡調整を図る唯一の団体である。 当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所医療政策課 011-622-5162 |
| R5.7.26 | 札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム構築業務 | T X P M e d i c a l 株式会社 | 5,280,000 | R5.6.29 | R5.6.29 ~ R6.3.31 | 本業務は、二次救急医療機関等への搬送を支援するとともに、救急隊が測定するバイタル等のプレホスピタルの情報、救急車による搬送状況、救急病院での診断、転帰情報までの一連の情報を一元化し、より良い救急医療体制の整備のための検証を行うことを目的に行うものである。また、札幌市消防局で開発を進めている救急隊アプリと連携させて運用することを予定している。 そのため、連携先システムの仕様を熟知したうえで、本システムの開発設計を行うことが不可欠であり、同一事業者以外の者に委託を行うとシステム間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 以上のことから、迅速かつ確実に業務を履行するため、連携先のシステムの開発を受託しており、仕様等を熟知している当該事業者の本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)保健所医療政策課 011-622-5162 |
| R5.9.13 | 救急医療相談業務 | オフィスポケット株式会社 | 97,923,612 | R5.8.17 | R5.10.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、市民からの救急医療相談を24時間体制で受け付ける窓口「救急安心センターさっぽろ」(以下「センター」という。)及び、産婦人科救急医療体制に基づき医療機関や救急隊からの患者受け入れ依頼の調整、市民等からの産婦人科領域に関する電話相談を受け付ける窓口「産婦人科救急電話相談」の運営を行うものである。 株式会社オフィスポケット(以下「選定事業者」という。)は、本市が令和4年に実施した公募型企画競争にて選定され、令和4年10月からセンターの運営を担っている事業者である。 本業務は市民の生命を守るための電話相談窓口という業務の性質上、質の高い業務を提供できる事業者が長期間に渡り運営を任せ、業務のノウハウを蓄積していくことが望ましい。 しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の流行でセンターへの入電数が急増し、契約時点では将来の感染状況等の見通しがつかない状況であったことから、やむを得ず1年間(令和5年9月まで)の契約としたところである。 センターは10月以降も切れ目なく相談受付体制を継続させる必要があることに加え、引き続き履行品質を確実に高い水準で確保する必要がある。 ②コロナ相談に係る高い応答品質 令和5年5月8日から感染症法上でコロナが5類感染症となったが、厚生労働省の令和5年3月10日付事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制構築のため、感染拡大が予想される夏や冬の状況を検証したうえで、令和6年4月1日からの新たな体制に向けた取組を実施することとされている。 電話応対時には、これまでのコロナの対応を踏まえながら、最新の動向に合わせて適切な医療へのアクセスへつなげる必要があることから、これまでの保健所の業務情報に精通し、相談者の質問・相談に迅速かつ適切に回答できるものを契約の相手方としなければならない。 また、コロナの感染症法上の位置づけが変更になった令和5年5月以降もセンターにはコロナ関連の相談が依然として多い状況である。 加えて、現在はコロナ専用の窓口として「コロナ健康相談ダイヤル」(令和5年9月末終了見込み)が設置されているが、10月からはセンターが医療機関紹介機能を持つ唯一の相談窓口となり、入電数の多い流行期の対応経験を持つ事業者の本業務を委託することで、安定稼働が可能となる。 本業務契約の相手方である選定事業者は、現行契約において良好に履行しており、対応品質を確保した上で受電体制の継続確保を目的とする本業務についての優れたノウハウを有し、上記①及び②の条件を満たす事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、その性質又は目的が競争入札に適しないものである。 | (保)保健所医療政策課 011-622-5162 |
| R6.5.8 | 札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム運用保守業務 | T X P M e d i c a l 株式会社 | 4,752,000 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市保健所、札幌市消防局及び市内医療機関が使用する「札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム」(以下「本システム」という。)に関する保守運用を行うものである。 本業務の履行には、本システムに関して十分な知識を有し、安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠となる。 当該事業者は、本システムの要件分析や設計に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを開発した事業者である。また、稼働するサーバ構成や仕様等を熟知していることから、本業務を履行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保)ウェル、医療政策課 011-211-3517 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-----------------|------------|-----------|-----------------------|---|--------------------------------|
| R5. 4. 19 | 令和5年度HIV検査・相談事業運営業務 | 社会福祉法人はばたき福祉事業団 | 9,002,675 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 社会福祉法人はばたき福祉事業団は、国の事業のもとで、平成19年に札幌市がHIV検査施設として設置した「サークルさっぽろ」について、運営当初から本業務を受託し、確実に履行している実績があり、業務に精通した医師、看護師、カウンセラー等の人員を確保している。 また、当該法人は薬害エイズ被害者対策のため設立された団体であり、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験やノウハウがある。さらに、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築しており、検査で判明した陽性者について、医療との円滑な連携を図ることができる。以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R5. 4. 26 | 令和5年度札幌市結核接触者健康診断事業(単価契約) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 10,900,300 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員(医療機関)を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R5. 4. 26 | 結核住民健診業務(胸部X線デジタル撮影)(単価契約) | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 10,206,350 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 公益財団法人北海道結核予防会(以下、「結核予防会」という。)は、結核予防及び結核対策の普及・啓発を通じて、住民の健康保持・増進に貢献することを目的として、昭和15年に設立された非営利の団体である。 結核予防会は、本市の特定健診、肺がん検診を実施している医療機関であり、65歳以上の受診者については、肺がん検診と一体的に結核住民健診を受診することができることから、結核予防会を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R5. 4. 26 | 結核住民健診業務(単価契約) | 公益財団法人北海道対がん協会 | 8,656,120 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 公益財団法人北海道対がん協会(以下、「対がん協会」という。)は、がんの原因・早期診断及び治療の研究を行うことを目的として、昭和4年に創立された非営利の団体であり、胸部X線撮影の精度管理や二重読影、比較読影体制を整えている医療機関である。 対がん協会は、本市の肺がん検診を実施している医療機関であり、65歳以上の受診者については、肺がん検診と一体的に結核住民健診を受診することができることから、対がん協会を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度生活衛生情報管理システム保守管理業務 | 株式会社ネクシス | 2,805,000 | R6. 3. 6 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、保健所や保健センター等で使用する生活衛生情報管理システムを安定的に稼働させるための運用保守を行うものであり、履行に当たっては、同システムの構成や環境条件に係る十分な知識を有し、不具合等に対して迅速かつ適切に対処できることが不可欠である。 当該事業者は、同システムの開発、改修及び過去の保守管理業務を受託し、同システムの構成や環境条件等を熟知しており、本業務の履行に必要な要件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためには同システムに係る情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数事業者へこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はおらず、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所食の安全推進課 011-622-5170 |
| R5. 10. 4 | (仮称)動物愛護センター整備事業における令和5年度レジリエンス強化型ZEB実証事業補助金申請書作成補助業務 | 株式会社アトリエアーク | 1,408,000 | R5. 4. 25 | R5. 4. 25 ~ R6. 3. 31 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当(仮称)動物愛護センター整備事業においては、令和4年度からレジリエンス強化型ZEB実証事業補助金(以下「補助金」という。)を活用しながら工事を実施しているところであり、今年度分の整備事業においても補助金の申請をすることとしている。 本業務では、補助金の申請に必要な書類の作成、技術的助言及び補助金執行団体からのヒアリングなどへの対応などを行うこととしており、(仮称)動物愛護センターの設計・工事内容を十分に把握している設計業者しか有し得ない専門的な知識・技術が必要とする業務である。 また、令和4年度の本件業務では、設計業者である株式会社アトリエアークが本業務を執行しており、今年度の補助金申請は昨年度の状況を踏まえたうえで申請書類等を作成する必要がある。 これらの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、設計業者である株式会社アトリエアークが本件業務を実施できる唯一の企業であると判断し、特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 動物管理センター 011-736-6134 |
| R5. 7. 12 | 札幌市火葬場予約システム構築業務 | 都築電気株式会社 | 17,044,500 | R5. 7. 3 | R5. 7. 3 ~ R6. 3. 31 | 札幌市の火葬場では、現在到着順で火葬の受け付けを行っているが、札幌市の風習で午前中に火葬が集中するため、特に火葬場休場日であるお引目の翌日午前中には、日によって1時間以上の待ち時間が生じている。加えて、令和3年度の札幌市の年間火葬件数は、里塚・山口の2斎場合わせて2万4千件を超えており、ピークの2054年には3万3千件近くまで増加することが予想されている。今後、推計どおりに火葬件数が増加すると、2025年度には火葬待ち時間が2時間を超えることが予測されており、将来的には、札幌市においても希望日に火葬できなくなることが十分に考えられる状況である。 本システムはインターネットを通じて事前に火葬枠の予約を行い、火葬場到着時間の分散化及び火葬場の対応に併せた割り振りの実現等による混雑緩和を図るものである。システムの構築にあたっては、葬送に関する専門知識やシステム構築に係る高度かつ専門的な知見・経験等が必要となることから、札幌市が想定する機能の搭載はもちろんのこと、民間事業者の持つ最新の技術やノウハウ、独創的な提案を広く募ることにより、より優れたシステムの構築につながるものと考えられる。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。この度、当該事業者の企画提案が札幌市火葬場予約システム構築業務に係る企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所施設管理課 011-622-5182 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|--------------------|-------------|-----------|------------------------|---|--------------------------------|
| R5. 7. 12 | 令和5年度里塚畜場整備手法検討業務 | 株式会社社長大 | 16,885,000 | R5. 7. 6 | R5. 7. 6 ~ R5. 12. 27 | 昭和59年度に供用を開始した里塚畜場は、平成19～20年度に実施した大規模改修の際に、火葬炉の入れ替えを行っているが、現在の火葬炉についても25年が経過する令和16年頃には入替が必要となる状況である。また、同畜場においては、動線の交錯や待合ロビーの混雑、取寄待ちの発生等の構造的な問題も生じており、今後の火葬件数の増加に対応するためには、これらの事項を考慮した上で、施設整備・畜場運営を進めていく必要がある。 そのような中、本業務は、令和2年度に実施した「山口畜場・里塚畜場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚畜場施設整備検討業務」の報告結果に基づいて、里塚畜場の再整備に向けた基本事項を整理するとともに、「山口畜場・里塚畜場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚畜場施設整備検討業務」の結果を更に掘り下げて(株)・検証し最適な整備手法を選定した上で、事業方式や概算事業費、スケジュール等を取りまとめた今後の整備に関する基本方針を策定するものである。これらにおいては、火葬場の整備に関する高度かつ専門的な知見に加えて、選定された整備手法におけるPFI手法を含む官民連携手法等の事業スキームの検討が必要となることから、金融、法務、技術等の多岐に渡る分野に関して、高度な専門性が必要となる。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。この度、当該事業者の企画提案が令和5年度里塚畜場整備手法検討業務に係る企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) 保健施設管理課 011-622-5182 |
| R6. 4. 10 | 里塚畜場待合棟清掃業務 | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 28,886,000 | R5. 3. 14 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から提供を受ける役務については、同団体を契約の相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R6. 4. 10 | 里塚畜場待合棟給茶業務 | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 18,359,000 | R5. 3. 14 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から提供を受ける役務については、同団体を契約の相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R5. 4. 26 | 札幌市里塚畜場火葬炉修繕業務 | 富士建設工業株式会社 | 69,300,000 | R5. 4. 19 | R5. 4. 19 ~ R6. 3. 29 | 本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術を必要とするため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R5. 5. 10 | 市民集会施設会館運営相談事業調査業務 | 株式会社東部清掃 | 1,386,000 | R5. 4. 19 | R5. 4. 19 ~ R5. 12. 27 | 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分業許可可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社(株)イーアンドエム、(株)東部清掃、北海道アオキ化学(株)に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、(株)東部清掃以外は対応できない旨回答があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R6. 3. 21 | 札幌市里塚畜場火葬炉設備及び建築付帯設備保守点検業務 | 富士建設工業株式会社 | 27,500,000 | R6. 3. 14 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 なお、建築付帯設備は、火葬炉設備と連携しているため、保守点検は火葬炉設備と一体として行う必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R6. 3. 21 | 札幌市里塚畜場火葬炉設備補修業務 | 富士建設工業株式会社 | 56,650,000 | R6. 3. 14 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | (保) ウェル、里塚畜場 011-883-1561 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度新型コロナウイルス感染症相談体制整備業務 | 凸版印刷株式会社 | 262,240,000 | R5. 4. 7 | R5. 5. 8 ~ R5. 9. 30 | 本件業務は、発熱時の受診相談、陽性者の体調急変時の相談等に対応するを目的とし、相談内容から患者の容体を的確に把握し健康相談に対応し、必要に応じ保健所職員に確認の上、医療に結びつけるものである。コールセンターについては、聞き取った病歴その他の取扱いに厳重な注意を要する情報を取り扱う上でのセキュリティ体制を維持することができ、陽性者数増加に対応できる業者を選定することは、円滑かつ確実な業務遂行に必須である。且つ、相談窓口を一本化することで、健康相談以外にも、新型コロナウイルススについて多様な問い合わせが入ることが想定される。これらを網羅するコールセンター事業の新規立上げは、一般的に相当の準備期間(履行場所の確保、人材の確保及び育成等)を要するほか、実稼働後においても業務の習熟度を高めるには一定期間を要するものである。左記業者は、防災情報を住民と共有するための「自治体向け住民見守りサービス『あんしんライト』」、公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者となり、マイナンバーカードを活用した公的個人認証による本人確認アプリをリリースしているなど、強固なセキュリティ技術や迅速な体制を有しているといえるほか、「さっぽろPASS-CODE事業」を札幌市と協働で試行実施しており、札幌市の感染症対策や健康への啓発、さらに経済活動等の一連の施策に十分な理解を有しているといえる。さらに、令和4年4月から同年11月まで、「札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイト構築及び運用保守業務」及び「札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイトの問合せ対応及び入力支援業務」を受託しており、新型コロナウイルス感染症の患者に対し適時・適切な療養を提供するために必須であったこれらの業務において極めて良好な履行実績を有している。 また、陽性者の体調急変時に行う健康相談は、相談内容から患者の容体を的確に把握し、医療的助言を与え、必要に応じ保健所職員に確認の上、医療に結びつけるものであるが、その判断は従事する医療職の経験に拠るところが大きくマニュアル化することはできない。一方で、医療対策室の業務は土日祝も含めた勤務形態であることから、様々な医療職が日替わりで勤務することとなる。このため、受託者は容体把握や医療的助言についての知識が豊富だけでなく、シフト制で従事する多数の医療職の経験値や資質をその都度見極め、当日ふさわしい業務の割振りを行う業務管理能力が求められる。左記業者については、令和5年1月11日に実施した一般競争入札の結果、健康観察業務に係る落札者となり、同年2月1日から3月31日までを契約期間として受託しており、その業務の中で、シフト制で従事する多数の医療職の業務管理能力においても、これまで極めて良好な履行実績を有している。さらに、感染症法の位置づけの変更の日ちが確定しているにもかかわらず、国方針及び国通知発出後に追加の説明会が複数回実施されるなど、制度の全容判明に時間を要した経緯も踏まえると、左記業者は札幌市ともの確かな連携を取ることができるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する知識も高く、業務遂行のための効率的で円滑かつ確実な実施が可能な唯一の業者であるといえるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社に特定随意契約を締結することとする。 | (保) 医療対策室業務調整課 011-624-7863 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。） | 担当課 |
|---------|--|------------------------|-------------|---------|-------------------|--|------------------------------|
| R5.5.31 | 令和5年春開始接種に係る集団接種会場設置運営接種業務 | 恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体 | 147,868,462 | R5.4.28 | R5.4.28 ～ R5.7.5 | <p>新型コロナウイルスワクチン接種については、実施期間が令和5年3月31日から令和6年3月31日まで延長されたほか、令和5年春開始接種が5月8日以降に実施されることとなった。</p> <p>本業務は、令和5年春開始接種にあわせ、本市が設置する集団接種会場の設置・運営・接種業務を一体で委託するものである。</p> <p>本業務の実施するにあたっては、受託者は会場設計や各種マニュアル整備、多くの医療従事者の確保・雇用、従事スタッフの教育・接遇訓練など、相当な準備期間を要するのが一般的であり、接種開始までの短期間で本市が求める業務水準に達する事業者を新たに募集することは事実上不可能である。</p> <p>このため、令和4年2月以降に本市が実施した集団接種会場設置・運営・接種業務を良好に履行した経歴を有し、現でも札幌サンプラザ会場にて業務を履行していることにより、業務内容に精通し、かつ必要な知識や経験のある人材を有する当該事業者が、本業務を迅速かつ安定して履行できる唯一の事業者である。</p> <p>よって、本業務を開発までの限られた時間内で競争に付す時間的余裕がないことから、受託可能な唯一の相手方である当該事業者と随意契約することとした。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 保）医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.5.31 | 令和5年春開始接種に係る集団接種会場受付業務 | 株式会社恵和ビジネス | 49,939,037 | R5.4.28 | R5.4.28 ～ R5.6.30 | <p>新型コロナウイルスワクチン接種については、実施期間が令和5年3月31日から令和6年3月31日まで延長されたほか、令和5年春開始接種が5月8日以降に実施されることとなった。</p> <p>本業務は、令和5年春開始接種にあわせ、本市が設置する集団接種会場の円滑な会場運営を支えるため、会場にて接種券番号・生年月日による本人確認を行うとともに、予約の有無や接種履歴等の個人情報 の確認、接種券の再発行など、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」にて構築した接種実績管理情報や、それに紐づいた予約システムを活用することが不可欠となる。</p> <p>現在、このシステムを引き続き運用・保守しているものは「令和5年度札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務」の受託者である「株式会社恵和ビジネス」であり、集団接種会場にて構築した各種システムを利用することが可能な業者も当該事業者に限られることから、本業務における受託可能な唯一の相手方である当該事業者と随意契約することとした。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 保）医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.6.14 | 令和5年度ワクチン接種担当部什器・備品一式（7月～9月） | 大丸株式会社 | 3,513,906 | R5.6.9 | R5.7.1 ～ R5.9.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降のワクチン接種事業については、令和4年3月7日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について（その4）」により、現在実施されている令和5年春開始接種終了後は2023年度の秋冬に追加接種を行う予定である旨が明示されている。 ・現在、国から更なる通知等は发出されていないことからワクチン事業は引き続き継続することとなり、ワクチン接種担当部の事務室内に設置している当該相手先からレンタルした什器・備品一式について、令和5年7月以降も引き続き同規模の什器・備品類の調達が必要となった。 ・こうした什器・備品類の調達は、本来であれば競争入札によるべきところであるが、当該相手先が現在の什器・備品類を撤去するには多額の経費と十分な期間が必要であり、また、パソコンのデータ移行等も考慮すると業務の継続性に多大な影響を及ぼす可能性がある。加えて、落札者が必要な品目を揃え、現在の什器・備品類の撤去後に速やかに搬入し、パソコンのデータ等を移行する十分な期間を確保することも不可能である。 ・このような状況を踏まえると、令和5年7月以降もワクチン事業を継続的かつ円滑に進めるにあたり、当該レンタル契約の相手先は、現在使用している什器・備品類を継続してレンタル可能な大丸株式会社を以て他にはない。よって、同社を相手先とした特定随意契約が最も適していると考えられる。 <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> | 保）医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.8.9 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣8～12月 | リンケージサービス株式会社 | 4,731,375 | R5.7.25 | R5.8.1 ～ R5.12.31 | <p>新型コロナウイルスワクチン接種について（その4）」により、現在実施されている令和5年春開始接種終了後は2023年度の秋冬に追加接種を行う予定である旨が明示されておりますが、国からの補助金の枠組み等も含め具体的な内容は明示されておりましたので、国の動向を注視しながら接種体制を確保しておりました。</p> <p>その後、6月16日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について（その5）」が发出されましたが、そこにおいても「令和5年秋冬の接種の際の上限度等は、現在作業をお願いしている調査結果等を踏まえ、改めてお示しする。」となっており、現時点においても未だに国から具体的な情報を得られておりませんが、臨時接種期間が令和6年3月までと示されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和5年8月1日以降も引き続き維持して必要があり、ワクチン接種事業の中で電話問合せ対応業務を行う労働者（オペレーター）派遣業務については重要度が高く、他の業務の状況も勘案し、今後も同様の体制を継続して維持する必要があると判断いたしました。</p> <p>ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務が2年以上も継続し制度が複雑化しているワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解しうえ、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠である。そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えるほか、医療機関に対し、不要な混乱をまねくことが想定されます。</p> <p>また、国においては9月からは初回接種を完了した5歳以上の全ての市民を対象とした秋開始接種を実施することとしており、8月中には対象者に接種券を発送する必要がある。これまでも接種券発送後は接種対象者、ワクチンの種類、個別接種</p> | 保）医療対策室業務調整課 011-211-8189 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|-----------------|---------------|-----------|------------------------|--|-------------------------------|
| R5. 8. 9 | 令和5年度札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務(その2) | 株式会社恵和ビジネス | 1,477,556,773 | R5. 7. 28 | R5. 8. 1 ~ R6. 3. 31 | 本市においては、円滑な新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、接種券発行、接種記録管理、問い合わせなどの業務を一括で、(株)恵和ビジネス(以下「現事業者」という。)に委託して実施している。 現業務は、令和5年7月31日をもって契約期間を終えるところであるが、現時点で、令和6年3月31日までは現行の特例臨時接種の実施期間が継続することから、令和5年8月1日以降も引き続き接種体制の確保が必要である。 新型コロナウイルスワクチンの接種にあたっては、接種券の発行が必要となるが、接種実績に応じて接種券発行対象者を抽出するためには、現事業者が構築、運用している接種台帳システムを用いる以外に方法がない。 問い合わせ対応についても、接種実績や接種券発行状況等、市民一人ひとりの接種状況に応じた適切な案内を行うためには、接種台帳システムの活用が不可欠である。また、当該システムを使用しない場合、一般的な情報による案内となり、市民サービスの大きな低下につながる。 仮に事業者を変更する場合、同様のシステムを新たに構築するためには相当の準備期間を要することが見込まれることから、現事業者による運営を継続させながら運営準備を行うため、経費面でも負担増につながるが避けられない。なお、ワクチン接種の実施に係る国からの通知は接種開始直前に発出されるなど、計画的な見直しをもってシステムを構築する期間を確保することが難しい状況にもあった。 以上を踏まえて、令和5年8月1日以降も同様に円滑な接種体制を確保するためには、接種台帳システムを有する現事業者以外に履行可能な業者はなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現事業者を委託先に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5. 8. 16 | 令和5年度札幌市ワクチン配送センター運営業務(その2) | 佐川急便株式会社 | 110,740,171 | R5. 7. 31 | R5. 8. 1 ~ R6. 3. 31 | 現在、特例臨時接種として実施している新型コロナウイルスワクチン接種に用いるワクチンの配送等については、佐川急便株式会社北海道支店(以下「現事業者」という。)に委託し、市内にある、現事業者が占有する物流倉庫の一部を拠点として、国から供給されたワクチンやワクチンに付随する物品の保管、医療機関等からのワクチン発注受付及び医療機関等への配送を一体的に実施するワクチン配送センター(以下「配送センター」という。)を設置し実施している。 特例臨時接種については、令和6年3月31日まで継続することとされており、昨年度から続く令和4年秋開始接種については、5月8日で終了、5月8日から8月に令和5年春開始接種、9月からは令和5年秋開始接種として実施することとされ、具体的な実施方法等については、厚生労働省通知「今後の新型コロナワクチン接種について」において順次示されているところである。直近では、令和5年6月16日付けの当該通知のその5により、現時点での9月以降の事業の概要が示されているものの、具体的な全体像は明らかになっていない状況にある。しかしながら、特例臨時接種期間については変更がないことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和5年秋開始接種の内容も想定しつつ、令和5年8月1日以降も引き続き配送センター運営業務についても体制を継続して維持する必要がある。 本市の医療機関等で使用されるファイザー社やモデルナ社のワクチンは、全て現事業者にて保管し、医療機関等に供給しているところであり、ワクチンや物品の在庫を管理し把握していることで、医療機関等の要望に即時かつ柔軟に対応でき、当日の受注及び配送も可能である。このような体制は、受注から配送までを一括して担っていることや、これまでの業務の中で蓄積され、確立された手順や効率的な配送ルートが構築されたことにより、初めて可能となっているものであり、接種希望者への接種を円滑に行う上で不可欠である。 仮に事業者を変更する場合、現配送センターで備蓄している約11万本のワクチン等を新たな配送センターに移転することになるが、業務開始までには、多額の経費と十分な期間を必要とすることから、ワクチン配送センターの運営業務の継続に甚大な影響を及ぼすことは避けられず、本市のワクチン接種そのものが停止することになる。 また、受注から配送までのオペレーションの変更により、ワクチンの発注方法や新たな配送ルートを新たに構築する必要があり、現在提供しているサービスの質の低下、医療機関や市民に無用な混乱を招くことが懸念される。令和5年春開始接種は今も継続して実施している中にあり、さらに上述のとおり、前契約が今月末に満了する現段階においても、国から令和5年度秋開始接種に係る具体的な情報が示されていないことから、他の業者が実施するうえで十分な準備期間を確保することができない状況である。以上より、令和5年8月以降も同事業の継続的な円滑なワクチン供給体制を確保することが本業務は、本市が令和5年秋開始接種の集団接種会場として利用する旧中央区庁舎の機械設備管理業務を行うものである。 本施設は、令和5年9月末をもって閉鎖されることから、機械設備管理業務についても同月末をもって終了する予定であった。しかし、秋開始接種の会場として10月中の利用が決まったことから、同業務についても1か月の期間延長が急遽必要となった。 本業務について複数の事業者に関き取りを行ったところ、業務の履行に当たり有資格者の常駐が必須となるが、機械設備管理業務は年間又は複数年の契約が一般的であり、1か月間のために有資格者を確保することは困難との申し出である。また、経費についても、特別に人員を手配する必要があることから、本市が発注する市有施設維持管理業務の業務価格を大幅に超えるとの申し出であった。 一方で、現在契約を履行している北海道ビルメンテナンス株式会社に期間延長について聞き取りしたところ、現在、常駐している人員により、業務の実施が可能との申し出であった。 以上から、現契約の相手方に業務を委託した場合、現契約と同様の条件で実施することができ、他の事業者に比べて経費を削減できることが確実であることから、競争に付するよりも有利と認められると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、北海道ビルメンテナンス株式会社と随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5. 9. 13 | 令和5年秋開始接種に係る集団接種会場(旧中央区庁舎)機械設備管理業務 | 北海道ビルメンテナンス株式会社 | 1,310,100 | R5. 9. 4 | R5. 10. 1 ~ R5. 10. 31 | 本施設は、令和5年9月末をもって閉鎖されることから、機械設備管理業務についても同月末をもって終了する予定であった。しかし、秋開始接種の会場として10月中の利用が決まったことから、同業務についても1か月の期間延長が急遽必要となった。 本業務について複数の事業者に関き取りを行ったところ、業務の履行に当たり有資格者の常駐が必須となるが、機械設備管理業務は年間又は複数年の契約が一般的であり、1か月間のために有資格者を確保することは困難との申し出である。また、経費についても、特別に人員を手配する必要があることから、本市が発注する市有施設維持管理業務の業務価格を大幅に超えるとの申し出であった。 一方で、現在契約を履行している北海道ビルメンテナンス株式会社に期間延長について聞き取りしたところ、現在、常駐している人員により、業務の実施が可能との申し出であった。 以上から、現契約の相手方に業務を委託した場合、現契約と同様の条件で実施することができ、他の事業者に比べて経費を削減できることが確実であることから、競争に付するよりも有利と認められると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、北海道ビルメンテナンス株式会社と随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。） | 担当課 |
|----------|--|------------------------|-------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R5.9.13 | 令和5年秋開始接種に係る集団接種会場受付等業務 | 株式会社恵和ビジネス | 36,240,400 | R5.9.5 | R5.9.5 ～ R5.11.10 | 令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種は、5～8月に実施する春開始接種と、9～12月に実施する秋開始接種の2回、実施することとされている。 そのうち本業務は、秋開始接種の際に本市が10月に開設する集団接種会場において、来場者の本人確認、予約状況確認、接種履歴等の確認、接種券の再発行などを行うものである。 現在、本市における接種券の発行や接種履歴の管理は、(株)恵和ビジネスが構築し著作権・利用許諾権を保有する接種台帳システムを利用しており、会場で接種履歴を確認し接種券の再発行を行うためには、当該システムが不可欠である。また、当該システム内には、接種記録に紐づいた予約システムも含まれており、集団接種会場における予約確認等は当該システムを利用しているものである。 仮に、秋開始接種において(株)恵和ビジネス以外の事業者が本業務を受託した場合、10月の集団接種会場開設までの短期間では、新システムの開発を完了し運用開始することは不可能である。 以上から、会場開設までの短期間で本業務を確実に履行することができる事業者は「令和5年度札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務(その2)」を受託し、本市の接種台帳システムを維持・運用している(株)恵和ビジネスに限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.9.20 | 令和5年秋開始接種に係る集団接種会場設置運営接種業務 | 恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体 | 163,250,354 | R5.9.12 | R5.9.12 ～ R5.11.10 | 令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種については、5～8月に実施する春開始接種および9～12月に実施する秋開始接種の2回実施することとされている。 本業務は、本市において秋開始接種を円滑に実施するため10月に開設する集団接種会場の設置・運営・接種業務である。 本業務を履行するためには、国が定める予防接種の手引きの正確な理解はもとより、本市と綿密な事前調整を行うことが不可欠であり、調整により完成した会場レイアウトや従事スタッフの配置を基に、人員の確保やマニュアル整備・教育等を行う必要があることを考慮すると、相当の準備期間を要することが見込まれる。 一方で、8月4日付け厚労省事務連絡にて、秋開始接種の開始日が具体的に示されたことにより、委託業務内容の詳細を定めることが可能となったが、入札手続きを行うために要する日数を考慮すると履行に必要な準備期間を十分に確保できないことから、入札により選定した事業者が10月の集団接種会場開設までに、本市が求める水準に達する体制を構築することは困難である。 以上から、本業務の安全かつ安定な実施のためには、以前に本市が実施した集団接種会場設置・運営・接種業務を良好に履行した経験を有し、業務内容に精通し、かつ必要な知識や経験のある人材を有する事業者との随意契約がやむを得ないと判断する。 ついては、上の条件を唯一満たしている当該事業者と随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.9.27 | 令和5年度ワクチン接種担当部什器・備品一式(10月～3月) | 大丸株式会社 | 4,444,638 | R5.9.15 | R5.10.1 ～ R6.3.31 | ・令和5年8月9日付け厚労省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について(その7)」および第27・28回自治体説明会回答により、現在実施中の令和5年春開始接種(令和5年5月8日～令和5年9月19日)の終了後、新たに令和5年9月20日から令和6年3月31日まで令和5年秋開始接種を実施する方針が示され、今後の分科会において最終結論を得る旨が通知されている。 ・しかし、現時点で分科会は開催されておらず、接種期間や接種間隔、使用するワクチン等の最終的な結論について国からの通知を待っている状態ではあるが、ワクチン事業は令和5年10月以降も引き続き継続する見込みであることから、ワクチン接種担当部の事務室内に設置している当該相手先からレンタルした什器・備品一式について、令和5年10月以降も引き続き同規模の什器・備品類の調達が必要となった。 ・こうした什器・備品類の調達は、本来であれば競争入札によるべきところであるが、当該相手先が現在の什器・備品類を撤去するには多額の経費と十分な期間が必要であり、また、パソコンのデータ移行等も考慮すると、令和5年秋開始接種の実施中に、業務の継続性に多大な影響を及ぼす可能性がある。加えて、国通知を待って、その後入札手続きをしたとしても、落札者が必要な品目を揃え、現在の什器・備品類の撤去後に速やかに搬入し、パソコンのデータ等を移行する十分な期間を確保することも不可能である。 ・このような状況を踏まえると、令和5年10月以降もワクチン事業を継続的かつ円滑に進めるにあたり、当該レンタル契約の相手先は、現在使用している什器・備品類を継続してレンタル可能な大丸株式会社において他にない。よって、同社を相手先とした特定随意契約が最も適していると考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R5.10.11 | 令和5年度 新型コロナウイルス感染症相談体制整備業務(令和5年10月～令和6年3月) | 凸版印刷株式会社 | 159,280,000 | R5.9.29 | R5.10.1 ～ R6.3.31 | 札幌市公式HP(備考欄に記載のURL)に掲載している見積り参加者選考調書に記載のとおり。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 保) 医療対策室業務調整課 011-624-7863 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|---------------|-------------|----------|-------------------|--|--------------------------------|
| R5.12.27 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣1月～3月 | リンケージサービス株式会社 | 2,854,170 | R5.12.15 | R6.1.1 ～ R6.3.31 | <p>現在実施中の初回接種及び令和5年秋開始接種については、「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について(その7)」(令和5年8月9日付け厚生労働省事務連絡)および第27・28回自治体説明会回答により、令和6年3月31日まで実施する方針が示されておりますが、令和6年1月以降の国からの補助金の枠組み等について具体的な内容は明示されておりませんでしたので、国の動向を注視しております。</p> <p>その後、「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について(その8)」(令和5年9月8日付け厚生労働省事務連絡)が発出されましたが、そこにおいても「令和6年1月以降の当該事業の内容に関しては、改めてお示しする。」となっており、現時点においても未だに国から具体的な情報を得られておりませんが、臨時接種期間が令和6年3月31日までと示されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和6年1月1日以降も引き続き維持していく必要があり、ワクチン接種事業の中で電話問合せ対応業務を行う労働者(オペレーター)派遣業務については重要度が高く、他の業務の状況も勘案し、今後も同様の体制を継続して維持する必要があると判断いたしました。</p> <p>ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務が3年程継続し制度が複雑化しているワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えるほか、医療機関に対し、不要な混乱をまねくことが想定されます。</p> <p>また、これまでも接種の概要、ワクチンの種類、接種に係る書類の発行等の幅広い問い合わせが寄せられているが、それに加え令和6年1～3月については、医療機関宛に公費接種期間の終了に伴う通知や令和6年度のワクチン接種に関する通知等、多数の通知を発出することが見込まれている他、無料で接種が受けられる期限が3月末であることから、医療機関や市民からの問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知しており、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。</p> <p>リンケージサービス株式会社はワクチン接種業務や部内業務について十分熟知している職員を有しており、多岐にわたる知識や情報を用いて電話問い合わせ対応を即座に行うことができる職員を継続して派遣することが可能であるため、引き続き円滑な業務が遂行できるものであります。</p> <p>加えて、新たな業者と派遣契約を結ぶ場合、契約に絡む内部手続きや業者側の派遣者確保、事前研修等のため、最低でも2か月以上の期間を要するところですが、上述のとおり、国から令和6年1月以降の補助金に係る具体的な情報を得られていなかったため、手続きを進めることができなかった。このため、現段階においては他の業者が実施するための十分な準備期間を確保することができない状況となっていることから、令和6年1月以降も新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制を継続して維持し、円滑な事業が実施できることが可能な唯一の業者であるため、当該派遣業務を相手方自治体指定業者(第1項第2号)本市においては、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するため、接種券発行、接種記録管理、文書保存管理などの業務を一括で(株)恵和ビジネス(以下「現行事業者」という。)に委託し、実施している。</p> <p>特例臨時接種の期間が終了する令和6年3月31日をもって、現行業務の契約期間も終えるところであるが、令和6年3月までの接種に係る①接種券の再発行(接種券無しでも接種した場合等)、②予診票の回収、審査、接種実績登録、などの業務については、令和6年4月以降も一定期間継続が見込まれるため、引き続き業務実施体制の確保が必要である。</p> <p>接種券の再発行にあたっては、接種実績を確認したうえで発行対象者を抽出し、接種実績を反映させて接種券を作成する必要があるが、それらの実施にあたっては、現行事業者が構築、運用している接種台帳システムを用いる以外に方法がない。</p> <p>また、令和6年3月接種分の予診票は、現行事業者が医療機関から日々回収することとなるが、最終的には4月以降に請求書と一か月分の予診票を取りまとめることが必要であるなど、3月から4月にかけての業務は一連の業務であるため、別の事業者が実施することは困難である。</p> <p>以上を踏まえて、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、令和6年3月までに実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連業務を円滑に履行することが可能な業者は現行事業者以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現行事業者を委託先に選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R6.4.3 | 札幌市新型コロナウイルスワクチン接種事業関連業務 | 株式会社恵和ビジネス | 136,577,901 | R6.3.29 | R6.4.1 ～ R6.6.30 | <p>本市においては、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するため、接種券発行、接種記録管理、文書保存管理などの業務を一括で(株)恵和ビジネス(以下「現行事業者」という。)に委託し、実施している。</p> <p>特例臨時接種の期間が終了する令和6年3月31日をもって、現行業務の契約期間も終えるところであるが、令和6年3月までの接種に係る①接種券の再発行(接種券無しでも接種した場合等)、②予診票の回収、審査、接種実績登録、などの業務については、令和6年4月以降も一定期間継続が見込まれるため、引き続き業務実施体制の確保が必要である。</p> <p>接種券の再発行にあたっては、接種実績を確認したうえで発行対象者を抽出し、接種実績を反映させて接種券を作成する必要があるが、それらの実施にあたっては、現行事業者が構築、運用している接種台帳システムを用いる以外に方法がない。</p> <p>また、令和6年3月接種分の予診票は、現行事業者が医療機関から日々回収することとなるが、最終的には4月以降に請求書と一か月分の予診票を取りまとめることが必要であるなど、3月から4月にかけての業務は一連の業務であるため、別の事業者が実施することは困難である。</p> <p>以上を踏まえて、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、令和6年3月までに実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連業務を円滑に履行することが可能な業者は現行事業者以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現行事業者を委託先に選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189 |
| R6.4.3 | 札幌市結婚支援マッチングシステム構築・運用保守業務 | 株式会社愛媛電算 | 18,700,000 | R6.1.19 | R6.1.19 ～ R6.3.31 | <p>本業務は、企画力等が必要な業務であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当である。若者出会い創出事業企画競争実施委員会運営要綱に基づき開催した第2回若者出会い創出事業企画競争実施委員会において、審査の結果、株式会社愛媛電算が532点となり、最低基準点(420点)以上、かつ総合計点の最も高い者となったことから契約候補者として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982 |
| R6.4.3 | 札幌市オンライン結婚支援センター運営準備業務 | タメニー株式会社 | 5,292,540 | R6.1.19 | R6.1.19 ～ R6.3.31 | <p>本業務は、企画力等が必要な業務であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当である。若者出会い創出事業企画競争実施委員会運営要綱に基づき開催した第2回若者出会い創出事業企画競争実施委員会において、審査の結果、タメニー株式会社が490点となり、最低基準点(420点)以上、かつ総合計点の最も高い者となったことから契約候補者として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|---------------------|------------|-----------|-----------------------|---|---------------------------------|
| R6. 4. 3 | 令和6年度札幌市困難を抱える若年女性支援業務 | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 | 17,960,800 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <p>本業務は、地域や行政とのつながりがなく、様々な課題・困難・不安を抱える10代から20代の若年女性を主な対象に、SNS等を用いたアウトリーチ型の相談支援、一時的な安全・安心な居場所の確保、自立支援を実施するとともに、行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して対象者を支える仕組みづくりを行うことを目的としている。</p> <p>業務の実施に当たっては、地域の中で、対象となる若年女性と接点を持ち、対象者と信頼関係を築き、寄り添い型の相談支援等を実施することが必要であることから、受託団体には若年女性からの相談支援に関する豊富な経験や知識、ノウハウが不可欠であり、さらにその対象者を必要な窓口にスムーズにつなげるため、関係する民間団体や各支援機関とのネットワーク構築も必要である。</p> <p>公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市女共同参画センター及び札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、両センターの運営等を通して、地域に密着した女性支援及び若者支援等の豊富な経験や知識、及びノウハウを有しており、民間団体とのネットワークに基づき、広く総合的に女性支援と若者支援を実施する市内唯一の団体である。</p> <p>また、LINEによる若年女性向けの相談窓口「ガールズ相談」の実験経験があり、カフェスタイルの対面相談「girls talk room」を定期的に実施しており、若年女性支援のノウハウも持ち合わせている。さらに、令和2年度から、市内の女性支援、若者支援、困難者支援等の団体、機関によるさっぽろ若年女性支援ネットワーク(Cloudy)を構築し事務局を務め、生活が困難な女性に食料品や生理用品を配布する取組等を継続して実施しており、本業務に求められる関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。また、令和3年度の事業開始から当該業務を受託し、NPO法人等と連携しながら業務を履行してきた実績がある。加えて、対象者との信頼関係構築がすぐさまできるものではないこと、事業内容の検証の点からも、本事業者による事業継続が必要であると考えられる。</p> <p>以上より、当該業務を確実に良好に履行できるのは当法人に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子どもの育、子ども企画課 011-211-2982 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務 | 公益財団法人札幌市公園緑化協会 | 4,193,200 | R5. 4. 5 | R5. 4. 5 ~ R6. 3. 31 | <p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手续や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 <p>(公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。</p> <p>管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを継続と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通して、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。</p> <p>担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子どもの権利推進課 011-211-2942 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務 | 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会 | 93,940,000 | R5. 4. 7 | R5. 4. 7 ~ R6. 3. 31 | <p>本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子ども体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間延べ210回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 <p>当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきていること、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。</p> <p>当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子どもの権利推進課 011-211-2942 |
| R5. 10. 25 | 「令和5年度子ども議会」企画運営業務 | 株式会社アド・ビューロー岩泉 | 1,034,000 | R5. 10. 5 | R5. 10. 5 ~ R6. 1. 31 | <p>子ども議会は、テーマ設定から市長報告会に向けた意見の形成において、進行を担うファシリテーターが企画段階から関わることで、子どもの意見をより尊重した議論の進行が期待できることから、委託事業者は公衆の企画競争により選定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子どもの権利推進課 011-211-2942 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|--------------------|------------|---------|-------------------|--|---------------------------------|
| R5.6.14 | 令和5年度札幌市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係るコールセンター及び事務センター委託業務 | パーソルテンブスタッフ株式会社 | 69,103,100 | R5.5.19 | R5.5.19 ~ R6.3.31 | 当該給付金は、食費等の物価高騰に直直し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、生活の支援を目的として給付金を支給するものである。真に生活に困っている低所得の世帯が対象であることから、国からは可能な限り5月末までに支給することを指示されており、本市としても可能な限り速やかな支給を実現し、困窮世帯を支援する必要がある。 当該委託業務において、入札等を経て契約をする場合、政府調達案件に該当すると考えられることから、契約までに2か月程度の期間を要することが見込まれ、支給事務が大幅に遅れ速やかな支給が不可能となる。以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)に該当するものとして、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-3944 |
| R5.12.20 | 札幌市立保育所における保育業務支援システム導入運用業務 | 株式会社コドモン | 2,428,800 | R5.8.23 | R5.8.23 ~ R6.3.31 | 業務の性質上、目的を達成するための方法が幾通りもあり、またシステムの機能や操作性等を企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な業務実行につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された本事業者との随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988 |
| R6.3.21 | 令和6年度さっぽろ子育て情報サイト及びアプリ運用保守業務 | 株式会社サイネックス | 1,531,376 | R6.3.11 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | さっぽろ子育て情報サイト及びアプリは、札幌市の子育てに関する行政情報や市民が必要とする情報を直接かつ素早く提供できるため、高い即時性を持つ媒体である。さっぽろ子育て情報サイト及びアプリに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、これらの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 また、当該サイト及びアプリのシステムには本市独自の機能追加を行っているため、保守業務の遂行にあたっては、システムの特徴、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要がある。 このため、本業務はこれらの条件を満たす業者への委託が不可欠であり、当該サイトの運用管理システムを開発した(株)スマートバリューは、ホームページの構築や改修の提案、システム運用等のサポートを迅速に行うことができる唯一の事業者として、北海道内に事業所を有し業務提携関係にある(株)サイネックスを直接の営業窓口指定している。 ついでに、サイトやアプリの開発、当該サイトのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)サイネックス以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2997 |
| R6.3.21 | 令和6年度きずなメール配信事業運営業務 | (特非) きずなメール・プロジェクト | 3,615,227 | R6.3.11 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該事業は、子育てへの孤独感や不安を感じている子育て世帯に対して、継続的に子育てに関する情報発信を行い、子育てに対する親の不安やストレスを軽減することを目的としている。 この目的を果たすことができるサービスは、産後うつや児童虐待の予防を目指し、妊娠週数や子どもの月齢に合わせた複数の医師が監修したメッセージを毎日あるいは定期的に登録者へ配信を行い、妊娠前から切れ目なく情報発信を行っている「自治体きずなメール事業」が該当する。同サービスを行っている団体は、NPO法人きずなメール・プロジェクトのみである。 同団体については、平成22年度の設立から令和5年度までに、32の自治体で同事業の導入実績があるため、安定した事業運営の継続を見込むことができ、同団体を契約の相手方とすることは業務遂行上、円滑かつ合理的であると判断する。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2997 |
| R6.3.21 | 令和6年度さっぽろ子育てAIチャットボット運用保守業務 | 株式会社ピースボーク | 2,382,600 | R6.3.11 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該事業におけるAIチャットボットは、令和4年度に実施した公募型企画競争による選定後、システム構築の委託契約を行った(株)ピースボークのシステムを利用している。AIチャットボットの保守業務の履行については構築に携わった業者に限定され、他の業者がAIチャットボットの保守を行うことはできないため、その対応はソフトウェアの著作権を保有している構築業者に限定されるものである。 ついでに、AIチャットボットのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)ピースボーク以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2997 |
| R6.3.27 | 令和6年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務 | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 6,778,200 | R6.3.15 | R6.3.15 ~ R7.3.31 | 事業の性質上、ひとり親に対する支援事業の実績と理解がある企業・団体であることが必要であり、専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な事業運営につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において、契約候補者として選定された事業者との随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-3848 |
| R6.4.3 | 令和6年度さっぽろ子育てサポートセンター事業運営業務 | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 | 15,150,000 | R6.3.15 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該事業は、国が規定する13の地域子ども・子育て支援事業のうち子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、提供会員、アドバイザー、エリア・リーダーの人材確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を全て満たす事業者としては、各区に支部や団体を持ち、現在の会員規模にも対応が可能である大規模な会員組織を有し、事業開始時から当該事業を実施している社会福祉法人札幌市社会福祉協議会のみである。 当該事業者は本事業をはじめとした各種社会福祉事業を広く行っていることを踏まえると、本事業の目的に照らし、対応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。 なお、当該事業者は、平成13年度から令和5年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2997 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|------------------------|------------|----------|--------------------|---|---------------------------------|
| R6.4.3 | 令和6年度札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業運営業務 | 特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ | 16,781,756 | R6.3.15 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業は、国が規定する13の地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材(提供会員)の確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。</p> <p>この条件を全て満たす事業者としては、本市の地域子育て支援拠点事業としてひろば型子育てサロンを最も多く実施する等、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応可能な組織を有していることに加え、従前、国から委託を受けて同事業を実施し、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積しているNPO法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。</p> <p>また、当該事業者は各種子育て支援事業を広く行っていることを踏まえ、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、当該事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。</p> <p>なお、当該事業者は、本市から当該事業の委託を受けた平成22年度から令和5年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2997 |
| R5.12.27 | 札幌市子ども・子育て支援新制度システム改修業務(多子軽減の範囲の拡大) | 株式会社アイネス | 2,934,250 | R5.12.15 | R5.12.15 ~ R6.3.31 | <p>本システムは、平成26年より導入しているものであるが、(株)アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は(株)アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。</p> <p>また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は(株)アイネス北海道支社が行っている。</p> <p>本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は(株)アイネス北海道支社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと考えられる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子育て支援部保育推進課 011-211-2987 |
| R6.2.7 | 令和6年度札幌市保育センター運営業務 | 一般社団法人 札幌市私立保育連盟 | 6,061,000 | R6.1.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は、保育士の専門性と質の高い人材確保の観点から、保育の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>現状、保育所等の運営はその多くを社会福祉法人等が担っているが、保育の実施責任は市にあることから、研修等の基本方針は市が策定し、委託により実施している。研修事業の実施にあたっては、本市の基本方針を踏まえるとともに、保育所等の現状を踏まえた今日的な問題や保育関係者の間で関心の高いテーマを、保育所活動の実情等を熟知している事業者が自ら選択し、企画立案することが研修効果を高める上では不可欠である。そのような研修を行うことが可能なのは、保育所活動の振興及び社会福祉向上を目的として設立され、市内の大部分の認可保育所等で組織された(一社)札幌市私立保育連盟(以下「本事業者」という。)のみである。</p> <p>なお、本事業者は、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修の実施主体として北海道または本市から認定を受け、数多くの研修を企画している実績があるため、研修事業に係るノウハウを十分に有している。それとともに、日頃から保育所等と連絡を取り合っていることから、研修の実施に関する連絡調整をスムーズに行うことも可能であり、それらの点からも本事業の効果的な運用が期待できる。</p> <p>調査研究室の運営については、利用者のニーズに応じて保育関係の情報や書籍等を収集、展示する必要があるので、日頃から保育所等と連絡を取り合い、保育所活動の実情を熟知している本事業者が唯一履行可能な業者であると判断でき、また、研究室が本事業者の本部事務室と隣接しており、本部の事務職員が利用者への対応を含めた調査研究室の管理運営を兼務することができるため、専属の管理者を置く必要がなく、低廉な費用で管理運営を担うことが可能である。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本事業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6.3.27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その2 | 公益社団法人北海道労働者医療協会 | 8,150,000 | R6.3.15 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6.3.27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その3 | 社会福祉法人 会 | 8,000,000 | R6.3.15 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-----------------------|------------|-----------|----------------------|--|-------------------------------|
| R6. 3. 27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その5 | 社会医療法人豊生会 | 8,000,000 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その6 | 医療法人漢仁会 | 7,200,000 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その7 | 防衛省共済組合真駒内支部 | 6,000,000 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6. 3. 27 | 私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務 | 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会 | 1,253,505 | R6. 3. 15 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。 当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連合会(以下「本団体」という。)のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。 また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下「センター」という。)が行うが、研修会の企画等運用においては、前提となる幼児教育等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの密な連携を図ることができる必要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その4 | 社会医療法人母恋 | 10,900,000 | R6. 3. 22 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度札幌市病児・病後児保育事業業務その1 | 独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院 | 8,000,000 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱(案)」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領(案)」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号) | 子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|--|------------|------------|------------------------|--|--------------------------------|
| R5. 4. 19 | 夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務 | 社会福祉法人 常徳会 | 4,329,600 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | <p>1 契約の相手方とする事業者(業種)について 「児童家庭支援センター」(児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第44条の2第1項)は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者に比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。</p> <p>加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。</p> <p>2 相手方を1者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは5か所あるが、選定予定の事業者を除く4者からは、本業務について受託しない意思が示されている。</p> <p>選定予定の1者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。</p> <p>以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 児童相談所地域連携課 011-622-8630 |
| R6. 4. 17 | 札幌市子育て短期支援事業 | 社会福祉法人札幌育児園、社会福祉法人扶桑苑、社会福祉法人常徳会、社会福祉法人北翔会、公益財団法人鉄道 | 14,888,120 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <p>本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成8年度より各児童養護施設に、平成21年11月から札幌乳児院に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設においては適切に運営するための経験も蓄積されている。</p> <p>また、各施設(興正フォスタリングセンターを除く)は、児童福祉法に基づき、児童等を入所・入院させ養育するための施設であり、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められるものである。</p> <p>ほか、本事業における里親への委託については、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」(令和6年3月12日付、成環環第75号)子ども家庭庁次官兼局長成環環長およびこ支家第108号子ども家庭庁支援局家庭福祉課長連名通知)において、積極的に活用すること、また、その委託にあたっては、フォスタリング機関を介して委託をすることで各種事務手続きの合理化を図ることが推奨されている。本市には3つのフォスタリング機関があるが、興正フォスタリングセンターは、対象者を限定して各対象に特化した支援を実施している他の2機関に比べ、市内全域の里親登録者の世帯状況やアセスメントの情報をより多く把握している。また、運営法人である社会福祉法人常徳会は、児童養護施設も運営しており、上述のとおり、平成8年度から子育て短期支援事業を受託しており児童の受託に係る蓄積を有している。</p> <p>以上のことから、上記の7施設について、令和6年度も事業施設として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 児童相談所地域連携課 011-622-8620 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度札幌市社会的養護自立支援事業支援コーディネーター業務 | 社会福祉法人北翔会 | 6,875,000 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <p>北海道は、平成30年度から事業を当該法人に委託しており、本市においても、同じ施設に措置された北海道措置児童と札幌市措置児童の取り扱いに差が生じないようにとの観点から、事業開始時の令和元年度から当該法人への委託により事業を実施している。</p> <p>本事業は、令和6年4月施行の児童福祉法改正により制度の変更が予定されているが、本市としては、法改正後も児童に対して遅延なくかつ適切に支援を継続する必要がある。</p> <p>以上からのことから、法改正後も児童への切れ目ない支援を継続するためには、当該事業への深い理解と豊富な経験がある当該法人への委託により事業を実施することが適当であり、選定事業者である当該法人以外の事業者では本業務遂行に必要な条件を満たさないため、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に、特定随意契約とする。</p> <p>なお、当該法人は札幌乳児院やフォスタリング機関の設置主体でもあり、社会的養護への理解が深く、児童養護施設や里親等とも密接に関わりがあるなど、社会的養護下にある者への支援について豊富な知識・経験を有しており、かつ、過年度の事業実施の内容も適切であったことから、引き続き事業を適切に実施することができると認められるものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子) 児童相談所相談判定一課 011-622-8620 |
| R5. 11. 8 | 令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【事務局機能】実施業務 | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 | 57,897,400 | R5. 9. 26 | R5. 9. 26 ~ R7. 3. 31 | <p>令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【事務局機能】実施業務は、認定審査会の運営のほか、催事企画やウェブサイト制作、コミュニティプラットフォーム構築など高度な技術力と企画・開発力が求められる業務である。</p> <p>よって、本業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352 |
| R5. 11. 8 | 令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務 | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 58,998,500 | R5. 9. 29 | R5. 9. 29 ~ R7. 3. 31 | <p>令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する注中支援】実施業務は、経営課題の診断と解析、解決策の提言といった高い専門性が求められる業務業務である。</p> <p>よって、本業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352 |
| R5. 11. 8 | 令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【市場に関する集中支援】実施業務 | EY日本有限責任監査法人札幌事務所 | 58,934,150 | R5. 9. 29 | R5. 9. 29 ~ R7. 3. 31 | <p>令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【市場に関する注中支援】実施業務は、経営課題の診断と解析、解決策の提言といった高い専門性が求められる業務業務である。</p> <p>よって、本業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352 |
| R5. 11. 8 | 令和5年度札幌SDGs企業登録制度構築・運営業務 | 株式会社エックス都市研究所 | 14,916,000 | R5. 10. 31 | R5. 10. 31 ~ R6. 3. 29 | <p>本業務は、SDGs経営の普及啓発やSDGsに取り組み企業の取組の解析、SDGsに係る取組を深化させるための場の提供といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)</p> | 経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|------------------|------------|----------|--------------------|--|------------------------------|
| R5.11.22 | 札幌SDGs企業登録制度ポータルサイトシステム構築・運営・保守等業務 | 株式会社ラプト | 2,970,000 | R5.11.15 | R5.11.15 ~ R6.3.31 | 本業務は、象徴性、芸術性、創造性が求められる業務な業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適用しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)産業振興部経済企画課 011-211-2352 |
| R6.5.1 | 令和6年度札幌SDGs企業ポータルサイトシステム改修及び運営・保守等業務 | 株式会社ラプト | 3,520,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | SDGs企業登録制度申請のためのシステムは令和5年度選定事業者の独自プログラムにより開発されており、改修に際しても、安定的かつ迅速に実施し、また改修を行いながら、運用・保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続する必要がある。加えて、企業の広報ページについても、システムと連動した構造となっており、ソフトウェアのバージョンアップに臨時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)産業振興部経済企画課 011-211-2352 |
| R5.8.30 | 令和5年度ものづくりKids拠点構築実施業務 | 株式会社Wi11-E | 2,695,000 | R5.7.24 | R5.7.24 ~ R6.3.31 | 体験内容や実施場所などにより事業効果が大きく変わることから、受託業者には、価格の安さだけではなく、高度な企画力や専門的な知識、経験を求めるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)産業振興課 011-211-2392 |
| R5.8.30 | 令和5年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務 | 株式会社恵和ビジネス | 19,668,000 | R5.8.21 | R5.8.21 ~ R6.3.15 | 広報に係る優れた企画力や事業者とのネットワークのほか、事務局運営に関して高度かつ専門的な知識・経験が求められることから、受託業者には価格の安さだけではなく、高度な企画力や専門的な知識、経験が求められるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)産業振興課 011-211-2392 |
| R5.11.22 | 令和5年度ものづくり企業動画制作・SNS広告出稿業務 | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 2,479,040 | R5.10.31 | R5.10.31 ~ R6.3.29 | 動画の内容やSNSの選定、広告の出稿手法等により事業効果が大きく変わることから、受託業者には、高度な企画力や専門的な知識、経験を求められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)産業振興課 011-211-2392 |
| R5.5.17 | 令和5年度事業承継マッチング支援業務 | 株式会社ビジネスマーケット | 19,387,500 | R5.4.3 | R5.4.3 ~ R6.3.29 | 公募型企画競争により1社を選定 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)商業・経営支援課 011-211-2372 |
| R5.11.1 | 令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務 | 札幌市商店街振興組合連合会 | 6,600,000 | R5.10.18 | R5.10.18 ~ R6.3.29 | 本業務は、大きく分けてマッチング窓口の立ち上げ業務とマッチング窓口の運営業務の2つの業務から構成されています。このうち、立ち上げ業務は令和5年10月から11月末までの2か月間、運営業務は令和5年12月から令和6年3月までの4か月間での業務を想定しており、短期間で運営方法を構築し、市内67商店街に対する応援隊の派遣を実施することを求めています。 具体的には、立ち上げ業務では、2か月間で市内全域の商店街を直接訪問し、応援隊派遣事業の周知や商店街へのヒアリングによる課題の抽出を行うことから、迅速かつ効率的な方法が必要であり、また、マッチング窓口運営業務では、商店街の課題に対応した応援隊を適切かつ円滑にマッチングすることから、商店街との良好な関係性やネットワークを有し、商店街の事情を把握していることが必要となります。更に、本事業は継続的に実施することを想定しており、今年度開始する本事業の次年度以降の利用回数を確保するために、商店街の本事業への理解度を高めることが必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 したがって、同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークが構築されており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体となっています。このため、同連合会は、これらの知見や能力を發揮することにより、本業務の履行にあたって必要不可欠である、迅速かつ効率的な商店街への訪問、円滑かつ適切な応援隊のマッチング及び商店街への制度の周知・説明を実施することができる唯一の団体です。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当業務は随意契約とし、当業務の委託先として札幌市商店街振興組合連合会を選定します。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)商業・経営支援課 011-211-2372 |
| R6.5.1 | 令和6年度事業承継マッチング支援業務 | 株式会社ビジネスマーケット | 8,771,999 | R6.3.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 「事業承継」という企業承継に関する職域かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経)商業・経営支援課 011-211-2372 |
| R6.4.17 | 令和6年度札幌中小企業支援センター運営業務 | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 | 53,240,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市内の中小企業者や小規模事業者、個人事業者(以下、「中小企業者等」)や創業支援者に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度の相談対応、融資申請に当たっての事業計画作成の支援、専門家派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新、創業の促進を図ることを目的とする事業である。その実施にあたっては、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要する。 昨年、中小企業支援センター(以下、「支援センター」)では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するために、令和2年4月20日から融資や経営相談の他、雇用調整助成金や人材確保、感染予防相談等の窓口を集約した事業者向けワンストップ窓口を開設するのみならず、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等により原油・原材料価格の高騰などの影響に係る経営相談窓口を開設してきている。 これらの窓口では、市の新型コロナ対応関連の融資制度や景気対策支援資金(原油・原材料高騰等対策特別枠)の要件となる売上や粗利益の減少の認定のほか、中小企業信用保険法第2条第5項等(セーフティネット保証)の認定など、社会情勢に応じて年度途中の制度改変に滞りなく対応し受付を担う必要があり、令和5年度は令和6年2月29日までに、合計2,727件の相談に対応している。 また、平成26年度以降は、支援センター内に産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援等事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。令和5年度は令和6年2月29日までに、延べ約2,500回の相談に応じるなど、約330人に対して特定創業支援を実施しているほか、相談内容に応じて、適切な支援策、支援機関の紹介などを行っている。 さらに、SDGs経営やデジタルサービスの導入、BCP(事業継続計画)の策定などに係る相談等に対応するほか、令和6年度からは女性創業者・経営者向けの相談窓口を週1回から2回に増やすなど、随時、社会課題に対応した機能拡張を行っていく必要がある。 このような状況の中、相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット保証等の認定受付業務のノウハウ及び充実した中小企業診断士や社会保険労務士等の相談体制と幅広い企業支援の経験を有していることが必要不可欠である。 一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下、「財団」という。)は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。 また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれない中立かつ、本市の産業振興の方向性に基づいた運営を行うことができる。以上のこ | 経)商業・経営支援課 011-211-2372 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-----------------|-------------|-----------|----------------------|--|---------------------------|
| R5. 4. 19 | リンクトリアル事業運営業務Aコース | 株式会社東京リーガルマインド | 47,793,080 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R5. 4. 19 | リンクトリアル事業運営業務Bコース | キャリアバンク株式会社 | 47,803,200 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 3. 13 | 就業サポートセンター求人情報システム等保守管理業務 | 株式会社H B A | 3,273,600 | R6. 2. 9 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なうシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、自社のインターネットデータセンター内にあるサーバにおいて、厳重かつ独自セキュリティシステムにより管理されている。 就業サポートセンターにおいては日々当該システムを使用して相談対応や職業紹介を実施しているため、システムに障害が生じた場合やサーバに不具合等が発生した場合は、復旧に向けた即時対応が求められるが、仕様において規定する2時間以内の復旧対応策の提示及び迅速やかな復旧作業に係る対応は、システムを構築した選定事業者以外には不可能である。 また、専用ホームページについても、上記インターネットデータセンター内のサーバにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、ソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要がある。 以上のことから、システム、サーバ及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を備えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能な唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 3. 13 | 労働問題・社会保険等に関する相談業務 | 北海道社会保険労務士会 | 3,762,000 | R6. 2. 9 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、解雇や労働条件などに関する相談や、離職等に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものである。本業務の実施に当たり適切な助言をするためには、専門的な知識が必要となるが、法により労働・社会保険に関する申請書の作成及び届出等の業務を行うことができるのは社会保険労務士のみと定められていることから、社会保険労務士を相談員として配置することが最適である。 そのため、業者選定にあたっては、相談場所となる就業サポートセンター及びあいワーク東・清田・南・西において、社会保険労務士を安定的に派遣できることが条件となる。 左記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須の団体であるとともに、必要な研修を随時行っており、研鑽を重ねた社会保険労務士を週5日安定的かつ円滑に派遣することが可能な唯一の団体である。 以上により、参加資格者名簿登録者ではないが、左記団体を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 4. 3 | ローカルマッチプロジェクト事業運営業務 | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 14,982,000 | R6. 2. 20 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | ローカルマッチプロジェクト事業は、市内の学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから掲載をしていなかった市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進することを目的としている。 事業実施にあたっては、学生の就職活動や企業の採用活動に係るノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、学生のニーズを理解し、企業の採用力を高めるための工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合うことが効果的であるとともに、公正・公平を期すため、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、「ローカルマッチプロジェクト事業運営業務」企画競争実施委員会において当該事業者の企画提案が選定されたため契約候補者とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 4. 3 | リンクトリアル事業運営業務Aコース | 株式会社東京リーガルマインド | 47,986,520 | R6. 2. 26 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 4. 3 | リンクトリアル事業運営業務Bコース | キャリアバンク株式会社 | 47,999,500 | R6. 2. 26 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 3. 21 | 令和6年度札幌市就業サポートセンター等運営事業 | 株式会社東京リーガルマインド | 142,890,000 | R6. 3. 7 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本事業は、求職者の就職支援のために、カウンセリング・セミナー・スキルアップ講座・職場体験・求人開拓・合同企業説明会に加え、各あいワークの運営も行うなど、多岐にわたる事業である。 実施にあたっては、求職者への適切な助言や求人紹介、多様な業種・職種への求人開拓を行うことから、有料職業紹介事業の実施許可を受けており、かつ、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが最も適切である。 事業者の選定にあたっては、雇用情勢的確に捉える能力や職業紹介・企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク及び関連情報等を高い水準で有する事業者を選定することが、事業効果を高めることにつながるため、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和6年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 雇用労働課 011-211-2278 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|------------------|------------|------------|------------------------|--|-------------------------------|
| R6. 3. 27 | UIJターン就職移住支援事業運営業務 | 株式会社パナソニック | 65,200,080 | R6. 3. 18 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「UIJターン就職移住支援事業運営業務は、東京都内に大学生等と札幌市を含む近隣12市町村（以下「さっぽろ圏域」という。）企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、道外からのUIJターン就職を促進する事業である。 事業実施にあたっては、さっぽろ圏域へのUIJターン意識を醸成し、さっぽろ圏域企業とUIJターン希望者のマッチングをすることが必須であることから、求職者への就職支援とUIJターン就職支援に関する専門的な知識や経験、ノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、UIJターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることで効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が、UIJターン就職移住支援事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 3. 27 | 令和6年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務 | 株式会社パナソニック | 56,650,440 | R6. 3. 18 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本事業は、市内中小企業等の働き方改革や人材確保に向けた相談対応を行うほか、テレワーク導入補助金及び求人情報発信補助金の申請案内や補助金活用の状況確認・報告書提出のサポート、各種セミナーや出前講座・コンサルティング支援の実施、働き方改革や人材確保に係る企業の好事例周知のほか、札幌中小企業支援センターとの連携によるワンストップ支援により、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していくものである。 事業の実施にあたっては、適切な相談対応及び効果的な事業運営が必須であり、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが事業効果を高めることにつながるから、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和6年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 雇用労働課 011-211-2278 |
| R6. 3. 21 | 令和5年度 海外からの投資誘致業務 | 株式会社パナソニック | 21,499,500 | R5. 9. 4 | R5. 9. 4 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画書を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2362 |
| R5. 10. 25 | 『大札新』を用いた企業誘致広報プロモーション業務 | 株式会社ジェイアール東日本企画 | 14,960,000 | R5. 9. 28 | R5. 9. 28 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画書を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2362 |
| R6. 3. 6 | 『ミューンヘン市クリスマスマーケット』における姉妹都市ブース出展・運営業務 | 鴻池運輸株式会社 | 4,496,550 | R5. 10. 12 | R5. 10. 12 ~ R6. 2. 29 | 本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画書を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2362 |
| R5. 6. 28 | 令和5年度 高度エンジニア発掘・育成等実施業務 | 株式会社シーラクス | 6,996,000 | R5. 6. 19 | R5. 6. 19 ~ R6. 3. 15 | 事業の実施にあたっては、同様の企画の実施経験やデジタル技術に長けており、IT人材の育成に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) イノベーション推進課 011-211-2379 |
| R5. 8. 30 | 令和5年度 高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務 | キャリアバンク株式会社 | 1,988,800 | R5. 8. 9 | R5. 8. 9 ~ R6. 3. 15 | 事業の実施にあたっては、市内企業を対象とした企画を実施したことのある経験や連携がとれる体制、雇用等に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施、その結果キャリアバンク株式会社が最も適した企業となった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) イノベーション推進課 011-211-2379 |
| R5. 11. 22 | 健康医療バイオ分野における道外VC等招聘事業運営業務 | upto4株式会社 | 4,497,003 | R5. 11. 10 | R5. 11. 10 ~ R6. 3. 29 | 本業務は健康医療バイオ分野の研究者、企業と経営人材のマッチングを行うものであり、同分野特有の専門知識や、人材ネットワークを有することが求められる。 upto4株式会社はバイオベンチャー企業やスタートアップ企業を支援するコミュニティサイトを運営しており、創業前人材と経営希望者のマッチングサービスをオンライン、オフラインで提供している。 同社の代表者である榎兼裕一氏は、大手人材会社にて事業企画責任者、ベンチャー投資、M&Aなどを担当した実績を持つ他、iPS細胞を扱うバイオベンチャー企業や遺伝子解析技術を利用した事業を行うバイオベンチャー企業にも在籍した経験があり、バイオベンチャー企業が抱える経営課題の解決手法や経営人材のマッチングニーズを捉えて、2018年にupto4株式会社を設立している。このことから、同社の特色として、創業・医療機器、機械学習などの分野における事業会社の経営や研究の第一線にいる人材をメインユーザーとしており、ユーザーの50%以上が修士・博士号を有する。 また、北海道大学が実施する、大学教授と経営人材のマッチング事業をはじめイベント運営の豊富な実績も有しており、日常的に健康医療バイオ分野の企業や経営者と接触、支援していると共に、そのネットワークを生かしたイベント運営ができる。 以上の理由により、札幌市として本事業の運営に相応しい事業者は他にいないと考え、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠法令として、同社を契約の相手方と特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) イノベーション推進課 011-211-2379 |
| R6. 4. 3 | 令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務 | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 | 5,793,700 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー（以下、「IM」という。）を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、令和2年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報提供と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。 このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のIMを配置することとなっている。札幌市においてプロポーザルを実施したところ、一般財団法人さっぽろ産業振興財団から応募があり、企画競争実施委員会における審査の結果、契約候補者として選定された。以上より、地方自治法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約（特定）の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) イノベーション推進課 011-211-2379 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|----------------------|------------|------------|------------------------|---|--------------------------------|
| R6. 4. 3 | 「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2024」運営業務 | 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 | 5,940,000 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 7 | 本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン(伴走型)支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) イノベーション推進課 011-211-2379 |
| R5. 7. 26 | アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務 | 株式会社北海道宝島旅行社 | 7,925,500 | R5. 6. 30 | R5. 6. 30 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、観光振興やアドベンチャートラベルに関する専門的な知識に加え、アドベンチャートラベル・トレードアソシエーションが提唱する質の高いA/T商品造成に係る高度な創造性や技術力、専門的な経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 8. 9 | 新MICE施設計画検討業務 | 株式会社日本設計 | 3,300,000 | R5. 7. 31 | R5. 7. 31 ~ R5. 10. 31 | 本業務は、基本計画策定以降、再開発事業者と協議を重ねてまとめたMICE施設の施設計画・要件を基準として、施設の計画検討を行うものである。そのため、本業務を的確かつ確実に実行するには、現段階でまとまっている施設計画の内容把握のほか、その過程で検討した隣接するホテルとの連携内容等も把握し、土地所有者である再開発事業者及び本市の事業目的を熟知していることが不可欠である。当該業者は再開発事業者の基本設計、実施設計を担当しており、従前の業務を通じて現施設計画及び、これまでの与条件や施設経緯を十分に精通しており、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 以上の理由から、本業務を的確に履行できる業者は左記業者以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 8. 30 | 第二次札幌市内宿泊施設求人情報発信補助金受付等業務 | 名鉄観光サービス株式会社 | 1,650,000 | R5. 8. 4 | R5. 8. 15 ~ R6. 3. 29 | 本業務において取り扱う補助事業(以下「第二次補助事業」という。)は、現在実施中である札幌市内宿泊施設求人情報発信補助事業(以下「第一次補助事業」という。)の二次募集として実施するものである。 本業務においては、第一次補助事業の交付情報を把握し、補助額の調整を行う必要があるため、第一次補助事業と一体的な管理が必要となる。 このほか、事務局及びコールセンターの設置については、第一次補助事業と履行期間が重複するため、同一事業者が第一次補助事業と一体的に実施することで、保有する申請者のデータや電話回線等が共用可能となり、経費を節減できる。 以上により、第一次補助事業の受付等業務の受託者に引き続き当該業務を実施させた方が、品質の確保、期限の短縮、経費の節減ができ、競争入札に付するよりも有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 8. 30 | ATWS2023「ウェルカム飲食店」情報掲載等業務 | 一般社団法人札幌観光協会 | 1,056,000 | R5. 8. 15 | R5. 8. 15 ~ R5. 10. 10 | 本業務は、2023年9月に開催されるAdventure Travel World Summit北海道・日本(ATWS2023)に合わせ来札する参加者等に対し、英語対応やキャンセル対応等が可能な飲食店の情報を、本市観光情報サイト「ようこそさっぽろ」に掲載するものである。 当該サイトへの情報掲載に当たっては、サイトの管理者である同協会に委託する以外の方法はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 10. 18 | 令和5年度観光人材育成プログラム実施業務 | 株式会社Global Design | 23,925,000 | R5. 8. 24 | R5. 8. 24 ~ R6. 3. 22 | 人材育成などに向けた、企画立案、基調講演、意見交換会などを相互に効果的に組み合わせることが必要であり、さらに宿泊業を含めた観光業界全般についての知識も必要と幅広い専門性が求められることから、ため競争入札に適さず、プロポーザルにより相手方を選定することとなった。プロポーザルを行った結果、最も優れた企画提案を行った株式会社Global Designを随意契約の相手方とすることとなったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 9. 6 | 観光閑散期の需要創出に向けた調査・検討業務 | 株式会社JTB | 4,922,755 | R5. 9. 1 | R5. 9. 1 ~ R6. 1. 31 | 本業務の実施にあたっては、通常得られないイベント関係事業者等の情報を把握する情報収集能力と高い分析能力、効果的な施策を提案する発想力等が必要となる。 また、限られた期間の中で業務目的を達成するには、イベントの動向等に関する専門的な知識を有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められること、価格による競争入札等に馴染まず、本業務の委託事業者については、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定することとした。 以上のことから、価格による競争入札等に馴染まないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 9. 27 | MICE開催時に排出される温室効果ガス低減に係る検討業務 | 日本コンベンションサービス株式会社 | 6,985,000 | R5. 9. 6 | R5. 9. 6 ~ R6. 2. 29 | 本業務は、札幌で開催されるMICEで排出される温室効果ガス量を低減させるための施策の検討・提案を行うものであり、当該業務を実施するにあたっては、通常得られないMICE関係事業者等の情報を把握する情報収集能力と高い分析能力、効果的な施策を検討・提案する想像力や発想力等が必要となる。 また、限られた期間の中で業務目的を達成するには、道外も含めたMICEの動向等に関する専門的な知識を有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められること、価格による競争入札等に馴染まず、本業務の委託事業者については、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定することとした。 結果、最も優れた企画案を提案した日本コンベンションサービス株式会社を随意契約の相手方とすることとなった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R5. 11. 22 | 道産水産物のPRと連携した外国人観光客等の誘致促進業務 | 株式会社JTB | 14,699,300 | R5. 11. 16 | R5. 11. 16 ~ R6. 3. 15 | 本業務は、情報発信効果を高める工夫が必要となり高度な企画力や豊富な経験が求められることから、価格による競争入札に馴染まない。よって、本業務の委託事業者については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書の規程に基づき、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R6. 2. 14 | 北海道さっぽろ観光案内所調査検討業務 | 株式会社JTBコミュニケーションデザイン | 5,973,000 | R6. 1. 22 | R6. 1. 22 ~ R6. 3. 29 | 当該業務は、観光案内所の調査検討・設計・運営等に関する経験や、観光案内所運営全般に関する幅広い知識が必要であることから、価格による競争入札等に馴染まないため、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定し、その結果、最も優れた企画提案を行った当事業者を随意契約の相手方とすることとなったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R6. 2. 28 | 観光客二次交通対策調査業務 | 株式会社JTB | 4,972,000 | R6. 2. 1 | R6. 2. 1 ~ R6. 3. 31 | 本業務は、観光振興や二次交通に関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まないため、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定し、その結果、最も優れた企画提案を行った当事業者を随意契約の相手方とすることとなったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | (経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-------------------|------------|-----------|------------------------|--|-------------------------------|
| R6. 4. 10 | 令和6年度北海道さっぽろ「食と観光」情報館管理運営業務 | 北海道さっぽろ観光案内所運営協議会 | 44,199,999 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」は、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、(公社)北海道観光振興機構及び(一社)札幌観光協会の2団体を構成員とする団体である。 当該施設の運営にあたっては、以下の点を満たしたうえで、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められる。 ア 発信する情報の公平性を担保することができる。 イ 市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能であり、観光キャンペーン等の支援を円滑に行うことができる。 ウ 観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。 上記をすべて満たし、本業務を適切に遂行できるのは当該団体のみであると判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R6. 4. 24 | 令和6年度Sapporo City Wi-Fi運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 13,321,000 | R6. 3. 31 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 観光・MICE推進課 011-211-2376 |
| R6. 5. 1 | 札幌市農業支援センター警備業務 | 株式会社ベルックス | 1,936,000 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 警備業務は、本来競争入札に付すべき案件であるが、札幌市農業支援センターの警備業務は、同一敷地内にある指定管理施設「さとらんど」の警備システムと一体となっており、一元的に管理を行う必要があるため、指定管理者が機械警備・巡回警備を委託している株式会社ベルックス以外の事業者が業務を行うことはできない。また、これまでの実績から履行品質上問題もなく、令和6年度においても株式会社ベルックスを随意契約の相手方と決定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 農業支援センター 011-787-2220 |
| R5. 5. 8 | 水産棟・青果棟冷凍設備保守点検業務 | 株式会社前川製作所 | 7,260,000 | R5. 4. 24 | R5. 4. 24 ~ R5. 11. 30 | 本業務は、本市場の水産棟及び青果棟の低温売場に設置している冷凍設備の保守点検を行うものである。この設備は地球環境(オゾン層)を守るため、冷媒にフロンを使用せずアンモニアを使用した「株式会社前川製作所」の製造で、冷媒に使用しているアンモニアは、人体に有害で、ガスを吸入すると咽喉げいれんや肺水腫を起こす危険がある。また、液化ガスが皮膚に触れると炎症や凍傷を起こすほか、ガスは可燃性で爆発の危険性もあることから、この冷凍機の分解点検整備には細心の注意が必要で、製造元の知識と専門技術が必須である。 一般的に冷凍設備は、各専門メーカーにより製造されており、各専門メーカー毎に機器に特徴があることから、分解整備は機器に関する知識と専門技術を有している製造元が行う必要があり、当該業者は製造元であり、当該機器に関する知識と専門技術を有していることほととより、緊急時の体制及び対応も万全で、部品の調達も容易である。 よって、製造元の「株式会社前川製作所」が当該業務を履行するのが適当であることから、「株式会社前川製作所」へ特定して選定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R5. 7. 19 | 資源リサイクル処理施設バイオマスボイラ設備ほか修理 | 株式会社檜崎製作所 | 6,534,000 | R5. 7. 3 | R5. 7. 3 ~ R5. 11. 30 | 本市場の資源リサイクル施設は、本市場で排出される野菜・果物等の生ごみをリサイクルするための施設として、平成23年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された鹿島建設株式会社が独自に設計した施設である。 生ごみのリサイクル工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥させるため、燃料となる木製廃パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の精製、水蒸気による生ごみの乾燥など、施設内各大型機器による数々の工程が運動した全体的にも事例がなく独自の方式が採用されている。 そのため、本施設内各機器の修理にあたっては、各機器単体の構造・機能だけではなく、本施設全体の運動性についても深く精通していることが必要である。 左記業者は本施設整備の中心として、本施設設計を行った鹿島建設株式会社とともに携わり、施設整備の俯瞰的な役割を担ってきた業者であり、各機器のメーカーや施工業者との連携にも優れ、本施設の保守管理業務の受託もしており、施設運用における技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている唯一の業者である。 よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R5. 8. 23 | 中央卸売市場電話交換機更新業務 | 扶桑電通株式会社 | 29,150,000 | R5. 8. 17 | R5. 8. 17 ~ R5. 11. 17 | 本業務は、本市場の電話交換システムを構成する電話交換機の更新を行う業務であり、システム上の他の機器との互換性を確保した機器の選定及び更新後の正常な動作の確保を要するものである。 本業務の履行にあたっては、電話機能が長期停止することなどにより、開設者(札幌市)をはじめ、卸売業者、仲卸業者等の場内事業者の業務に支障をきたすことがないよう、短期間で更新機器を切り替え、接続するなどの作業を行う必要があるほか、作業に伴い不具合等が生じた場合にあっても、早急かつ確実に復旧作業を行う必要がある。 そのため、本業務を履行する者は、機器の構成や機能、収容回線など、現行の電話交換システムやその設備に精通し、かつ、専門的な知識や技術を有することが必須である。 扶桑電通株式会社北海道支店は、既存の電話交換機のメーカーである富士通JAPANの特約店で、現行のシステムと互換性のある機器の選定及び更新後の正常な動作の確保を確実に履行できることに加え、現行の電話交換システム設備一式の設置業者でもあり、電話交換装置保守業務の受託実績を有し、当該システムの内容を十分に熟知している者である。 以上のことから、本業務を確実に円滑に実施できる唯一の事業者と判断する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|-------------------|------------|----------|---------------------|--|------------------------------|
| R5.12.20 | 電子帳簿保存法改正に係る市場情報総合システム改修業務 | 株式会社日本システムコンサルタント | 8,800,000 | R5.8.18 | R5.8.18 ~ R6.1.31 | 本業務は、改正電子帳簿保存法に対応するため、当市場の市場総合情報システムの改修を行うものである。 市場総合情報システムについては、市場機能の高度化やシステム化を目的として、平成12年度に開発が行われ、平成13年4月から稼働しており、札幌市中央卸売市場内の卸売業者、仲卸業者、その他関連業者及び開設者(札幌市)で使用されており、特に今回のシステム改修の対象となっている仲卸基幹業務サブシステムについては、共通パッケージ化され、多くの仲卸業者が利用している。また、当該システムの保守運用については、平成13年4月に市場情報処理センターが発足され、市場情報総合システムの保守運用のほか、全サブシステムに対するヘルプデスク機能、札幌市中央卸売市場内の卸売業者、仲卸業者、その他の関連業者及び開設者(札幌市)に対し、システムサポート支援を行っている。 本件システム改修については、市場情報総合システムのうち、一部のサブシステムの改修となっているが、改修業務を行ううえで、市場総合情報システムにおける各サブシステムの関連性や当該システムの内容及びその特殊性を熟知している必要があり、また、改正電子帳簿保存法への対応のため、短期間で必要となるシステム改修を速やかに行う必要がある。 さらには、本件改修に伴い不具合等が生じた場合には市場内事業者の業務に極めて大きな支障をきたす恐れがあることから、早急かつ確実に復旧作業を行う必要がある。 株式会社日本システムコンサルタント 北海道支社については、現在の市場情報処理センターにおいて当該システムの運用保守業務を行っており、また、これまで市場内関係者との間で、情報処理センターとして、改正電子帳簿保存法対応に対応する検討会議にも参加しているため、その内容を熟知しているほか、市場情報総合システム改修に係る類似業務として、令和2年度発注の「卸売市場法改正に伴う市場総合システム改修業務その2」や、令和4年度発注の「水産流通適正化法施行に係る総合情報システム改修業務」も受託しており、本業務を確実に円滑に実施できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R5.9.13 | 水産棟オゾン水生成装置保守点検 | 株式会社ゴモジー | 3,685,000 | R5.9.4 | R5.9.4 ~ R5.12.25 | 本業務は、本市場の水産棟売場内を衛生的に保つために使用しているオゾン水の生成・供給を行っている装置の保守点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、既設装置の製造メーカー指定の専用測定器を使用し、装置に関する専門的な知識を有することが必要である。 株式会社ゴモジーは、装置の製造メーカーである株式会社IHI 1物流産業システム指定の専用測定器を有し、装置の専門教育を受けており、同メーカーが保守点検を指定する市内唯一の事業者である。 以上のことから、本業務を確実に円滑に実施できる唯一の事業者と判断する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R5.10.25 | 資源リサイクル処理施設木くず投入機昇降用インテリ更新 | 株式会社檜崎製作所 | 2,977,700 | R5.10.11 | R5.10.11 ~ R5.10.31 | 本市場の資源リサイクル施設は、本市場で排出される野菜・果物等の生ごみをリサイクルするための施設として、平成23年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された鹿島建設株式会社が独自に設計した施設である。 生ごみのリサイクル工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥させるため、燃料となる木製パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の精製、水蒸気による生ごみの乾燥など、施設内各大型機器による数々の工程が連動した全体的にも事例がなく独自の方式が採用されている。 そのため、本施設内各機器の修理にあたっては、各機器単体の構造・機能だけでなく、本施設全体の運動性についても深く精通していることが必要である。 左記業者は本施設整備の中心として、本施設設計を行った鹿島建設株式会社とともに携わり、施設整備の俯瞰的な役割を担ってきた業者であり、各機器のメーカーや施工業者との連携にも優れ、本施設の保守管理業務の受託もしており、施設運用における技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている唯一の業者である。 よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6.3.21 | 中央卸売市場一般廃棄物収集運搬業務 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 16,221,150 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市内で事業系一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者は左記業者のみであり、他の者が本業務を履行することはできず、競争入札に適さないものと判断されることから、左記業者を見積参加者として特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6.4.3 | 市場財務会計システム年間保守等業務 | 株式会社ルーセントスクエア | 1,320,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、平成12年度に左記の事業者が業務を受託して構築した札幌市中央卸売市場独自の「市場財務会計システム」の保守等を行うものである。 このため、当該システムに障害、故障等が発生した場合の対応、日常の問い合わせ対応及び機能の追加、改善等については、システムの開発者以外では速やかな対応が困難であり、その性質が競争入札に適さないものと判断されることから、左記の事業者を特定して選定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6.4.3 | 中央卸売市場におけるSapporo City Wi-Fi運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 1,254,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、本市の各施設(市営地下鉄、コンベンションセンター、大通公園など)で運用されている「Sapporo City Wi-Fi」を当市場内でも運用することで、市内において利用方法等が統一されたWi-Fi環境の拡充を図り、国内外からの観光客や市民の利便性の向上等を図るものである。 この「Sapporo City Wi-Fi」は、経済観光局観光・MICE推進部において、平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているサービスであり、当該事業者以外の者が「Sapporo City Wi-Fi」を提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 また、当市場内において「Sapporo City Wi-Fi」を利用する際に、本市の各施設と利用方法等が統一された環境を確保し、利便性を維持するためには、各施設と同じ事業者によってサービスが提供されることが必須であり、当該事業者が履行可能な唯一の事業者である。 以上により、本業務の委託については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6.4.3 | 中央卸売市場地下水浄水処理システム保守管理業務 | オルガノ株式会社 | 10,560,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市場の地下水浄水処理設備は、市場敷地内における地下水質に合わせた浄水処理方法により製造した設備である。 飲食に適した地下水を市場内に供給するため、主要機器である、ろ過装置には除鉄・除マンガン装置のほか、微細な網目のUF膜ろ過ユニットにより水処理を行っている。 当該設備の性能維持・保守管理を行うためには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは左記業者のみであるため、特命することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|-------------------|-------------|------------|-------------------------|--|--------------------------------|
| R6. 4. 3 | 立体駐車場等利用及び運営業務 | 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 | 1,669,800 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は市場の立体駐車場や場内掲示板の申請受付、台帳等との照合を行い、対象施設の秩序維持等を図るものである。 対象施設の秩序維持等については、駐車場走路等の安全点検に加え、不許可車両への指導や駐車位置の照合、無許可掲示物の撤去等を行う必要があり、市場施設内の知識のほか日頃の施設内の巡回が必須である。 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内に事務所があるため、申請者の利便性も高く、市場内の構内守衛業務及び巡回業務を担っていることから、職員が24時間常駐しており、迅速な対応を行うことが可能である。 以上により、他の業者では本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6. 4. 3 | 市場見学・取材対応及び市場PR等業務 | 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 | 9,306,000 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は市場の見学や取材対応、展示室や調理実習室の管理などの業務を行うものであるが、これを履行するためには本市場の業務や取引状況など市場運営全般にわたり専門的な知識を有していることが必要である。 特に、市場の見学や取材対応などは、市場の歴史的知識や流通のしくみ、卸売業者・仲卸業者等の業務など市場全般について幅広い知識と経験が必須である。 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内事業者によって構成されている団体であり、これまで本市をはじめ市場内の各団体等における連絡調整や市場運営に関する様々な業務に携わってきており、当該専門的知識を有している唯一の団体である。 本業務を遂行するうえで、他の業者では本業務に関する情報や市場業務に係る知識が不足しており、本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6. 4. 3 | 水産棟・青果棟冷凍設備保守点検業務 | 株式会社前川製作所 | 6,930,000 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R6. 11. 30 | 当該設備は冷媒にアンモニアを使用しており、アンモニアは地球環境に有利な反面、人体には有害かつ可燃性を有するため、保守点検・分解整備を行うには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは左記業者のみであるため、特命することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111 |
| R6. 3. 13 | 雑がみ再資源化業務 | 札幌市製紙原料事業協同組合 | 212,889,600 | R6. 3. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本市が収集した雑がみは、「雑がみ分別収集・処理実施計画」に基づき、民間古紙選別施設及び中溜雑がみ選別センターの2系統で処理を行っている。 本業務は、当該雑がみを民間古紙選別施設で再資源化し製紙工場に販売するものであり、以下のとおり、これを適正に履行できるのは左記選定業者のみである。 1 選別処理により再資源化し製紙工場に納入する雑がみは、製紙工場の要求に応える品質水準等を満たさなければならぬが、各選別施設における品質の統一及び維持向上を行うことができるのは、紙類の選別ノウハウを有し、製紙工場及び各選別施設との調整が可能な左記選定業者のみである。 2 製紙工場への雑がみの直納権は左記選定業者に集約されていることから、製紙工場へ雑がみを販売できる者は左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 循環型社会推進課 011-211-2928 |
| R6. 3. 13 | 定山溪地域「枝・葉・草」堆肥化処理等業務 | 株式会社ばんけいりサイクルセンター | 35,200,000 | R6. 3. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」に基づき、同地域内において、「草木類(枝・葉・草)」の循環利用を行うものであり、同地域内でこの堆肥化ができる施設は、左記選定業者が有する「定山溪環生舎」のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 循環型社会推進課 011-211-2928 |
| R5. 12. 27 | 白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務 | 川重冷熱工業株式会社 | 1,045,000 | R5. 6. 2 | R5. 6. 2 ~ R5. 11. 30 | 当該吸収冷凍機は川重冷熱工業株式会社製であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その点検、整備、調整等に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、選定業者でなければ業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R5. 12. 20 | 白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務 | J F Eエンジニアリング株式会社 | 8,800,000 | R5. 7. 7 | R5. 7. 7 ~ R5. 11. 27 | 当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが保有している。選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、道内において当該業務を履行できる唯一の業者である。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R6. 3. 13 | 白石清掃工場2号炉バグフィルク清掃業務(緊急修繕) | 協立設備株式会社 | 2,651,000 | R5. 7. 11 | R5. 7. 11 ~ R5. 7. 31 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第2項1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R5. 12. 6 | 箆路破砕工場No.1排出コンベアバンドブロー改修業務(緊急修繕) | 株式会社吉田機械 | 1,276,000 | R5. 7. 18 | R5. 7. 18 ~ R5. 9. 8 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R5. 12. 20 | 白石清掃工場ガスタービン設備整備業務 | 敷島機器株式会社 | 5,016,000 | R5. 7. 21 | R5. 7. 21 ~ R5. 11. 30 | 当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められる。選定業者は、製造メーカーである三菱重工業(株)製自家発電設備の道内唯一の代理店であり、道内において当該業務を履行できるのは、メーカーの技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R5. 12. 27 | 白石清掃工場2号炉耐火物補修業務(緊急修繕) | 協立設備株式会社 | 10,450,000 | R5. 10. 17 | R5. 10. 17 ~ R5. 11. 30 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R6. 3. 13 | 白石清掃工場ガスタービン駆動部修繕業務(緊急修繕) | 敷島機器株式会社 | 2,750,000 | R6. 1. 30 | R6. 1. 30 ~ R6. 2. 29 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|-----------------------|-------------|-----------|------------------------|---|--------------------------------|
| R6. 3. 21 | 白石清掃工場2号炉バグフィルタ設備ほか整備業務(緊急修繕) | 協立設備株式会社 | 3,465,000 | R6. 2. 1 | R6. 2. 1 ~ R6. 3. 29 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710 |
| R5. 10. 4 | 移動式ふるい選別機借受 | 三菱HCキャピタル株式会社 | 83,344,799 | R5. 9. 13 | R6. 3. 16 ~ R13. 3. 15 | 再度入札を2回行っても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R5. 12. 13 | 移動式ふるい選別機整備業務 | 緑産株式会社 | 1,738,000 | R5. 9. 15 | R5. 9. 15 ~ R5. 11. 15 | 山本処理場山本北地区「枝・葉・草」資源化ヤードで使用している移動式ふるい選別機は、オーストリアのKomptech(コンプテック)社製であり、当該設備には同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。そのため、点検・整備においては、設計上の詳細情報や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 左記選定業者は、Komptech社の日本唯一の代理店であり、国内において当該設備を整備できるのは、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R5. 12. 13 | 白石清掃工場車面受付システム及びごみ処理管理システム保守業務(更新後) | 都築電気株式会社 | 973,500 | R5. 9. 29 | R5. 10. 1 ~ R6. 3. 31 | 本市の車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき作成された処理プログラムにより構築されているものであり、その保守業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。 現状、これらの知識・技術は左記選定業者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該保守業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。 このため、当該システムの保守業務ができるのは、左記選定業者のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R6. 4. 17 | ごみ焼却灰セメント資源化業務 | 太平洋セメント株式会社 | 441,991,000 | R6. 2. 16 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ焼却灰の資源化を推進するため、資源化施設において、焼却灰を焼成し、セメント原料としてリサイクルするものである。 焼却灰の焼成施設で一般廃棄物処理施設の許可を取得しているのは、道内では左記選定業者の保有する上磯工場のみであり、他に本業務を履行できる者はない。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R6. 4. 17 | 清掃工場等車両受付システム及びごみ処理管理システム保守業務 | 都築電気株式会社 | 18,464,600 | R6. 3. 8 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本市の車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき作成された処理プログラムにより構築されているものであり、その保守業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。 現状、これらの知識・技術は、左記選定業者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該保守業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。 このため、当該システムの保守業務ができるのは、左記選定業者のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R6. 4. 17 | プラスチック・雑がみ選別センター施設管理業務 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 68,090,000 | R6. 3. 8 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | プラスチック選別センター及び雑がみ選別センターは、分別収集した容器包装プラスチック及び雑がみを再商品化するための選別等の処理を行う施設である。 本業務は、当該選別等を適正かつ円滑に行うために、別途発注する「運転業務」及び「残さ運搬業務」等の受託者を総括調整して行うものであり、当選別センターの意義・役割を十分に理解し公平・公正な立場で履行する必要がある。 したがって、本業務については、本市の廃棄物行政に精通し、かつ、これを補完する立場である左記選定業者を受託者とする必要がある。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922 |
| R5. 6. 7 | 山本処理場周辺道路清掃業務 | 札幌市厚別区山本町内会 | 1,573,000 | R5. 5. 18 | R5. 5. 19 ~ R5. 10. 31 | 埋立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かせない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業に対する理解と積極的な協力が不可欠である。 本業務については、地域事情に精通した地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な履行が図れる。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 処理場管理事務所 011-783-5314 |
| R6. 2. 14 | 発寒清掃工場焼却設備中間整備部品 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 | 1,804,000 | R5. 5. 26 | R5. 5. 26 ~ R5. 6. 30 | 発寒清掃工場焼却設備は札幌市の性能発注により製造された設備であり、当該設備に使用される本件調達部品は、プラントメーカーが独自のノウハウに基づき製造したものであるため、そもそも汎用品が存在せず、仮に他社が製造した部品を用いて不具合等が生じた場合にはプラントメーカーの保証対象外となることから、清掃工場の運営、ひいては市民生活に大きな支障をきたす恐れがある。 上記の理由から、当該物品に特定するものであるが、当該物品は左記選定業者のみ調達が可能である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |
| R6. 1. 10 | 発寒清掃工場焼却設備中間整備業務その2 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 | 3,828,000 | R5. 7. 5 | R5. 7. 5 ~ R5. 8. 25 | 当該業務は、発寒清掃工場焼却設備中間整備業務において、灰固型化設備の混練機から異音が生じたため、追加で補修を行うものである。 また、左記選定業者が現在履行中である発寒清掃工場焼却設備中間整備業務と作業場所が重複しており、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、仮設資材や作業が複雑するため、期間内での作業完了が困難となる。 さらに、ダイオキシン類のばく露対策等において、発寒清掃工場焼却設備中間整備業務と共用可能な設備があることから、当該業務の受託者である左記選定業者に委託することで、作業期間の短縮及び経費の節減を図ることができる。 以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |
| R6. 2. 14 | 発寒破砕工場資源物梱包機主押しシリンダ修繕(緊急修繕) | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 | 1,298,000 | R5. 8. 10 | R5. 8. 10 ~ R5. 9. 15 | 廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|--------------------------|------------|-----------|-----------------------|---|--------------------------------|
| R6. 3. 13 | 発寒清掃工場排ガス4分析計保守業務 | 株式会社堀場テクノサービス | 4,400,000 | R6. 3. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当該分析計は、株式会社堀場製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。したがって、本業務を履行できるのは、当該分析計の製造者である株式会社堀場製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |
| R6. 3. 13 | 発寒清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務 | S S K ファシリティーズ株式会社 | 2,508,000 | R6. 3. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当該濃度計は、京都電子工業株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。したがって、本業務を履行できるのは、当該濃度計の製造者である京都電子工業株式会社の道内唯一の代理店であり、製造者の技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である左記選定業者のみである。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |
| R6. 4. 24 | 発寒清掃工場計装システム保守業務 | アズビル株式会社 | 42,900,000 | R6. 3. 22 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。左記選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311 |
| R6. 3. 13 | 札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務 | 株式会社ドーコン | 4,950,000 | R6. 2. 19 | R6. 2. 19 ~ R6. 3. 29 | 本業務は、札幌市で水素エネルギーを活用していくにあたって適した手法を調査し、需給両面において、実装に向けた実証事業の検討や、大規模な水素利活用が見込めるプロジェクトの検討等を行うものである。この業務を遂行するためには、解析能力のほか、高度な技術力や発想力、企画開発力が必要不可欠となることから、競争入札には適さないものと判断される。「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号(1)「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当することから、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争による契約候補者の選定を実施した。「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務規格競争実施委員会」における審査の結果、(株)ドーコンが選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 環境政策課 011-211-2877 |
| R5. 12. 20 | 令和5年度 ホッキョクグマ導入のための調査及びコーディネート業務 | 特定非営利活動法人Envision環境保全事務所 | 7,007,000 | R5. 12. 5 | R5. 12. 5 ~ R6. 3. 18 | 本業務はカナダからホッキョクグマ創始個体の導入に向けた協議を進め、基本的な合意形成を得ることを目的とし、カナダ関係機関と調整等を行う。これに関して、上記選定業者は、これまでも本市とともにカナダマニトバ大学やマニトバ州政府との連携およびアソニオビオンパーク動物園との覚書締結のコーディネートを行っており、カナダ関係機関との信頼関係を構築している。また、別途発注した「令和5年度ホッキョクグマの導入に関するカナダ関連機関との調整業務」において搬出可能性のある動物園の関係者との関係性をつくり、円滑な情報共有が可能である。仮に他業者が当該調整業務を行う場合、カナダ関係機関との関係構築に多大な時間や経費を要すると考えられ、当該業務を実施するのは実質的に困難と考える。上記理由により、本業務の受託者としては同法人以外に適当なものがおらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、左記事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097 |
| R6. 4. 3 | 総合道路管理システム保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 27,170,000 | R6. 3. 26 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 左記の者は、総合道路アーダ編集システム(旧:C/S版総合道路管理システム、平成14年度より運用)、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び道路維持管理システム(平成26年度より運用)の開発を行った業者である。そのため、左記の者は、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、複数のシステムにおける問い合わせ対応および障害対応等、迅速かつ円滑な業務の履行が可能で唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 総務部総務課 011-211-2444 |
| R6. 4. 3 | 道路情報システム保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 8,352,300 | R6. 3. 27 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 左記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行ってきた業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OSであるASP(Advanced System Products)を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働している。そのため、左記の者はシステムの細部にわたり精通しているのみではなく、プログラム変更等の際に、富士通特有OSを搭載したオフィスコンピュータを操作できる唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 総務部総務課 011-211-2444 |
| R5. 4. 19 | 令和5年度道路台帳図用地番図データ整備等業務 | 株式会社ティール・ユー・シー | 2,926,000 | R5. 4. 14 | R5. 4. 14 ~ R5. 4. 21 | 本業務は、財政局において作成している地番図を基に、道路台帳図用地番図データを更新するものであり、それは、道路台帳図の補正を行うための基礎となるものである。当該補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、本業務も当該補正業務の発注に合わせた4月中旬までの期限を設定しなければならず、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。随意契約の相手方として審査対象となる株式会社ティール・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務による成果品の検査及び構造化業務を受託(特命随契)していることに加え、本業務を平成23年度より受託(特命随契)していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通しており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有していると判断される。以上のことから、株式会社ティール・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための全ての条件を満たしており、それが同社1社に特定されることから同社を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 総務部道路認定課 011-211-2457 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 13,893,000 | R6. 3. 26 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は札幌市の道路台帳図をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。札幌総合情報センター(株)は、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び市民向けの道路台帳図閲覧システム(平成27年度より運用)の開発を行った業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 総務部道路認定課 011-211-2457 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|--------------------|------------|----------|---------------------|--|-----------------------------|
| R5.5.8 | 公共土木積算システム保守運用業務その1 | 株式会社コンピュータ・システム研究所 | 1,714,680 | R5.4.24 | R5.4.24 ~ R6.3.29 | 「公共土木積算システムARISE」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。 当該積算ソフトは、左記業者がバックアッププログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他人の履行が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部業務課 011-211-2612 |
| R5.9.6 | 建設産業PRイベント企画運営業務 | 株式会社ノヴェロ | 2,607,000 | R5.8.29 | R5.8.29 ~ R6.1.31 | 本業務は、建設産業の担い手確保に向け、今後予定している3つのイベントに建設産業のPRブースを出展する広報事業の企画運営業務である。また、これらイベントにおけるコンテンツやグッズの検討・作成を一体的に行うことで、統一感のある効果的なPRを実施するとともに経費の削減を図ることとしている。 これらイベントの内、PRブース出展に最も費用を要する「(仮称)水道記念館秋まつり2023」は、当イベントの主催者(一般財団法人さっぽろサービス協会)が企画運営業務の受託者(株式会社ノヴェロ)と契約したところであり、当該本イベントに出展するにあたっては、イベント全体の企画運営を担う受託者より出展内容の詳細について承諾を得ることが条件となっている。 一方、PRブースの出展内容としては、重機を使用したイベントを実施することとしていることから、地下に埋設されている構造物(配水池)への影響を考慮した重機の機種選定を行い、当受託者を通じて主催者の許可を得ることが必要であり、リース会社から重機を調達するに至るまで通常以上の準備期間を要する。 当受託者決定後からイベント当日までの限られた期間の中で、出展ブースの企画や主催者との調整を当受託者以外の事業者が行うことは困難であり、協議等といった手続きの期間を短縮し、業務遂行を可能とする事業者は当イベントの受託者である株式会社ノヴェロに限られる。 したがって、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の特定随意契約の事業者として株式会社ノヴェロを選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部業務課 011-211-2612 |
| R5.10.11 | 令和5年度電線共同溝整備事業のPPP/PFI導入に係る調査検討業務 | PwCアドバイザリー合同会社 | 10,659,999 | R5.10.2 | R5.10.2 ~ R6.3.22 | 本業務では、電線共同溝整備事業へのPPP/PFI手法の導入による効果が見込まれるかどうかを検討するため、事業スキーム検討や市場調査などを踏まえた定量的・定性的な評価を実施する必要があり、高度かつ専門的な知識や経験が求められる。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部業務課 011-211-2612 |
| R5.5.8 | 街路灯管理システム保守業務 | 株式会社サンコー | 7,040,000 | R5.4.26 | R5.4.26 ~ R6.3.31 | 「街路灯管理システム」は株式会社サンコーが設計及び制作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に実行することが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行することができるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R5.11.1 | 低濃度PCB廃棄物収集運搬業務 | 日本通運株式会社 | 3,831,300 | R5.10.24 | R5.10.24 ~ R5.12.29 | 本業務は、特別管理産業廃棄物に該当する、低濃度PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、本市保管場所から処分先へ収集運搬するものである。運搬にあたっては、廃棄物処理業に登録されていることや、特別管理産業廃棄物収集運搬業として北海道知事及び福岡県知事の許可を受けていることが必要である。要件を満たす企業は4社あり、競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度の少数であるため、指名競争入札を行ったところ、4社のうち3社から入札書の提出がなかったため、当該入札は中止とした。したがって、役務の提供を行うものが1社に特定され、契約の性質が競争入札に適さないことから、唯一履行可能当該業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R5.11.22 | 路面性状データ更新業務 | ニチレキ株式会社 | 10,835,000 | R5.11.13 | R5.11.13 ~ R6.3.15 | 本業務は現在運用している「路面性状地図システム」について、今年度実施している路面性状調査結果や補修工事履歴を含む路線に関する各種データの更新や解析等を行うものである。更新にあたっては、本システムを開発・所有し、細部にわたり精通している左記業者が、唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R5.12.27 | 大通バスセンター シャッター部品交換修繕業務 | 三和シャッター工業株式会社 | 1,430,000 | R5.12.12 | R5.12.12 ~ R6.3.15 | 本業務は制御盤、その他部品の経年劣化によりシャッター動作に不具合が生じていることから、当該機器の交換を行うものであり、制御盤は左記選定業者が製造した特注品である。互換性を確保するためには、特注品であるメーカー指定型式の機器でなければならない。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記選定業者を特定の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.3.13 | 大通バスセンターエスカレーター(1階・地下1階)保守業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 2,613,600 | R6.2.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に実行することが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 特別地域清掃業務(北地区) | 社会福祉法人草の実会 | 5,087,082 | R6.3.5 | R6.3.18 ~ R6.11.29 | 本業務は、ススキノ地区のうち機械清掃が困難な中通りを人力により清掃するものであり、障がい者に対して、自立訓練及び就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、当該事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-----------------------|------------|---------|--------------------|---|-----------------------------|
| R6.3.21 | 大通バスセンターエスカレーター(地下2階)保守業務 | 株式会社日立ビルシステム | 2,019,600 | R6.3.6 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 特別地域清掃業務(南地区) | 特定非営利活動法人障害者自立支援団体表の会 | 13,970,000 | R6.3.7 | R6.3.18 ~ R6.11.29 | 本業務は、ススキノ地区のうち機械清掃が困難な中通りを人力により清掃するものであり、障がい者に対して、自立訓練及び就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、当該事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 立体横断施設清掃業務(2工区) | 合同会社アルカディア | 2,640,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、北区、西区、手稲区の横断歩道橋、地下歩道、アンダーパスの歩道部等の立体横断施設を、安全かつ快適に歩行者が通行できるように、人力清掃を行うものであるが、障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 立体横断施設清掃業務(3工区) | 株式会社アクセント | 2,695,000 | R6.3.12 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、東区、白石区、厚別区の横断歩道橋、アンダーパスの歩道部等の立体横断施設を、安全かつ快適に歩行者が通行できるように、人力清掃を行うものであるが、障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 立体横断施設清掃業務(1工区) | 株式会社ルーフ | 1,441,000 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、中央区の横断歩道橋、地下歩道、アンダーパスの歩道部等の立体横断施設を、安全かつ快適に歩行者が通行できるように、人力清掃を行うものであるが、障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R6.4.3 | 立体横断施設清掃業務(4工区) | 株式会社K a n d O | 1,078,000 | R6.3.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、豊平区、清田区、南区の横断歩道橋、地下歩道等の立体横断施設を、安全かつ快適に歩行者が通行できるように、人力清掃を行うものであるが、障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R5.6.14 | 道路ITV設備保守点検業務 | パナソニックコネクタ株式会社 | 3,080,000 | R5.6.1 | R5.6.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、道路ITV設備の機能を確認するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによるなければならない。開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.6.28 | 創成トンネルで使用する業務用電力(単価契約) | 北海道電力株式会社 | 18,372,161 | R5.6.13 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 「創成トンネルで使用する業務用電力に係る入札不調について」(令和5年4月21日決裁)の後、北海道電力株式会社に随意契約可能確認したところ、契約可能であることを確認した。 「最終保証供給契約を締結している高圧電力に係る電力調達が入札不調となった場合における対応等について」(札契管第124号令和5年(2023年)4月12日)のとり、入札時に設定した履行開始日から令和6年9月30日までを契約期間とし、北海道電力の供給約款により、随意契約を申込みこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.7.5 | 手稲駅自由通路ほか2施設昇降機開走行保護装置取付業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 2,970,000 | R5.6.29 | R5.6.29 ~ R6.2.26 | 本業務にて装置取付を行う昇降機は、三菱電機ビルソリューションズが設計・製造したものである。本業務で取り付ける戸開走行保護装置は既存昇降機の巻上機と一体で大臣認定を取得しており、取付を行うことができるのは、大臣認定の申請者であり、昇降機の構造・システム全体を熟知している左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.7.12 | 都心北融雪槽投雪設備点検業務 | 旭イノベックス株式会社 | 1,650,000 | R5.7.3 | R5.7.3 ~ R5.10.27 | 本業務にて点検を行う投雪設備は、旭イノベックスが設計・製造したものである。 本業務は、投雪設備の長期使用による劣化の進行の判断を行い、設備性能の維持・回復を行うことから、確実に履行できるのは、当該設備の設計から製造までを独自の技術により構築した者で、各構成要素の設計意図・目的を熟知している左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.7.12 | 札幌駅前通地下歩行空間中央監視設備更新業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 46,200,000 | R5.7.3 | R5.7.3 ~ R6.3.22 | 本業務を履行するにあたっては、24時間稼働しているシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該中央監視設備の設計から製造まで独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.8.2 | ロードヒーティング遠隔制御装置親局更新業務 | 電制コムテック株式会社 | 11,220,000 | R5.7.21 | R5.7.21 ~ R5.12.20 | 本業務は、ロードヒーティング遠隔制御装置の一部の機器を更新するものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造まで独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5.8.9 | ロードヒーティング遠隔制御装置LTE化改修業務 | 電制コムテック株式会社 | 12,100,000 | R5.7.28 | R5.7.28 ~ R6.3.15 | 本業務は、ロードヒーティング遠隔制御装置のLTE化対応を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造まで独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|--------------------|------------|------------|------------------------|---|-----------------------------|
| R5. 8. 9 | 新川融雪槽電気室UPS更新業務 | 株式会社日立製作所 | 4,070,000 | R5. 8. 4 | R5. 8. 4 ~ R6. 3. 29 | 本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造、機能を熟知していることが不可欠であるとともに、作業後の設備の安定稼働及び機能保障が要求される。 左記業者は、当該設備の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 8. 30 | ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務 | 北海道瓦斯株式会社 | 16,775,000 | R5. 8. 21 | R5. 8. 21 ~ R5. 11. 30 | 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 9. 6 | 笹路アンダーパス非常用発電設備部品交換業務 | 富士電機株式会社 | 1,870,000 | R5. 8. 23 | R5. 8. 23 ~ R6. 2. 28 | 本業務にて部品交換を行う発電設備は、左記業者が設計、製造したものである。本業務を履行するにあたっては、当該設備・システム全体を熟知していることが不可欠であり、部品交換後の性能の保持及び信頼性の確保を行うことが要求される。左記業者は、本業務履行における、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行出来るのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 10. 11 | 札幌駅前通地下歩行空間昇降機かご床シート取替業務 | 株式会社日立ビルシステム | 2,068,000 | R5. 10. 2 | R5. 10. 2 ~ R6. 3. 25 | 本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 10. 25 | 札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 22,610,500 | R5. 10. 17 | R5. 10. 17 ~ R6. 3. 29 | 本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 11. 22 | 新琴似・安春川・新琴似北流雪濃監視制御設備整備業務 | 株式会社明電エンジニアリング | 16,500,000 | R5. 11. 8 | R5. 11. 8 ~ R6. 3. 31 | 本業務にて整備を行う流雪濃監視制御設備は、(株)明電舎が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造、機能を熟知していることが不可欠であるとともに、作業後の設備の安定稼働及び機能保障が要求される。 左記業者は、(株)明電舎が100%出資している本設備の保守、修理、整備の専門業者であり、本業務に必要な製品独自の専門知識、技術を有しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 1. 10 | 三里川ポンプ場ゲート設備整備業務 | 株式会社前澤エンジニアリングサービス | 1,210,000 | R5. 12. 25 | R5. 12. 25 ~ R6. 3. 29 | 本業務で整備を行うバルブコントロールは前澤工業株式会社が設計・製造したゲート設備の一部である。整備にあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で高度な技術力が必要であり、整備後の性能保証も要求される。 左記業者は、前澤工業株式会社製設備の北海道管内におけるメンテナンス会社であり保守を移管された唯一の業者である。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 13 | 富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務 | フジテック株式会社 | 6,573,600 | R6. 2. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 13 | 星置駅自由通路ほか4施設昇降機保守点検業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 13,948,000 | R6. 2. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 21 | 登寒駅自由通路昇降機保守点検業務 | 東芝エレベータ株式会社 | 873,840 | R6. 3. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-------------------------|-------------|-----------|-----------------------|---|-----------------------------|
| R6. 3. 21 | ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務 | 北海道瓦斯株式会社 | 19,360,000 | R6. 3. 4 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実にを行うことが要求される。 開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 21 | 苗穂駅自由通路ほか2施設昇降機保守点検業務 | 株式会社日立ビルシステム | 15,275,700 | R6. 3. 6 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実にを行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 21 | ロードヒーティング監視制御装置保守点検業務 | 東日本電信電話株式会社 | 5,169,120 | R6. 3. 13 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 27 | ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務 | 電制コムテック株式会社 | 5,423,000 | R6. 3. 18 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 27 | 道路情報LAN・防災WAN設備保守点検業務 | パナソニックコネクテ株式会社 | 2,970,000 | R6. 3. 18 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 3. 27 | 降雪情報システム保守点検業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 40,920,000 | R6. 3. 22 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 4. 3 | 流雪溝遠方監視装置保守業務 | 富士電機株式会社 | 847,000 | R6. 3. 22 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中の流雪溝遠方監視装置の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該流雪溝遠方監視装置の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R6. 4. 3 | 道道小樽定山溪線ほか17線道路情報板等保守点検業務 | コイト電工株式会社 | 6,930,000 | R6. 3. 22 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部道路設備課 011-211-2635 |
| R5. 5. 8 | 不動産の表示に関する登記等委託業務(単価契約) | 公益社団法人札幌公共福祉登記士地家屋調査士協会 | 118,000,000 | R5. 4. 6 | R5. 4. 6 ~ R6. 3. 31 | 当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要な測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、滞りなく迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共福祉登記士地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部管理測量課 011-211-2562 |
| R6. 3. 27 | 測量情報データベースシステム保守管理業務 | 株式会社ティー・ユー・シー | 4,026,000 | R6. 3. 19 | R6. 4. 1 ~ R6. 10. 31 | 本業務は測量情報データベースシステムの安定運用を確保するため、当システムに係る保守点検や突発的な障害の発生に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。 測量情報データベースシステムは、左記業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部管理測量課 011-211-2562 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|---------------------|-------------|------------|-------------------------|--|-------------------------------|
| R6. 1. 17 | 令和5年度雪堆積場一般廃棄物処理業務 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 1,531,229 | R5. 5. 1 | R5. 5. 1 ~ R5. 10. 31 | 雪堆積場内から発生した廃棄物(一般ごみ及び粗大ごみ)は、事業系一般廃棄物とされ、その収集運搬に必要な許認可を有する業者が、一般財団法人札幌市環境事業公社の他にないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 1 | 道路除雪執行管理・積算システム改修及び保守業務 | 株式会社オーベック | 20,900,000 | R5. 6. 26 | R5. 6. 26 ~ R6. 3. 31 | 選定事業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市独自の積算体系に合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 当該システムについては、新年度に見直しを行った積算体系に合わせたシステム改修を道路維持除雪業務の発注時期(7月頃)までに行う必要があることから、既存のシステムに対して習熟した知識が求められるため継続的な保守対応が必要となる。 また、執行管理システム及び積算システムにおいて、データの連動を図るなど利便性を高めるための改修作業を毎年行っており、システムの改修にあたっては既存のプログラムに対する改良となることから、システム構築に携わった者でなければ対応が困難であります。 以上のことから、システムの改修及び保守の対応が可能なのが、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度札幌市除雪作業日報作成支援システム改良業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 59,785,000 | R5. 6. 29 | R5. 6. 29 ~ R6. 3. 29 | 当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター(株)が令和元年度に構築しているものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に不適なため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 1 | 雪対策施設車両管理システム開発業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 103,510,000 | R5. 7. 5 | R5. 7. 5 ~ R7. 1. 31 | 札幌市では、雪対策施設に運ばまれる公共排雪車両の搬入台数を計測する車両台数計測装置の開発を行うため、次年度以降の開発を含めた公募型企画競争を令和2年度に行い、札幌総合情報センター(株)が開発業務を受託したところである。 本業務は、令和4年度に札幌総合情報センター(株)が開発業務を受託し、室内型車両台数計測装置の仕様検討、検証実験などの開発成果を踏まえ、令和5年度の運用開始に向けて、室内型車両台数計測装置の製作、機器制御などを行うためのプログラム開発を行うものである。 本装置は、札幌総合情報センター(株)のみが継続開発することが可能なことから、札幌総合情報センター(株)に特命随契することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度札幌市雪堆積場等選定システム構築・運用業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 32,780,000 | R5. 7. 31 | R5. 7. 31 ~ R6. 3. 31 | 当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター(株)が令和3年度から構築を進めているものであり、同社のみが引き続き構築、運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に不適なため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度凍結防止剤等性能調査業務 | 一般財団法人北海道環境科学技術センター | 2,596,000 | R5. 8. 17 | R5. 8. 17 ~ R5. 12. 25 | 本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様に購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様に合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。 この性能規定の仕様に合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要があり、短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。 しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、(一財)北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務 | 株式会社北海道博報堂 | 11,000,000 | R5. 8. 22 | R5. 8. 22 ~ R6. 3. 28 | 本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その1) | 総合商研株式会社 | 17,226,000 | R5. 10. 27 | R5. 10. 27 ~ R5. 11. 30 | 当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(中央区・北区・東区・厚別区・清田区・南区・西区版)の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その2) | 山藤三陽印刷株式会社 | 3,373,854 | R5. 10. 27 | R5. 10. 27 ~ R5. 11. 30 | 当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(白石区・豊平区・手稲区版)の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 92,499,000 | R5. 11. 17 | R5. 11. 17 ~ R6. 7. 31 | 当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に搬入される雪の量の計測を行う2つのシステムに関する設置撤去及び運用業務である。 1つ目のシステムは、市運搬排雪の車両が持つRFタグを読み取ることで、公共排雪の搬入量を計測するものであり、札幌総合情報センター(株)が独自に開発し、同社のみが運用可能である。 2つ目のシステムは、搬入する車両の車種をレーザにて判別し、搬入量を計測するものであり、富士通(株)が独自に開発したもので、現在運用可能なのは、技術移管に関する契約を締結した札幌総合情報センター(株)のみである。 以上のことから、札幌総合情報センター(株)に特命随契することとした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R6. 5. 15 | 令和5年度雪堆積場計数業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10,335,028 | R5. 11. 28 | R5. 11. 28 ~ R6. 3. 25 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|--------------|------------|-----------|-----------------------|--|--------------------------------|
| R6. 5. 15 | 令和5年度 機動的な作業支援の試行に関する除排雪業務 | 前田道路株式会社 | 17,226,000 | R6. 1. 26 | R6. 1. 26 ~ R6. 3. 15 | 左記の者は、全区災害防止協会の加盟業者であり、大雪時における応援体制のアンケートにて、排雪作業が可能な体制を有する業者である。 当該業務については、渋滞の発生している幹線道路の交差点排雪や生活道路のザクザク対応など、各区土木部が発注している道路維持除雪業務では早急な対応が困難な状況となった際に、臨機な作業支援を実施することで、除雪事業における機動性の向上を目指すことを目的としたものであることから、道路維持除雪業務受託業者以外への委託が必要となる。 また、過年度に除排雪作業へ従事した実績がある受託業者でなければ、臨機な作業支援が困難である。 以上のことから、全区災害防止協会に加盟し、令和3年度の大雪時に従事実績があり、単体企業で施工体制を有する業者は、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682 |
| R5. 5. 24 | ロータリ除雪車SR-78号ガラスカッタ取替ほか修繕 | ダイワ整備機工株式会社 | 1,133,000 | R5. 5. 18 | R5. 5. 18 ~ R5. 5. 31 | 本修繕は「ロータリ除雪車SR-78号車検整備及び草刈装置整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているダイワ整備機工株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 7. 19 | 除雪ドーザー S-1号 作動油ポンプASSY取替ほか修繕 | 北海道運搬機株式会社 | 1,155,000 | R5. 7. 10 | R5. 7. 10 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪ドーザーS-1号ほか25台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北海道運搬機株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 7. 19 | 除雪グレーダG-76号 ターボチャージャ取替ほか修繕 | 北日本重機株式会社 | 1,540,000 | R5. 7. 10 | R5. 7. 10 ~ R5. 9. 29 | 本修繕は「除雪グレーダG-23号ほか14台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北日本重機株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 8. 9 | 凍結防止剤散布車 MS-34号 フライホイール取替ほか修繕 | 日北自動車工業株式会社 | 1,760,000 | R5. 7. 27 | R5. 7. 27 ~ R5. 9. 29 | 本修繕は「凍結防止剤散布車MS-27号ほか7台車検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日北自動車工業株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 9. 27 | ロータリ除雪車R-174号左タンDEM0/Hほか修繕 | 北日本重機株式会社 | 1,155,000 | R5. 9. 14 | R5. 9. 14 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「ロータリ除雪車R-142号ほか23台車検及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北日本重機株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 9. 27 | 除雪グレーダG-10号 タンDEMドライブ0/Hほか修繕 | ロード機工株式会社 | 1,133,000 | R5. 9. 15 | R5. 9. 15 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪グレーダG-10号ほか21台車検及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているロード機工株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 9. 27 | 除雪ドーザー S-5号 作動油圧ポンプ取替ほか修繕 | 北海道運搬機株式会社 | 1,320,000 | R5. 9. 15 | R5. 9. 15 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪ドーザーS-1号ほか25台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している北海道運搬機株式会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 9. 27 | 除雪グレーダG-62号 タンDEMドライブ0/Hほか修繕 | 日本キャタピラー合同会社 | 1,100,000 | R5. 9. 15 | R5. 9. 15 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか20台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 10. 4 | 除雪グレーダG-71号 タンDEMドライブ0/Hほか修繕 | 日本キャタピラー合同会社 | 1,364,000 | R5. 9. 15 | R5. 9. 15 ~ R5. 9. 29 | 本修繕は「除雪グレーダG-71号ほか9台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 10. 11 | 除雪グレーダG-60号 タンDEMドライブ0/Hほか修繕 | 日本キャタピラー合同会社 | 1,837,000 | R5. 9. 25 | R5. 9. 25 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか20台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5. 10. 11 | 除雪グレーダG-70号 タンDEMドライブ0/Hほか修繕 | 日本キャタピラー合同会社 | 1,265,000 | R5. 9. 25 | R5. 9. 25 ~ R5. 10. 6 | 本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか20台車検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 については、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|------------------|-----------|----------|--------------------|---|--------------------------------|
| R5.10.11 | 除雪グレーダG-81号 油圧ポンプO/Hほか修繕 | 日本キャタピラー合同会社 | 1,122,000 | R5.9.25 | R5.9.25 ~ R5.10.6 | 本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか20台点検整備及び12か月点検整備」業務において、中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務委託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.2.14 | 連結防止散佈布MS-2.5号クラッチO/Hほか修繕 | 日北自動車工業株式会社 | 1,353,000 | R5.12.28 | R5.12.28 ~ R6.1.19 | 除雪車両がクラッチの動作不良により走行できなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、日北自動車工業株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.2.14 | 連結防止散佈布MS-3.2号クラッチO/Hほか修繕 | NX機工株式会社 | 1,144,000 | R6.1.12 | R6.1.12 ~ R6.1.29 | 除雪車両がクラッチの動作不良により走行できなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、NX機工株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.2.14 | 連結防止散佈布MS-35号クラッチO/Hほか修繕 | NX機工株式会社 | 1,354,100 | R6.1.17 | R6.1.17 ~ R6.1.26 | 除雪車両がクラッチの動作不良により走行できなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、NX機工株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.2.14 | 除雪グレーダG-87号サイドソフトセンターブラケット取替ほか修繕 | 北日本重機株式会社 | 1,134,100 | R6.1.18 | R6.1.18 ~ R6.1.25 | 除雪車両の作業装置が故障したため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、北日本重機株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.3.6 | ロータリ除雪車 R-136号伝動機O/Hほか修繕 | NX機工株式会社 | 1,929,961 | R6.2.15 | R6.2.15 ~ R6.2.22 | 除雪車両が伝動機の故障により作業できなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、NX機工株式会社札幌支店を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.3.21 | ロータリ除雪車 R-1.3.7号伝動機取替ほか修繕 | NX機工株式会社 | 1,808,862 | R6.2.28 | R6.2.28 ~ R6.3.7 | 除雪車両が伝動機の故障により作業できなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、NX機工株式会社札幌支店を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.3.21 | ロータリ除雪車 R-1.4.1号セルモータリングギヤ取替ほか修繕 | 北日本重機株式会社 | 1,074,799 | R6.2.28 | R6.2.28 ~ R6.3.7 | 除雪車両がエンジン始動不良(始動不可)により除雪作業ができなくなったため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、北日本重機株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R6.4.3 | 除雪グレーダG-8.2号クロスバー取替ほか修繕 | 道央車輛株式会社 | 1,188,000 | R6.3.12 | R6.3.12 ~ R6.3.21 | 除雪車両の作業装置が故障したため、すぐに修理を実施しなければ、除雪作業に多大な影響を及ぼす恐れがある。よって、本市競争入札参加資格者で本市発注の除雪機械整備修繕等の実績を有するものうち、緊急調達の受け入れ可能な業者の中から、当該除雪機械を貸与している除雪請負業者からの距離等の地域性を考慮し、道央車輛株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311 |
| R5.5.8 | 屯田西公園人工芝サッカー場管理運営補助業務 | 株式会社四宮造園 | 1,032,847 | R5.4.27 | R5.4.27 ~ R5.11.3 | 本業務は、令和5年度から供用開始をする屯田西公園の人工芝サッカー場の門扉の施錠開錠と利用状況の確認を行うものである。門扉の開閉に加え、管理者が通常不在となる早朝や夕刻の時間帯に、指定管理者が把握している予約状況に照らし、施設利用区分に合致した利用がなされているかを確認し指導するものであり、施設の利用運営を円滑に行うためには当該公園の指定管理者に選定された者が実施することが必須である。 なお、本業務は、指定管理者の選定後に施設の区分や料金等の取扱いの変更があったため必要となる業務であり、指定管理者公募時の仕様には含まれていなかった。 上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R5.6.14 | 平岡公園人工湿地並びに池の利活用に係る調査業務 | 公益財団法人札幌市公園緑化協会 | 3,535,400 | R5.6.5 | R5.5.31 ~ R6.2.19 | 対象湿地・池は、自然観察や環境教育などの場を提供することを目的に造成された経緯から、管理や利活用の検討を市民と協働で進めることとしている。調査自体が、市民団体等との話し合いにおいて当該箇所の動植物や水質等を継続的に把握することが重要視されたため行われるものであり、実施に際しては、これらの団体に適宜、調査手法や日程等を共有し調査に参加できる環境を整える必要がある。 これに関して(公財)札幌市公園緑化協会は平岡公園の指定管理者であり、前回の調査からも結果を用いて当該市民団体と協働で公園の利活用を行い良好な関係を築いていること、また日頃の巡視等から対象湿地・池の状況を熟知しているため調査を行う専門家の方々への円滑な情報提供が可能なことなどから、本業務を滞りなく進めることができる唯一の者である。 上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R5.11.15 | モエレ沼公園ガラスのピラミッドエレベーター機能維持修繕業務 | 日本オーチス・エレベータ株式会社 | 4,635,730 | R5.9.7 | R5.9.7 ~ R6.3.29 | 本業務は、設置から20年経過したモエレ沼公園ガラスのピラミッドのエレベーターについて、老朽化した部品の交換による整備を行い、安全稼働の確保を図るものである。本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であり、業務を速やかに完了する必要があることから、受託者は円滑に純正部品の調達を行い、整備後の性能及び安全性の確保を確保することが要求される。左記業者は、当該エレベーターの製造者であるとともに、昇降機設備の保守点検整備を行っている者であり、本業務の履行において必要な専門知識や技術情報及び専用部品等の円滑な供給が可能な体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは、左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|------------------|------------|----------|--------------------|---|-------------------------------|
| R5.10.11 | 白旗山市環境林森林整備業務 | 物林株式会社 | 8,800,000 | R5.10.2 | R5.10.2 ~ R6.3.22 | 本業務は、白旗山市環境林内における森林整備を行う業務である。業務内容のうち、皆伐については25班8小班を対象に行う。当該箇所は、枯損木等の危険木が多く存在することがわかったことから、急速実施するものである。皆伐は降雪までの短期間の現場作業となる。また10月に増加する登山利用者との林道上の錯綜を防ぎ、さらにはきのこ狩りのため林内に入る利用者に向けた十分な安全配慮も必要であることから、通常の森林業務よりも困難な業務である。よって、本業務は、白旗山内の路網等現場条件や利用者の動きを熟知した、白旗山市環境林内での作業実績のある事業者でなければならない。上記を満たす事業者は当該事業者含む2者ある。このうち当該事業者は、本業務の遂行に必要な人員を確保するなど、業務の実施に不可欠な体制を速やかに整えることができるのに対し、もう1者からは新たな業務に対応できない旨申し出があった。よって、本業務を受注できるのは当該事業者が唯一の事業者であり、指名競争入札が成立しない。このことより、業務の性質又は目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R5.11.15 | モエレ沼公園ガラスのピラミッド自動ドア駆動装置修繕業務 | フルテック株式会社 | 1,727,000 | R5.11.6 | R5.11.6 ~ R6.3.25 | 本業務は、寺岡オートドア株式会社製の自動ドアについて、特定部品の交換による修繕を行うものであり、業務履行にあたっては、当該自動ドアの設計仕様や詳細構造の知識に加え、整備技術が必要である。フルテック株式会社は、寺岡オートドア株式会社の北海道地区で唯一の代理店であることに加え、本公園ガラスのピラミッドにおいても同社が日常的な保守点検を行っていることから、前述した業務履行に必要な知識や技術を有しているものと判断される。 以上のことから、本業務を実施できる事業者は当該事業者以外に存在しないと判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者を相手方として特定随意契約を行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R6.4.3 | 公園緑地GIS運用サポート業務 | E S R I ジャパン株式会社 | 2,712,600 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、みどりの推進部内に導入している公園緑地GISシステムについて、保守運用及び委託者からの問合せに対応する業務である。履行にあたっては、利用ソフトウェア「ArcGIS Enterprise」・「ArcGIS Desktop」に関する高度な知識と経験及び技術力を有しているほか、本市独自のシステムの機器構成、各種設定、運用保守の内容を熟知している必要がある。当該事業者は、ソフトウェアの開発元であり、ソフトウェアの詳細を把握し、他自治体での実績を有しているほか、本市における「ArcGIS Enterprise」へのソフトウェア移行時の構築及びその後の保守を行っている。このことから、当該事業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R6.4.3 | インターネット公園検索情報提供業務 | 株式会社G I S北海道 | 1,595,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、当該事業者が著作権等を有する電子地図通信システム及び同者が開発した関連プログラムや同者が管理するサーバを使用したインターネット情報提供サービスであり、本業務を遂行するためには、当該システムやプログラムの仕様等を熟知している必要がある。 また、本業務により提供されるサービスは、平成15年度の開発以降、多くの市民に利用されており、今後も継続したサービスの提供のためには、同一の環境による保守・運用が必要である。 このことから、当該事業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) みどりの推進課 011-211-2533 |
| R6.4.17 | 札幌市下水道科学館展示物保守点検業務 | 株式会社丹青社 | 1,595,000 | R5.11.17 | R5.11.17 ~ R6.3.8 | 本業務は、株式会社丹青社が設計・製作した札幌市下水道科学館の展示物の総合点検及び機器の整備・調整等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製作元独自の技術や整備後の性能保証が必要であることから、製作元以外での履行は困難であるため、株式会社丹青社に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452 |
| R5.12.6 | 下水道情報ネットワーク機器更新業務 | 株式会社北海道日立システムズ | 9,339,000 | R5.11.22 | R5.11.22 ~ R6.3.22 | 本業務は、下水道河川局内の各施設を結ぶ下水道情報ネットワーク設備の通信基盤であるスイッチングハブ(別途購入済み)を交換し、機器更新後の設定及び動作確認を行うものである。 本業務の履行に際しては、当該設備に関する全体構成や設計仕様ほか、最新のネットワーク構成、直近の障害対応状況などを把握する必要があり、また、市民生活に直結した下水道行政に支障を及ぼすことのないよう確実な作業が求められる。 本業務における更新機器、設定作業等は、本ネットワーク設備の通年保守契約の対象範囲に含まれており、当該保守契約の受託者は本業務の履行に不可欠な最新のネットワーク構成及び直近の障害対応状況を常に把握できる唯一の事業者であり、近年の保守契約の履行実績から確実な履行が見込める。 以上のことから、通年保守契約の受託者を契約の相手方に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452 |
| R6.4.3 | 下水道河川局庁舎エレベーター保守管理業務 | 株式会社日立ビルシステム | 1,914,000 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、(株)日立製作所が製作したエレベーターの保守・点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造者独自のプログラムや構造に関する知識、専門的かつ高度な技術が不可欠であるとともに、当該機器に不具合や事故が発生したとき、復旧に向けた迅速な対応が求められる。製造者以外の者が本業務を履行した場合、運転制御プログラムの把握・改定が困難であるほか、故障時の緊急対応や円滑な部品調達がなされない恐れがある。 以上のことから、製造者である(株)日立製作所から、エレベーターの保守及び修理事業を継承している(株)日立ビルシステムを契約の相手方に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452 |
| R6.4.24 | 札幌市下水道科学館運営管理業務 | 一般財団法人札幌下水道公社 | 39,930,000 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 一般財団法人札幌下水道公社(以下、札幌下水道公社)は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。 札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められる。 なお、札幌下水道公社は、財団法人から一般財団法人への移行に伴い、内部留保資金を活用した公益目的支出計画を策定している。この計画に基づき、平成24年度から毎年、この財源を活用し、来館する児童用パスの貸出事業や自主的なイベントなどを実施してきており、その総額は令和5年度までに延べ約8,000万円になるなど、競争に適さない。 札幌下水道公社は、前述のとおり、下水道事業の円滑な推進に貢献することを目的として、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると認められることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------|------------|----------|--------------------|--|-------------------------------|
| R5.11.8 | 資金管理システム等ドキュメント整備業務 | 株式会社ティール・ユー・シー | 2,032,800 | R5.11.1 | R5.11.1 ~ R6.3.29 | 本業務は、株式会社ティール・ユー・シーが独自の技術により開発・製造したシステムのプログラム等を調査し、次年度以降に予定しているシステム再構築業務に必要なドキュメント整備を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識が不可欠であり、他の者では履行が困難であるため、当該システムの製造者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R5.11.22 | 財務会計システム等ドキュメント整備業務 | 日本電気株式会社 | 22,598,290 | R5.11.16 | R5.11.16 ~ R6.3.29 | 本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・構築したシステムのプログラム等を調査し、次年度以降に予定しているシステム再構築業務に必要なドキュメント整備を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識が不可欠であり、他の者では履行が困難であるため、当該システムの製造者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R5.12.27 | 下水道処理施設維持管理支援システムドキュメント整備業務 | エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 | 8,228,000 | R5.12.21 | R5.12.21 ~ R6.3.29 | 本業務は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社が独自の技術より開発・構築したシステムのプログラム等を調査し、次年度以降に予定しているシステム再構築業務に必要なドキュメント整備を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識が不可欠であり、他の者では履行が困難であるため、当該システムの製造者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R6.3.6 | 資金管理システム等保守業務 | 株式会社コア | 1,485,000 | R6.2.26 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、株式会社ティール・ユー・シーが独自の技術より開発・構築した資金管理システム及び備品管理システムの保守(システム障害対応)を行うものであり、履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要である。 本システムに関しては、開発業者である株式会社ティール・ユー・シーの事業撤退に伴い、当該システムに係る設計、改修、保守管理等全ての事業が株式会社コアに継承されたことから、株式会社コア以外の者では履行が困難であるため、契約の相手方として特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R6.3.13 | 下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務 | 日本電気株式会社 | 4,372,500 | R6.2.27 | R6.4.1 ~ R7.1.31 | 本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・製造したシステムサーバ機器の保守(点検・調整・部品交換)を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R6.3.13 | 財務会計システム等保守業務 | 日本電気株式会社 | 10,725,000 | R6.2.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・構築した財務会計システムほか5システムの保守(システム障害対応)を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 財務課 011-818-3412 |
| R6.3.27 | 下水道施設降雨情報システム保守点検 | 札幌総合情報センター株式会社 | 5,753,000 | R6.2.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、下水道施設降雨情報システム端末装置の保守点検業務を行うものである。 下水道施設降雨情報システムは、建設管対策室所管の冬季道路等交通情報システムによりそらみる端末用に編集を行った各気象データを受信するために整備したシステムである。 当該システムの保守点検を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない独自の技術が必要であるため、同社のみが運用可能な唯一の業者であることから特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部施設管理課 011-818-3421 |
| R6.3.13 | 下水道水位情報システム装置保守管理業務 | 株式会社明電舎 | 4,840,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 下水道水位情報システムは、本市都心部の下水道の水位を計測し、その情報をインターネットにおいてリアルタイムで提供するものであり、水位データを収集・監視する当該事業者独自のシステムと、公開するためのシステムをデータ連携する構成となっている。 当該システムの保守管理を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない独自の技術が必要であるため、同社のみが運用可能な唯一の事業者であることから特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部施設管理課 011-818-3421 |
| R5.5.17 | 排水機場等河川管理施設総括監理業務 | 一般財団法人札幌市下水道資源公社 | 4,040,300 | R5.4.4 | R5.4.4 ~ R6.3.31 | 札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R5.8.23 | 河川許認可原簿及びしゅん功図等のマイクロフィルム及びびデータ作成業務 | 情報創造事業協同組合 | 4,307,084 | R5.8.10 | R5.8.10 ~ R5.11.30 | 当該業務は、主に札幌市が結んでいる単価契約(マイクロフィルム撮影等)の業務であり、マイクロフィルム撮影と並行して検察図の作成に必要な資料の抽出を行うことから、検察図作成を一連の作業として行う必要がある。そのため、単価契約は基本契約を締結している情報創造事業協同組合を相手方とし、単価契約外の業務についても、一連の業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R5.11.22 | 河川管理システムデータ登録業務 | 株式会社オーベック | 2,530,000 | R5.11.10 | R5.11.10 ~ R6.3.22 | 本業務は、株式会社オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムへのデータ登録を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術やデータ登録後の動作保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R6.2.28 | 河川管理システム保守管理業務 | 株式会社オーベック | 1,403,600 | R6.2.13 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムの保守点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識と高度な技術が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R6.3.27 | サクシュ琴似川監視制御システム保守点検業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 1,474,000 | R6.3.13 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 現在、稼働中であるサクシュ琴似川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、システム開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|--------------------|-------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R6.4.10 | 河川情報システム保守点検業務 | 日本無線株式会社 | 3,201,000 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、令和2年度に左記業者が受注し、ソフトウェアを独自に開発し構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R5.9.6 | 土木工事積算システム(下水道用)データ改訂業務 | 東芝デジタルソリューションズ株式会社 | 2,035,000 | R5.8.28 | R5.8.28 ~ R5.12.21 | 本業務は、土木工事積算システムに登録されている下水道の独自非掛データ及び当システムのプログラムについて、令和3年度の改訂を行う業務である。 業務の履行にあたっては、本積算システムの開発及び運用管理を行っている左記業者以外には適正な履行が見込めないと認められることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、左記業者の特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451 |
| R6.3.21 | 下水道台帳管理システム保守管理業務 | 国際航業株式会社 | 21,450,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、下水道台帳管理システムの適切な運用をはかるため、必要な保守と運用管理を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451 |
| R5.6.28 | 創成川水再生プラザで使用する特別高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 765,203,608 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 伏古川水再生プラザで使用する高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 267,735,388 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 厚別水再生プラザで使用する高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 559,980,680 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 東部水再生プラザで使用する特別高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 811,885,665 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 新川水再生プラザで使用する特別高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 776,255,774 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 手稲水再生プラザで使用する高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 811,090,796 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.6.28 | 手稲中継ポンプ場で使用する高圧電力(単備契約) | 株式会社エネット | 136,385,022 | R5.6.16 | R5.7.1 ~ R6.9.30 | 次の条件を満たす小売電気事業者のうち、当該電力の供給について、履行可能な意向を示す事業者が1者のみであるため。 (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に分類されている者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。 (3) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(令和3年3月29日環境局長決裁)別表(第4条関係)の環境配慮評価基準に適合する者であること。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|--------------------|------------|---------|-------------------|---|-------------------------------|
| R5.11.15 | 下水道処理施設維持管理支援システム機能追加改善業務 | エス・ティ・ティ・コムウェア株式会社 | 3,348,400 | R5.11.7 | R5.11.7 ~ R6.3.31 | 本業務は、当該システムの機能改善を行い、使用環境を向上させるものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.12.20 | 手稲沈砂洗浄センター洗砂処理業務 | 岡本興業株式会社 | 18,607,513 | R5.12.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥-造粒固結)の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。 手稲沈砂洗浄センターから発生する洗砂のうち、処理予定量を年間を通して継続的に受入可能で、資材化の処理ができること。 以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5.12.20 | 西部スラッジセンター焼却灰処理業務 | 岡本興業株式会社 | 81,042,447 | R5.12.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(3)の条件を満たす必要がある。 (1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(燃え殻-破砕)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (3)西部スラッジセンターから発生する焼却灰のうち、処理予定量(10,000t)を年間を通して継続的に受入可能で、資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6.1.31 | 水質試験室排ガス洗浄装置保守業務 | 株式会社ダルトン | 1,925,000 | R6.1.17 | R6.1.17 ~ R6.3.15 | 本業務は、排ガス洗浄装置の機能、耐久性、信頼性などを維持するため、装置全体の分解点検、総合的な運転調整、消耗品品の交換等を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、本装置固有の設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該装置に関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-717-5829 |
| R6.2.28 | 東部スラッジセンター廃流動砂等セメント資源化業務 | 太平洋セメント株式会社 | 6,897,000 | R6.1.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を行うに当たっては、(1)~(3)の条件を満たす必要がある。(1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(焼成-燃え殻)の本市又は北海道の許可を受けていること。(3)東部スラッジセンターから発生する廃流動砂等の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6.2.28 | 東部スラッジセンター焼却灰セメント資源化業務 | 太平洋セメント株式会社 | 23,474,000 | R6.1.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を行うに当たっては、(1)~(3)の条件を満たす必要がある。(1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(焼成-はいじん)の本市又は北海道の許可を受けていること。(3)東部スラッジセンターから発生する焼却灰の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6.2.28 | 西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化業務 | 太平洋セメント株式会社 | 53,240,000 | R6.1.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(3)の条件を満たす必要がある。 (1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(焼成-燃え殻)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (3)西部スラッジセンターから発生する焼却灰のうち、処理予定量を年間を通して継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6.3.6 | 西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(トラック) | 株式会社ジェイアール貨物・北海道物流 | 20,926,400 | R6.2.16 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を行うに当たっては、以下の条件を満たす必要がある。 (1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「産業廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること。 (3)日本貨物鉄道(株)の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可を有していること。 (4)貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する20tの産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること。 (5)上記コンテナをダンパアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 以上の条件をすべて満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6.2.28 | 下水道施設図面検索システム保守業務 | 株式会社サンコー | 1,716,000 | R6.2.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|---|--------------------|---------------|------------|------------------------|--|-------------------------------|
| R6. 2. 28 | 西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(貨物鉄道) | 日本貨物鉄道株式会社 | 17,353,600 | R6. 2. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。 (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること。 (3) 鉄道による貨物運搬事業を行っていること。 以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6. 2. 28 | 東部スラッジセンター廃流動砂等運搬業務(貨物鉄道) | 日本貨物鉄道株式会社 | 2,310,000 | R6. 2. 19 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること。(3) 鉄道による貨物運搬事業を行っていること。以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6. 4. 3 | 下水道処理施設維持管理支援システム保守業務 | エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 | 20,460,000 | R6. 3. 6 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R6. 4. 3 | 汚泥処理施設総括管理業務 | 一般財団法人札幌下水道公社 | 1,353,000,000 | R6. 3. 21 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は公的な立場で札幌市の複数の汚泥処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、施設の法定点検、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。 本業務の履行のためには、受託者が汚泥処理施設の維持管理に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。 (1) 運転管理業務履行業者の的確な管理・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法・汚泥量などの検討・調整 (4) 脱水汚泥、焼却灰等の適切な品質管理 (5) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応 左記法人は、下水道事業及び河川事業に関する施設の維持管理、調査研究、普及啓発、資源の有効活用等を公的な立場で補充・代行することにより、持続可能な下水道事業及び河川事業の推進に貢献し、もって市民生活の向上に寄与することを目的として設立され、札幌市の下水道処理施設の維持管理に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有していることから、本業務について確実に履行することができる。また、公的な立場で札幌市の下水道事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから、特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431 |
| R5. 8. 23 | 厚別水再生プラザNo.2自家発電ディーゼル機関圧か点検整備業務 | ヤンマーエネルギーシステム株式会社 | 99,000,000 | R5. 8. 14 | R5. 8. 14 ~ R6. 3. 15 | 本業務にて整備する自家発電ディーゼル機関及び雨水ポンプ用ディーゼル機関は下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるヤンマー(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部施設保全課 011-818-3443 |
| R5. 12. 20 | 手稲水再生プラザ水処理コントローラー設定変更業務 | 株式会社日立製作所 | 32,450,000 | R5. 12. 11 | R5. 12. 11 ~ R6. 3. 15 | 本業務を行うには、当該プラザの水処理制御設備に精通しており、ソフトを一元的に管理しつつ総合的な確認を行う必要があるため、製造元以外の履行が困難である。したがって、当該プラザの既設メーカーである左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 事業推進部施設保全課 011-818-3443 |
| R5. 6. 21 | 創成川水再生プラザ高圧電動機等点検 | 株式会社明電エンジニアリング | 9,350,000 | R5. 6. 7 | R5. 6. 7 ~ R6. 3. 15 | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |
| R5. 9. 27 | 汚泥スクリーン用部品(創成川水再生プラザ) | 株式会社西原環境 | 1,650,000 | R5. 9. 12 | R5. 9. 12 ~ R6. 2. 22 | 当該機器は(株)西原環境製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付けできないため、(株)西原環境製に特定したい。 なお、本製品の北海道での販売店は唯一(株)西原環境北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |
| R5. 9. 27 | 水戸水再生プラザNo.2汚泥スクリーン下部軸受修理 | 株式会社西原環境 | 1,705,000 | R5. 9. 12 | R5. 9. 12 ~ R6. 2. 29 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |
| R5. 12. 6 | 創成川水再生プラザNo.1汚泥スクリーン修理 | 株式会社西原環境 | 1,705,000 | R5. 11. 20 | R5. 11. 20 ~ R6. 3. 27 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |
| R6. 3. 21 | 下水道科学館見学者用等エレベータ点検業務 | 東芝エレベータ株式会社 | 963,600 | R6. 3. 11 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、高い信頼性・所定の性能を維持するための点検を行う業務であり、設備の設計・製造・ノウハウが不可欠である。また、小学生を含む市民見学者などの不特定多数の者も使用するため、安全・安心な運転の確保、事故及び故障時の迅速な対応が必要である。 左記業者は当該設備に関する他の業者が知り得ない設計・製造・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者である。また、遠方監視装置による24時間常時監視を行う必要があることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|-----------------|-------------|----------|--------------------|---|-------------------------------|
| R6.4.3 | 水処理施設総括管理業務(創成川水処理センター) | 一般財団法人札幌下水道公社 | 100,430,000 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は公的な立場で札幌市の水処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、設備補修・定期整備、緊急的な補修、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が水処理施設の維持管理等に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行業者の的確な管理・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法などの検討・調整 (4) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業及び河川事業に関する施設の維持管理、調査研究、普及啓発、資源の有効利用等を公的な立場で補充・代行することにより、持続可能な下水道事業及び河川事業の推進に貢献し、もって市民生活の向上に寄与することを目的として設立され、札幌市の下水道処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有していることから、本業務について確実に履行することができる。また、公的な立場で札幌市の下水道事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから、特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 創成川水処理センター 011-736-6371 |
| R5.6.14 | 月寒川雨水ポンプ場エンジン修理 | 株式会社I H I 原動機 | 1,155,000 | R5.6.7 | R5.6.7 ~ R5.8.31 | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である(株)新潟鐵工所以外の施工は困難である。なお、(株)新潟鐵工所の原動機事業については、(株)I H I 原動機に承継されていることから(株)I H I 原動機北海道支店に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.7.19 | 豊平川水再生プラザ第2処理施設No.2初沈汚泥引抜ポンプ修理 | 古河産機システムズ株式会社 | 1,604,966 | R5.7.7 | R5.7.7 ~ R5.9.29 | <p>当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外での施工は困難であることから製造元である古河産機システムズ(株)に特定と致したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.8.2 | 米里中継ポンプ場天井クレーン修理 | 中山機械株式会社 | 1,199,000 | R5.7.25 | R5.7.25 ~ R5.10.31 | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の中山機械(株)に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.9.20 | 豊平川水再生プラザ北郷流雪滞水施設シーケンサ等点検業務 | 日新電機株式会社 | 990,000 | R5.9.6 | R5.9.6 ~ R6.3.29 | <p>本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。</p> <p>本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、本業務の履行実績もあつた信頼性の高い業者が実施できる唯一の業者であることから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.10.18 | 監視制御設備用部品(米里中継ポンプ場) | 美和電気工業株式会社 | 1,353,000 | R5.9.20 | R5.9.20 ~ R6.3.27 | <p>当該機器は横河電機(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため横河電機(株)製に特定したい。なお、横河電機(株)は国内制御事業の販売及び保守サービス等を横河ソリューションサービス(株)に承継している。また、横河ソリューションサービス(株)はメンテナンス関係の業務を美和電気工業(株)に移管しており、他に取扱業者はないことから北海道での唯一の販売店である美和電気工業(株)北海道支店に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.11.1 | 豊平川中継ポンプ場低圧配電盤修理 | 株式会社明電エンジニアリング | 1,485,000 | R5.10.19 | R5.10.19 ~ R6.3.29 | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である(株)明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.11.1 | 豊平川水再生プラザ第1処理施設シーケンサ等点検 | 東芝インフラシステムズ株式会社 | 4,455,000 | R5.10.19 | R5.10.19 ~ R6.3.29 | <p>本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.11.15 | 豊平川水再生プラザ第2処理施設No.1初沈汚泥引抜ポンプ修理 | 古河産機システムズ株式会社 | 1,980,000 | R5.11.2 | R5.11.2 ~ R6.3.22 | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の古河産機システムズ(株)札幌支店に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.12.13 | 豊平川水再生プラザNo.3汚泥スクリーン修理 | 株式会社西原環境 | 1,056,000 | R5.12.5 | R5.12.5 ~ R6.3.22 | <p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R6.4.3 | 水処理施設総括管理業務(豊平川水処理センター) | 一般財団法人札幌下水道公社 | 168,740,000 | R6.3.21 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | <p>本業務は公的な立場で札幌市の水処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、設備補修・定期整備、緊急的な補修、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が水処理施設の維持管理等に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行業者の的確な管理・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法などの検討・調整 (4) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業及び河川事業に関する施設の維持管理、調査研究、普及啓発、資源の有効利用等を公的な立場で補充・代行することにより、持続可能な下水道事業及び河川事業の推進に貢献し、もって市民生活の向上に寄与することを目的として設立され、札幌市の下水道処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有していることから、本業務について確実に履行することができる。また、公的な立場で札幌市の下水道事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから、特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 豊平川水処理センター 011-871-5121 |
| R5.5.8 | 新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務 | アルファテクノ株式会社 | 1,166,000 | R5.4.24 | R5.4.24 ~ R6.3.29 | <p>本件は、(株)ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。</p> <p>したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------|------------|----------|--------------------|--|------------------------------|
| R5.5.31 | 第2処理施設No.4プロワ制御盤タッチパネル(新川水再生プラザ) | 三機工業株式会社 | 1,023,000 | R5.4.27 | R5.4.27 ~ R5.8.31 | 当該機器は三機工業(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため三機工業(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一三機工業(株)北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.7.19 | 投込圧力式水位計(新川水再生プラザ) | 西進商事株式会社 | 957,000 | R5.5.8 | R5.5.8 ~ R5.8.31 | 当該機器はJFEアドバンテック(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないためJFEアドバンテック(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一西進商事(株)北海道営業所であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.6.28 | 手稲水再生プラザほか高圧電動機等点検業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 7,260,000 | R5.6.12 | R5.6.12 ~ R6.3.15 | 本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.7.19 | 新川水再生プラザ第2処理施設コントロールセンタ修理 | 株式会社日立製作所 | 1,287,000 | R5.7.6 | R5.7.6 ~ R6.3.15 | 当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の(株)日立製作所北海道支社に特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.9.20 | 芦戸西部中継ポンプ場高圧電動機等点検業務 | メタウォーター株式会社 | 2,035,000 | R5.8.9 | R5.8.9 ~ R5.12.27 | 本業務は、水処理施設の高圧発電機の安定性、信頼性を確保するため、高圧発電機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある、当該高圧発電機に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ確実な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.9.6 | 新川水再生プラザ第1処理施設No.1プロワほか起動制御機修理 | 株式会社明電エンジニアリング | 1,430,000 | R5.8.29 | R5.8.29 ~ R6.2.29 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である(株)明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.12.13 | 手稲中継ポンプ場低段汚水ポンプ用セルピウス装置修理 | 株式会社明電エンジニアリング | 1,012,000 | R5.12.5 | R5.12.5 ~ R6.3.22 | 当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である(株)明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R6.1.10 | 手稲中継ポンプ場シーケンサ設備点検業務 | 株式会社明電エンジニアリング | 2,420,000 | R5.12.21 | R5.12.21 ~ R6.3.22 | 本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R6.2.21 | 自家発電エンジン監視装置PLCユニット(手稲中継ポンプ場) | ヤンマーエネルギーシステム株式会社 | 1,795,750 | R6.2.13 | R6.2.13 ~ R6.3.28 | 当該機器はヤンマーエネルギーシステム(株)製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付けできないためヤンマーエネルギーシステム(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一ヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R6.2.28 | 新川水再生プラザ第1処理施設No.3汚水ポンプほか調査業務 | 株式会社荏原製作所 | 7,370,000 | R6.2.20 | R6.2.20 ~ R6.3.27 | 本業務は、水処理施設の汚水ポンプおよび雨水エンジンポンプの状態を把握し、次年度の修繕工事に反映させるための調査を実施するものである。履行にあたっては、対象機器の状態を的確に把握する必要がある、当該機器に関する設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該機器に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ確実な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R5.6.7 | 令和5年度市営住宅保全業務 | 一般財団法人札幌市住宅管理公社 | 54,723,900 | R5.5.25 | R5.5.25 ~ R6.3.15 | 本業務の対象となる工事等は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の1から3の条件を厳格に守る必要がある。 1 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。 2 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3 発注関係事務を公正に行うことができること。 公社に当てはめて検討すると、公社は 1 昭和52年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務についても受託してきている。 2 市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていくうえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が可能である。 3 公社は本市の出資団体(出資割合50%)であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用されるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。(民間事業者は刑事罰が適用されない) 以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 市街地整備部住宅課 011-211-2807 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|------------------|-------------|----------|--------------------|---|-----------------------------|
| R5.10.25 | 令和5年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業 | 一般社団法人 北海道建築技術協会 | 1,493,800 | R5.10.17 | R5.10.17 ~ R6.3.22 | 本件事業を通じて、本市が推進している外断熱工法による既存集合住宅の省エネ改修工事を促進していきたいと考えているが、改修工事で誘導するためには、外断熱工法に関する専門的な知識を有し、かつ、所有者等に助言や提案を行うための交渉等のノウハウのある者(コンサルタント)を派遣することが求められる。 そのため、契約候補者の選定にあたっては、本業務に関する諸課題の抽出及び対応に関する専門的知識を持ち、優れた企画を提案できる事業者である必要があることから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2807 |
| R6.2.7 | 市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業モニタリング支援業務 | 株式会社社長大 | 21,263,000 | R6.1.29 | R6.1.29 ~ R8.10.30 | 本業務は、設計施工一括発注方式(DB方式)による「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業」(以下「当該事業」という。)の履行に関し、当該事業を受託した企業(以下「事業者」という。)が行う事業の内容が、要求水準(札幌市(以下「本市」という。))が要求水準書に基づき事業者に履行を求め水準を指したものであり、当該事業の事業者選定において、事業者が提出した提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、当該提案書による水準を指す)を満たすとともに、事業契約に基づき適正かつ確実に履行されていることを本市が確認するための支援を本市に対して行うことを目的とするものである。 事業者により適切かつ確実に当該事業を履行させるためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、事業者選定の過程において事業者から提示された要求水準に対する質疑事項や、個別対話や現場見学会にて直接事業者と対応する中で得た事業者の提案に含まれる意図や提案に至る経緯等を十分に理解した上で業務を進める必要があるが、このような見解がない事業者が本業務を行った場合、事業の円滑な進捗を阻害し、事業スケジュールに支障をきたす恐れがある。 一方、左記事業者は、「当該事業の発注に必要とする関係書類の作成、契約締結までの事業者の選定手続きや当該事業の設計施工に伴う契約上の疑義等について、専門的な知識・知見に基づき助言等を行い、効率的かつ効果的な事業の推進に資すること」を目的として、令和4年度及び5年度で実施している「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務」を、公募型企画競争の結果受託した業者であることから、同種業務の業務経験を有することはもちろん、前述した、当該事業の事業者選定の過程において、事業者との質疑応答や個別対話等にも直接的に関わる中で得た要求水準に対する事業者の提案の意図やそこに至る経緯等の知見を活用して効率的かつ効果的に本業務の履行が可能である。 そのため、本業務はアドバイザー業務の受託者である左記業者が行うのが最も適格である。 さらに、左記業者が本業務を行う場合、前提条件整理の労力、時間を大幅に省略・短縮でき、他の業者が行うに比べ43%程度の経費の節約が図られることから、競争に付すよりも有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2807 |
| R6.4.10 | 札幌市営住宅等の管理業務 | 一般財団法人札幌市住宅管理公社 | 675,885,100 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、全市で統一的な対応が必要とされる市営住宅の入居者募集(年間申込件数10,000件超)や家賃管理(約23,000世帯)等のほか、改良店舗の保全業務や駐車場の設備補修などの維持管理を合わせた業務である。 本事業を遂行する事業者には、これらを正確かつ円滑に進めるにあたり、公営住宅法、市営住宅条例などの法令諸規則の理解のほか、市営住宅の各種設備に関する理解、入居者に関する個人情報等を適正に管理することができ内部統制の体制といった様々な要素が求められる。 また、維持管理業務を実施するにあたっては、本市発注の公共事業と同水準の品質にて自ら発注関係事務を適正に進めることができる知識及び経験を有する体制が整備されていることも求められる(「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第1項より)。 選定事業者は昭和52年に本市の全額出資により札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び市営住宅その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された団体であり、これまで長年にわたる市営住宅の管理業務及び市営住宅並びに学校を中心とする市有施設の保全業務を実施しており、本業務に求められる知識、組織体制、経験、ノウハウ等を有している。 したがって、選定事業者は本業務遂行に必要な要件を満たしており、本業務を確実に実施できる唯一の事業者であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2806 |
| R6.4.10 | 札幌市借上り市営住宅入居者移転支援業務 | 一般財団法人札幌市住宅管理公社 | 16,995,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務は、借上り契約期間満了が迫っている借上り市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転あつせん、移転料の支払い等の移転支援及び対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行うものである。 入居者の移転あつせんは、各団地の移転状況、入居者の移転先の希望、移転期限、建替事業による移転状況も含めたあつせん可能な住戸の空き状況等を踏まえ、各入居者にどの住戸を案内するか、綿密に選定しなければ、全ての入居者を移転させることが困難である。 また、移転あつせんだけでなく、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があることから、当該業務を円滑に遂行するためには市営住宅入居者に係る人的管理のノウハウを有している者が対応する必要がある。 特定者は45年以上にわたり、市営住宅の入居者募集事務・住み替え事務、家賃管理、自治会支援等の入居者に係る人的管理業務を良好に行っており、当該業務を遂行するためのノウハウが蓄積されている。 また、令和元年から当該業務を受託しており、当該業務遂行のノウハウも十分に蓄積され、入居者及び自治会の詳細な状況を把握し、信頼関係を構築できている。 したがって、特定者は、本市と密接に連携して事業を実施していくことが可能であり、当該業務を円滑にかつ確実に実施できる唯一の事業者であるため特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2806 |
| R6.4.10 | 令和6年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 7,128,000 | R6.3.26 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、万一システムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。 当該業者は、同社の前身である富士通が平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を事業承継後も受託しており、生活保護情報に係るシステム等の他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。 仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2806 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約のこととした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|------------|--|------------------|---------------|------------|-------------------------|---|-----------------------------|
| R6. 4. 10 | 改良第5店舗の管理及び貸賃料収込に関する事務 | 札幌市光星料飲店協同組合 | 1,014,445 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 札幌市光星料飲店協同組合(以下「組合」という。)は、改良第5店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、他の店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整理部の要請で昭和46年に設立されたものである。 現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く(30店舗中24店舗)、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入店者の貸賃料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催促事務等を軽減させるため、当該店舗内に事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。 ※参考：過去10年(平成24年度～令和4年度)の収納率100% (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)市街地整備部住宅課 011-211-2806 |
| R5. 4. 26 | 保全情報システム運用保守業務 | 株式会社日立製作所 | 6,644,880 | R5. 3. 6 | R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31 | 保全情報システム(以下「システム」という。)は、令和2年度「保全情報システム再構築業務」(以下「再構築業務」という。)により、札幌市の要求仕様に基づき既成パッケージ製品をカスタマイズしたものである。 今回のシステム運用保守業務を行うにあたり、既成パッケージ製品及びカスタマイズプログラムの仕様と精通している業者を選定する必要がある。 当該業者は、既成パッケージ製品「FAMS 3.0 オンプレミス版」の販売窓口であり、かつ、再構築業務を受託し、本市環境におけるシステム仕様や設定内容を熟知しており、高品質かつ確実な業務履行についての信頼性を有する。 以上のことから、本業務は当該業者が行うことが最も適格であり、円滑な業務遂行が可能な唯一の業者であると判断できるため、当該業者の特命といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R5. 5. 8 | 市有建築物保全業務 | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 | 1,174,894,160 | R5. 4. 11 | R5. 4. 11 ~ R6. 3. 31 | (一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R5. 10. 4 | 市有建築物保全業務 | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 | 56,060,840 | R5. 9. 21 | R5. 9. 21 ~ R6. 3. 31 | (一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R5. 10. 18 | 建築物工事図面等データ登録業務 | 株式会社サンコー | 8,498,516 | R5. 10. 6 | R5. 10. 6 ~ R6. 3. 29 | 本業務は工事図面やしゅん工写真等の電子化を行い、当部が運用する図面検索システムにデータ登録を行う業務である。当該事業者は、本システムの開発者であり、本システム及びデータの整理方法を熟知している。 また、長年にわたり図面電子化のデータ登録作業を履行しており、委託遂行状況についても非常に良好である。 上記のことから、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため当該事業者の特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都)建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R5. 10. 25 | 山の手小学校改築冷房設備追加検討業務 | 株式会社北日本技術コンサル | 2,827,000 | R5. 10. 12 | R5. 10. 16 ~ R5. 11. 17 | 左記業者へは令和2年に「山の手小学校改築ほか設備工事実施設計」を委託しており、現在は下記工事の監理を委託している。 ・山の手小学校改築ほか衛生設備工事 ・山の手小学校改築ほか暖房設備工事 ・山の手小学校改築エレベーター設備工事 ・山の手小学校改築ほか電気設備工事 本件業務は「山の手小学校改築ほか設備工事実施設計」の成果物を基に、校舎棟への冷房設備の追加に係る検討を行うものである。 業務を進めるうえでは、実施設計の内容を熟知していることに加え、上記工事が施工中であるため、各施工者および本市担当者との綿密な協議調整を行い、設置する機器の仕様や施工内容を把握する必要がある。 以上のことから、本件業務は設計・監理業者である左記業者が行うのが最も適格であり、当該事業者へ本業務の委託を行うことで、期間の短縮及び履行品質の確保が見込まれるため、左記業者の特命といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 都)建築部建築保全課 011-211-2816 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|-----------------------|------------|------------|------------------------|---|-----------------------------|
| R6. 1. 10 | 札幌コンベンションセンター冷暖房設備改修検討業務 | 株式会社ビーゴーイング | 1,980,000 | R5. 12. 25 | R5. 12. 26 ~ R6. 3. 19 | <p>左記業者へは令和4年度に「札幌コンベンションセンター改修設備工事実施設計」を委託しており、現在は下記工事の監理を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌コンベンションセンター改修冷暖房設備工事その1 ・札幌コンベンションセンター改修冷暖房設備ほか1施設衛生設備工事 ・札幌コンベンションセンター改修空調設備工事その1 ・札幌コンベンションセンター改修空調設備工事その2 ・札幌コンベンションセンター改修空調衛生設備工事 ・札幌コンベンションセンター改修照明設備ほか工事 ・札幌コンベンションセンター改修舞台照明設備工事 ・札幌コンベンションセンター改修中ホール・特別会議場映像音響設備工事 ・札幌コンベンションセンター改修映像中継・配信設備ほか工事 ・札幌コンベンションセンター改修大ホール映像音響設備工事 ・札幌コンベンションセンター改修会議室映像音響設備ほか工事 <p>本件業務は「札幌コンベンションセンター改修設備工事実施設計」の成果物を基に、現在施工中の改修工事で更新予定であったが、天井内で他の設備と近接しているため工期内に施工を行うことができないファンコイルユニット(102台)の今後の更新方法について調査・検討するものである。</p> <p>業務を進めるうえでは、実施設計の内容を熟知していることに加え、上記工事の施工期間中に各施工者及び本市担当者と綿密な協議調整を行い、天井内の既存設備の設置状況を詳細に調査しううえで施工内容を検討する必要がある。</p> <p>以上のことから、本件業務は設計・監理業者である左記業者が行うのが最も適格であり、当該事業者へ本業務の委託を行うことで、期間の短縮及び履行品質の確保が見込まれるため、左記業者の特命といたしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | 都) 建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R6. 2. 21 | 保全情報システム運用保守業務 | 株式会社日立製作所 | 6,336,000 | R6. 2. 9 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | <p>保全情報システム(以下「システム」という。)は、令和2年度「保全情報システム再構築業務」(以下「再構築業務」という。)により、札幌市の要求仕様に基づき既成パッケージ製品をカスタマイズしたものである。</p> <p>今回のシステム運用保守業務を行うにあたり、既成パッケージ製品及びカスタマイズプログラムの仕様に精通している業者を選定する必要がある。</p> <p>当該業者は、既成パッケージ製品「FAMS 3.0 オンプレミス版」の販売窓口であり、かつ、再構築業務を受託し、本市環境におけるシステム仕様や設定内容を熟知しており、高品質かつ確実な業務履行についての信頼性を有する。</p> <p>以上のことから、本件業務は当該業者が行うことが最も適格であり、円滑な業務遂行が可能な唯一の業者であると判断できるため、当該業者の特命といたしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 都) 建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R5. 8. 2 | 令和5年度耐震診断等補助事業関連業務 | 一般社団法人北海道建築士事務所協会 | 11,880,000 | R5. 4. 7 | R5. 4. 7 ~ R6. 3. 15 | <p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 都) 建築指導部管理課 011-211-2859 |
| R5. 8. 2 | 令和5年度耐震診断員派遣事業関連業務 | 一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部 | 19,736,200 | R5. 4. 7 | R5. 4. 7 ~ R6. 3. 15 | <p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 都) 建築指導部管理課 011-211-2859 |
| R5. 5. 8 | 回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の航法データベース更新業務 | 株式会社海外物産 | 2,386,670 | R5. 4. 11 | R5. 4. 11 ~ R6. 3. 31 | <p>航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第5条の4に基づき作成した当局の回転翼航空機(レオナルド式AW139型。以下同じ。)の飛行規程において、航法データベースについては、最新版であることを規定しています。</p> <p>また、当局の回転翼航空機に装備している飛行管理装置(FMS(Flight Management System):飛行条件に応じて運航コスト上最適な速度や経路を計算し、それに基づき離陸から着陸までエンジン出力調整や操縦等の飛行管理を自動的に行う装置)のマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。</p> <p>そのため、今回、航法データベースを更新するに当たり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。</p> <p>なお、日本国内において、ハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されているのは、株式会社海外物産が唯一の企業となります。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6. 1. 24 | 消防車両架装部点検等業務(その1) | 株式会社北海道モリタ | 1,905,200 | R5. 6. 21 | R5. 6. 21 ~ R5. 9. 29 | <p>消防車両は、消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で製作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。</p> <p>本業務における点検及び検査は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に保持し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。</p> <p>点検等の実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。</p> <p>本業務の対象車両全20台のうち16台は、上記選定事業者が製作した車両である。また、4台については、令和4年4月に解散(廃業)した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社製車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要な関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。</p> <p>以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと判断されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R5. 8. 16 | 救急隊アプリ連携構築に伴う消防情報管理システム改修業務 | 富士通Japan株式会社 | 6,077,500 | R5. 7. 28 | R5. 7. 28 ~ R6. 1. 31 | <p>消防情報管理システムは、富士通Japan株式会社のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であることから、本業務を履行できるのは、本システムを開発した富士通Japan株式会社のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |

令和5年度特定随意契約一覧

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|---------------------|-------------|---------|--------------------|---|-----------------------------|
| R5.8.23 | 回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務(追加整備) | 東邦航空株式会社 | 7,834,190 | R5.8.4 | R5.8.4 ~ R5.8.31 | 令和5年8月31日までの履行期間とする整備業務は、受託者の東邦航空株式会社の工場で行っており、7月3日から5日までに行われた中間検査の結果、部品交換及び修理を要する不具合が、37項目報告されました。 現在、機体は、受託者工場内で分解された状態であり、受託者が不具合内容を熟知していることを考慮すると、引き続き、同者に追加整備を実施させることにより、品質の確保、整備期間の短縮及び経費の節減が見込まれ、競争入札に付するよりも有利と認められます。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.1.24 | 新川水槽車DPRフィルター交換修理ほか | 北海道日野自動車株式会社 | 1,664,696 | R6.1.11 | R6.1.11 ~ R6.2.29 | DPR再生不良により、火災現場等への走行に支障があることから修理を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.24 | 回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務 | 東邦航空株式会社 | 140,250,000 | R6.2.26 | R6.2.26 ~ R6.11.29 | 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、本整備業務が履行可能な3者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が、東邦航空株式会社の1者のみである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.17 | ヘリコプターTV放送システム等保守業務(その1) | NECネットエスアイ株式会社 | 8,661,400 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、日本電気(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)から業務を移管されたNECネットエスアイ(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.5.15 | ヘリコプターTV放送システム等保守業務(その2) | 池上通信機株式会社 | 2,915,000 | R6.3.7 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、池上通信機(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した池上通信機(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.24 | 消防情報管理システム保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 7,172,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.24 | 消防指令システム保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 62,260,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.24 | 石狩管内消防救急無線システム保守業務 | 富士通Japan株式会社 | 59,070,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.5.15 | ヘリコプターTV放送システム等保守業務(その3) | 三井物産エアロスペース株式会社 | 2,431,000 | R6.3.18 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務の保守対象機器である赤外線探査装置は、米国のFLIR Systems社製の機器及びソフトウェアで構成されており、FLIR Systems社から日本で唯一点検修理等の承認を受けている三井物産エアロスペース(株)以外には履行不可であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.3.27 | 消防局庁舎等塵芥収集運搬業務(単備契約) | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 6,708,975 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市内では、事業系一般廃棄物の減量・リサイクル促進の体制を整備することを目的に収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は、一般) 札幌市環境事業公社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.3 | 石狩管内多重無線システム保守業務 | 日本電気株式会社 | 6,171,000 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、日本電気(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.3 | 多重無線システム保守業務 | 日本電気株式会社 | 11,583,000 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、日本電気(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.3 | 衛星地球局機器保守業務 | 日本電気株式会社 | 5,995,000 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、日本電気(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.4.3 | 保安三法情報管理システム保守業務 | 株式会社つうけんアドバンスシステムズ | 1,207,800 | R6.3.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本システムは、本市独自の仕様で製作したものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した(株)つうけんアドバンスシステムズのみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.5.15 | 観音障がい者向けメール119番提供業務 | 北海道総合通信網株式会社 | 1,557,864 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市消防指令システムと連携し、携帯電話等からのインターネットメールによる緊急通報を受信するシステムを提供するものであり、現状、札幌市消防指令システムに適合した受信システムを確認しているのは、北海道総合通信網(株)が提供するシステムのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6.5.15 | 消防団メール配信システム提供業務 | 北海道総合通信網株式会社 | 1,178,760 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、札幌市消防指令システムと連携し、携帯電話等からのインターネットメールによる緊急通報を配信し、迅速かつ確実に災害現場への出動を誘導するサービスの提供を行うものであり、札幌市消防指令システムに適合したメール配信システムを確認しているのは、北海道総合通信網(株)が提供するシステムのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R5.5.8 | 中央区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,963,000 | R5.4.5 | R5.4.10 ~ R5.11.30 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--------------------------------------|-----------------------|------------|----------|-------------------|--|-----------------------------|
| R5.5.8 | 道道札幌環状線法面調査業務 | 株式会社エーティック | 2,002,000 | R5.4.24 | R5.4.24 ~ R5.7.10 | 道道札幌環状線道路区域に位置する南16条西19丁目の法尻には、石積擁壁が敷設されているが、令和4年1月、擁壁が崩落したことから、現在は大型土のうにて仮復旧対応し、令和4年度に「道道札幌環状線法面調査業務」(以下「法面調査業務」という。)にて法面の変状等の経過観察を令和5年3月まで行っていた。 令和4年度業務においては早期の発注を行ったところだが、現場作業の準備等の関係上、地下水位観測は融雪期を逸した6月から観測することとしていた。その調査の結果、次年度に行う対策工事の設計・安定計算に必要な資料が不足していたことから、融雪期における調査を継続する必要がある。 本業務については、前年に行った法面調査業務に引き続いて行うものであり、解析結果等を統一した見解を進める必要があることから、前年度法面調査業務を担当している左記事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者である。 つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定のうち「その契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するため、上記業者へ特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R5.6.28 | 苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務 | 北海道クリーン・システム株式会社 | 1,872,200 | R5.6.21 | R5.7.3 ~ R5.11.30 | 苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖(一定区間に列車等を入れない)の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備(清掃用具の落下や施設の破損など)によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。 このことから、左記事業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R5.8.9 | 道道札幌環状線法面観測業務 | 株式会社エーティック | 4,477,000 | R5.8.2 | R5.8.2 ~ R6.3.25 | 道道札幌環状線道路区域に位置する南16条西19丁目の法尻には、石積擁壁が敷設されているが、令和4年1月、擁壁が崩落したことから、現在は大型土のうにて仮復旧対応し、令和4年度から「道道札幌環状線法面調査業務」(以下「法面調査業務」という。)にて法面の変状等の経過観察を行うとともに、対策検討を進めてきたところである。 法面の補修及び対策工事については令和5年度・6年度の各年度に工事を発注し、2か年をかけ進める予定としていた。しかしながら、令和5年度の補修工事において2度入札を行ったものの、どちらも不調となったことから、工期等を勘案し令和5年度の工事を断念し、令和6年度に2か年分の工事を合わせて行う方針とした。このことに伴い、法面の変状等の動態観測を継続し、近隣家屋の安全を確認する必要がある。 本業務対象地については、令和4年度より左記事業者が継続して調査を行っており、土質等の地理条件や近隣家屋・住民等の現場状況に精通しているだけでなく、同一の観測機器による継続した測定結果を同じ技術者の知見のもと適切に評価することで、より地域の安全が図られるものと考えられることから、左記事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者である。 つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定のうち「その契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するため、上記業者へ特命することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R5.11.8 | 釧路地区雪堆積場管理業務 | ソリトンほか3社特定共同企業体 | 46,739,000 | R5.10.27 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に滞在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R5.11.8 | 釧路東部地区雪堆積場管理業務 | 札幌建設運送株式会社 | 14,630,000 | R5.10.27 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に滞在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R5.4.26 | 令和5年度麻生まちづくりセンター運営業務 | 麻生まちづくり協議会 | 9,294,000 | R5.3.28 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 市民部地域振興課 011-757-2407 |
| R5.4.26 | 令和5年度新川まちづくりセンター運営業務 | 新川まちづくり協議会 | 9,320,080 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。新川まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「新川まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 北) 市民部地域振興課 011-757-2407 |
| R6.4.10 | 令和6年度新川まちづくりセンター運営業務 | 新川まちづくり協議会 会長 佐久間 五十也 | 9,593,100 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。新川まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「新川まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 北) 市民部地域振興課 011-757-2407 |
| R6.4.10 | 令和6年度麻生まちづくりセンター運営業務 | 麻生まちづくり協議会 会長 大門 隆司 | 9,964,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日付市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 市民部地域振興課 011-757-2407 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|---|-------------------------|-------------|----------|--------------------|--|-----------------------------|
| R5.4.19 | 北区自転車誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 17,577,000 | R5.4.10 | R5.4.12 ~ R5.11.30 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 北) 土木部維持管理課 011-771-4211 |
| R5.11.15 | 上箛路第2地区雪堆積場管理業務 | 共同・丸新特定共同企業体 | 55,000,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 土木部維持管理課 011-771-4211 |
| R5.11.15 | 石狩市緑苑台地区雪堆積場管理業務 | 北創・一二三・丸輝・明和特定共同企業体 | 42,295,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 土木部維持管理課 011-771-4211 |
| R5.11.15 | 拓北第2地区雪堆積場管理業務 | テクノ・共立・マルホン北英・北星特定共同企業体 | 98,483,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 北) 土木部維持管理課 011-771-4211 |
| R6.4.10 | 栄東まちづくりセンター運営業務 | 栄東地区まちづくり未来会議 | 10,537,799 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 栄東まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「栄東地区まちづくり未来会議」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 東) 市民部地域振興課 011-741-2429 |
| R6.4.10 | 元町まちづくりセンター運営業務 | 札幌市東区元町まちづくり連合会 | 10,307,000 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 東) 市民部地域振興課 011-741-2429 |
| R5.5.17 | 東区自転車誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,272,880 | R5.4.6 | R5.4.10 ~ R5.11.30 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 東) 土木部維持管理課 011-781-3521 |
| R5.11.8 | モエレ地区雪堆積場管理業務 | 大同・中大・岩田地崎・板谷特定共同企業体 | 21,010,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 東) 土木部維持管理課 011-781-3521 |
| R5.11.8 | 上箛路地区雪堆積場管理業務 | 丸彦渡辺・丸二森雄 特定共同企業体 | 131,120,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 東) 土木部維持管理課 011-781-3521 |
| R6.4.10 | 白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務 | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 | 3,535,400 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、白石区複合庁舎地下2階「まちづくりイベント広場」(以下「広場」という。))において、利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、広場の管理運営、企画調整、情報発信等を行うコーディネーターを配置するものである。 本業務の実施に当たっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等利活用協議会(以下「協議会」という。))での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。 当該法人は、児童会館及び、各年齢層が利用する様々な施設の運営を受託しており、協議会が求める各年齢層を横断した連携を図る上で最も適した団体である。また、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地で運営し、地域に密着して若者の活動を支援してきた実績があり、これまでに築いたネットワークを生かし、協議会が掲げる様々な多世代交流を効率的に実現することが可能である。 さらに、当課の隣接地に立地していることから、日々密接かつ迅速な連携を実現している。また、委託当初からこれまでの間、特段の問題を発生させていない。 以上ことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約といたした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 白) 市民部地域振興課 011-861-2422 |
| R5.7.19 | 白石区自転車誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 14,000,041 | R5.4.6 | R5.4.10 ~ R5.11.22 | 臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 白) 土木部維持管理課 011-864-8125 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|-------------------------------|------------|----------|--------------------|--|-----------------------------|
| R5.7.19 | 白石駅自由通路・柏山路線人道橋窓ガラス等清掃業務 | 北海道クリーン・システム株式会社 | 2,726,900 | R5.7.3 | R5.7.3 ~ R5.11.30 | 白石駅自由通路及び柏山路線人道橋は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当施設の通路となる窓ガラス清掃については、JR線路上での作業となることからJR北海道の許可を取ったうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。さらに作業上の不備によっては列車運行に重大な影響を与えおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することから、不可欠であり左記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況であることから左記業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 白) 土木部維持管理課 011-864-8125 |
| R6.3.6 | 柏山路線人道橋清掃業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 2,849,520 | R6.2.27 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 白) 土木部維持管理課 011-864-8125 |
| R5.11.1 | 厚別区役所等駐車場整理業務(追加分) | 株式会社テックサブライ | 3,821,525 | R5.10.13 | R5.10.16 ~ R6.3.31 | 現在、左記事業者は「厚別区役所等駐車場整理業務」を受託・履行しているが、当該業務は、既存契約における業務時間内の増員もしくは業務時間に連続して実施するものであるほか、一時移転を行う厚別区民センター駐車場と厚別区役所駐車場は出入口が近接していることもあり、駐車場整理にあたっては綿密な連携が必要となることから、人員の配置及び管理責任等の観点から、同社が受託・履行することが合理的であるほか、安全かつ円滑な業務遂行を確保するためには、本施設での駐車場整理に関する知識及び経験が不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 厚) 市民部総務企画課 011-895-2419 |
| R5.11.8 | もみじ台南地区雪堆積場管理業務 | ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体 | 39,380,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 厚) 土木部維持管理課 011-897-3800 |
| R5.11.8 | もみじ台南地区雪堆積場管理業務 | ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体 | 39,380,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 厚) 土木部維持管理課 011-897-3800 |
| R5.11.8 | 大曲地区雪堆積場管理業務 | 開発運輸・日本国土・拓友道路・里塚総業・坂井特定共同企業体 | 71,500,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 厚) 土木部維持管理課 011-897-3800 |
| R6.4.3 | 豊平区役所等一般廃棄物収集運搬業務 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 | 1,406,132 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 事業系一般廃棄物、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者へ収集を依頼する必要があるが、本市における収集運搬許可業者は当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 市民部総務企画課 011-822-2405 |
| R5.8.30 | 豊平区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,678,240 | R5.4.11 | R5.4.17 ~ R5.11.1 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5.11.15 | 真駒内第2地区雪堆積場管理業務 | 宮浦ほか4社特定共同企業体 | 12,760,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5.11.15 | 西園第2地区雪堆積場管理業務 | 杉原・北央道路特定共同企業体 | 21,725,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5.11.15 | 真栄ハイテクヒル地区雪堆積場管理業務 | 新立大一・スミセキ特定共同企業体 | 22,165,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5.11.15 | 澄川南地区雪堆積場管理業務 | 水谷・藤井・大伸・内村・ネオアジア特定共同企業体 | 79,530,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.8.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5.12.6 | 札幌ドーム関連道路施設等維持除雪業務 | 株式会社札幌ドーム | 3,300,000 | R5.11.29 | R5.12.1 ~ R6.3.31 | 本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い、現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|--|---------------------------|------------|------------|------------------------|---|-----------------------------|
| R6. 4. 3 | 真駒内線路線(中の島1条3丁目)擁壁変状観測業務 | 株式会社エーティック | 6,314,000 | R6. 3. 26 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、主要市道真駒内線路線(中の島1条3丁目)に位置する擁壁の変状の進行性をリアルタイム観測により把握し、今後の対応を検討するために必要な基礎資料の取得及び安全管理を目的に令和5年度から調査を行っており、四季を通じた変状の進行性を把握するため引き続き実施するものである。 上記選定事業者はリアルタイム観測を実施するにあたり、令和5年度業務の仕様に基づき本業務用に特化したソフトウェアを独自の技術により開発しており、動作確認及び異常時の解析等、稼働中のシステムを安定的に運用することが可能な唯一の事業者であることから特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R6. 4. 3 | 札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務 | 株式会社札幌ドーム | 7,282,000 | R6. 3. 29 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、札幌ドーム歩道橋、札幌ドーム前広場等の清掃及び、その付帯施設である監視カメラや警報装置・エレベーター等の保守点検を行う業務である。 これらは、札幌ドーム運営(イベント)との連携の必要性が高いことから、イベント等との効率的な連携を図ることができ、緊急時に迅速な対応ができる事業者者に委託する必要がある。これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条に、維持管理については株式会社札幌ドームに委託するものとされていることから、選定事業者としたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R5. 11. 8 | 真栄美蓉地区雪堆積場管理業務 | テクノ・勝栄・日本マーケティング特定共同企業体 | 27,401,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R5. 11. 8 | 白旗山第3地区雪堆積場管理業務 | ノース・共創特定共同企業体 | 14,300,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R5. 11. 8 | 有明地区雪堆積場管理業務 | 杉原・東陽特定共同企業体 | 16,830,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R5. 11. 8 | 有明第2地区雪堆積場管理業務 | 新立大一・山王・北土・公清特定共同企業体 | 54,450,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R5. 11. 8 | 白旗山第2地区雪堆積場管理業務 | 真栄・松平・南香園・日本緑化工・横山特定共同企業体 | 26,400,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 7. 31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R5. 11. 8 | 白旗山地区雪堆積場管理業務 | 丸エム南・新太平洋・ST特定共同企業体 | 24,200,000 | R5. 10. 31 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 清) 土木部維持管理課 011-888-2800 |
| R6. 4. 3 | みすまい児童会館清掃業務 | 廉舞会館運営委員会 | 937,200 | R6. 3. 28 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 廉舞会館運営委員会は、みすまい児童会館に併設する廉舞会館の運営業務を担うために地域住民により組織された団体であり、廉舞会館の清掃業務も常駐で行っている。 当該事業者は、令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていないが、当該事業者が本業務を委託することで、突発的な清掃作業にも速やかに対応できるほか、廉舞会館と一体的な清掃作業が可能となり、効率的かつ円滑な履行により、経費の節減が確保できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 南) 市民部総務企画課 011-582-4705 |
| R5. 4. 19 | 南区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 4,124,519 | R5. 4. 6 | R5. 4. 10 ~ R5. 11. 17 | 臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため左記事業者に特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 南) 土木部維持管理課 011-581-3811 |
| R5. 4. 19 | 西区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 8,568,180 | R5. 4. 10 | R5. 4. 11 ~ R5. 11. 21 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R5. 11. 8 | 平和地区雪堆積場管理業務 | 株式会社坂ノ下興業 | 15,763,000 | R5. 10. 30 | R5. 11. 1 ~ R6. 6. 30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用して、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|-------------------------------------|-------------------------|-------------|----------|-------------------|---|-----------------------------|
| R5.11.8 | 平和第2地区雪堆積場管理業務 | 株式会社坂ノ下興業 | 20,130,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R5.11.8 | 前田第2地区雪堆積場管理業務 | 八甲・丸源三上・マルコー特定共同企業体 | 14,740,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R5.11.8 | 福井地区雪堆積場管理業務 | 北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体 | 23,650,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R5.11.8 | 西野平和地区雪堆積場管理業務 | 花井・勇・朝倉・花井土木開発特定共同企業体 | 27,830,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R5.7.26 | 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 | J X金属苦小牧ケミカル株式会社 | 2,279,200 | R5.7.20 | R5.7.20 ~ R6.3.31 | 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の4の第1項 【具体的事由】 本業務は、低濃度PCB廃棄物の処理を行う業務であるが、処理については、確実かつ適正な処理を行わなければならない。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理施設は、環境大臣認定を受ける必要がある。道内には2者の認定業者があるが、そのうち北海道電力ネットワーク株式会社は外部からの処理委託を受け付けておらず、事実上J X金属苦小牧ケミカル株式会社で道内において唯一の低濃度PCB廃棄物処理業者であることから、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 市民部総務企画課 011-681-2425 |
| R5.4.19 | 手稲区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 6,473,519 | R5.4.3 | R5.4.4 ~ R5.11.30 | 臨時かつ短期間な就業はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R6.2.28 | 手稲駅自由通路で使用する電力 | 北海道電力株式会社 | 120,620,249 | R5.5.26 | R5.6.1 ~ R6.9.30 | 一般競争入札参加者不在により不調となったことにより、契約の相手方が北海道電力株式会社1者に特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R5.11.8 | 前田第3地区雪堆積場管理業務 | スペース・勇・日本庭園特定共同企業体 | 29,480,000 | R5.10.30 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R5.11.8 | 前田地区雪堆積場管理業務 | 丸源三上・八甲・西岡昭特定共同企業体 | 32,670,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.7.31 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R5.11.8 | 手稲山口地区雪堆積場管理業務 | 大泉組・大八拓殖工業特定共同企業体 | 52,250,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R5.11.8 | 山口東地区雪堆積場管理業務 | 大八拓殖・東海建設・寿特定共同企業体 | 11,715,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R5.11.8 | 前田第5地区雪堆積場管理業務 | 全幸・大東・ライフユーズ・田中組特定共同企業体 | 24,860,000 | R5.10.31 | R5.11.1 ~ R6.6.30 | 札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|----------|--|----------------------|-------------|----------|--------------------|--|------------------------------|
| R5.11.15 | 札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 350,900,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成、セキュリティ対策及びアカウント管理等の、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、学校用ネットワークの状況の把握等に膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 教)生涯学習部総務課 011-211-3826 |
| R5.11.15 | 学校用無線LAN環境保守運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 47,414,400 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下でタブレット端末を活用することを可能としている。 本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 教)生涯学習部総務課 011-211-3826 |
| R5.11.15 | 札幌市学校用ネットワーク回線調達業務 | 東日本電信電話株式会社 | 186,307,000 | R5.4.1 | R5.4.1 ~ R6.3.31 | 各市立学校及び幼稚園等の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。 本業務によって調達する回線は、閉域網内で構成することに加え、各校に設置された既存のIP電話を継続的に利用できる必要があり、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 教)生涯学習部総務課 011-211-3826 |
| R6.4.3 | 札幌市校務支援システムサービス改修業務(統合型ID管理システム対応) | 株式会社HBA | 15,730,000 | R5.12.13 | R5.12.13 ~ R6.2.29 | 本業務を行うにあたっては、現行の校務支援システム固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、現行の校務支援システムの状況の把握等に膨大な時間と費用を要することから、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、現行システムの導入を行った当該業者をおいて他にはなく地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教)生涯学習部総務課 011-211-3826 |
| R6.3.21 | 学校施設利用管理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 5,658 | R6.3.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務は、学校休業日に1回4時間程度の軽作業を行うものであり、随時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に大して、公益社団法人札幌市シルバー人材センターを契約することにより、就業の機会を提供し、その雇用の安定に寄与することができるため、 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教)生涯学習部学校施設課 011-211-3831 |
| R5.5.17 | 市立札幌開成中等教育学校無線LAN環境及びファイアウォール保守業務 | 株式会社NTT東日本一北海道 | 5,434,000 | R5.4.3 | R5.4.3 ~ R6.3.31 | 本業務は、市立札幌開成中等教育学校(以下「中等教育学校」)の教育用ネットワークに構築した無線LAN環境の保守を行うものである。 この業務目的を達成するために必要な要件として、設備・機器の設定変更等を行う必要があるため、これまでの中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることが挙げられる。 さらに、契約の相手方には、学校におけるICT環境構築に携わった経験があり、中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることに加え、今後の生徒数の増加や教育内容の変化に対応したネットワーク環境の構築と維持管理について、臨機応変かつ即時に対応できる知識、技術及び人員体制を有していることが必要である。 これら全ての条件を満たす者は、中等教育学校の弱電工事施行者で、これまでの中等教育学校のネットワーク環境を熟知し、他の市立学校におけるICT環境構築や運用保守等に豊富な経験・知識を有する、上記相手方のほかに存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教)学校教育部教育推進課 011-211-3851 |
| R5.8.2 | 「令和5年度進路探究学習オリエンタリング事業」に係る運営業務 | 北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部 | 9,999,000 | R5.6.8 | R5.6.8 ~ R6.2.22 | ア 本事業は、最大1,700名の生徒を対象とすることから、生徒の多様な体験希望及び一か所当たりの受入体制を考慮すると、職業体験先と調整の上85講座以上を準備する必要がある。また、準備した講座の生徒用パンフレットを作成した上で、希望参加生徒の調整をするものである。 イ 札幌を中心とする石狩管内の専修学校で組織されている北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部は、平成25年度から本事業の業務委託を受け、幅広い職種と指導に必要な人員を、実施期間中に揃えられる団体である。実施後のアンケート調査の分析からも、900人以上の生徒が、自分の興味、関心に応じて様々な分野の職業体験を行い、教育的な視点のもとに進路探究学習のねらいを達成し、個々の発達段階を踏まえたキャリア教育を実施することができていることが分かる。また、北海道でも平成21年度から道内の中学生を対象とした職業体験を、専修学校を活用して行う「次世代人材職業体験推進事業」を同連合会に業務委託しており、同連合会は、職場体験に係る生徒の希望の集約、専修学校や各種学校への連絡・調整などの事務手続に関してもノウハウをもちいている。 ウ 左記連合会札幌支部以外にも民間企業等の活用も考えられることから、平成25年度の当初委託検討時に、企画等を手掛ける企業に打診したが、いずれも「対象人数が多い割に準備や実施期間が短い中で職業体験先を調整準備するのは困難」との回答であり、現時点においても対応可能な民間企業等はないものと考えられる。 エ 以上のことから、同連合会札幌支部に業務委託し、その加盟校において職業体験を実施することが適当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教)学校教育部教育推進課 011-211-3851 |
| R6.4.17 | 就学援助システム運用保守業務 | 株式会社アイティフォー | 1,848,000 | R6.3.6 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム(以下、「本システム」という。)のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構築、データベース方式・機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教)学校教育部教育推進課 011-211-3851 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|---------------------|------------|----------|---------------------|--|-------------------------------|
| R6.3.27 | 札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務(単価契約) | 札幌市職員共済組合 | 6,938,467 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設のうえ任命権者としての職員等の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。 本件業務について、競争入札に付することは、以下1から3の理由から適しておらず、特定随意契約とすることとし、札幌市職員共済組合のみを参加者として選定する。 1 健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。 2 健診結果データの総年管理による効果的な事後指導・健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを総年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。 3 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。また、札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析し、効果的・効率的な保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な予防・健康づくりが期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 学校教育部教職員課 011-211-3855 |
| R6.4.3 | 札幌市立学校教職員等健康診断業務 | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 51,527,069 | R6.3.26 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 札幌市立学校で勤務する教職員等の健康診断業務は、対象者が9,000名程度、多岐に渡る健診区分及び検査項目があり、本件業務の履行にあたっては、年間を通じて受け入れ可能な施設の提供、充分な人数の医師や保健師等の配置、受診者の実情に応じて予約変更等の希望にも柔軟に対応できる専用の予約システムの使用といった実施体制の構築が必要である。 札幌市内において、求められる条件を満たすことができる者として、札幌市職員共済組合と北海道結核予防会が存在するが、札幌市職員共済組合は、教職員以外の本市職員の健康診断を実施しており、新たに多数の教職員の健康診断を受け入れる体制にはない。 以上の理由により、受け入れ可能な施設は北海道結核予防会のみとなることから、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 学校教育部教職員課 011-211-3853 |
| R6.4.3 | 教職員定期健康診断血液検査業務(互助会加入者) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 30,962,580 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該法人は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、当該業務の実施に協力が必要となる医療従事者及び関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実に効率的に実施できる。 また、本市において、医学的知見に基づき、検診実施機関としての適格性を審査することは極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 この他、当該法人は、これまで、当該業務を誠実に円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上の理由により、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 学校教育部教職員課 011-211-3855 |
| R5.6.7 | 中央図書館で使用する電力(単価契約) | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 2,157,906 | R5.5.22 | R5.6.1 ~ R5.6.30 | 一般競争入札を行ったが、入札参加者がおらず不調となったため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されることとして、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R5.7.12 | 座席予約システム構築業務 | 株式会社タック・ポート | 5,676,000 | R5.6.30 | R5.6.30 ~ R5.10.31 | 本業務は「座席予約システム構築業務(契約期間:平成30年2月6日~平成30年10月31日)」において当該事業者が開発したパッケージを本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものを、システム老朽化のため現在のサーバ環境からクラウド環境へ再構築を行う契約である。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者において、本システムの構築業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R5.7.26 | 札幌市図書館システム改修業務 | NECソリューションイノベータ株式会社 | 2,178,000 | R5.7.14 | R5.7.14 ~ R5.10.31 | 本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。 当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者を以てはかないない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R5.8.2 | 令和5年度札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務 | 丸善雄松堂株式会社 | 2,497,000 | R5.7.27 | R5.7.27 ~ R6.1.31 | 本業務は、「令和4年度札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務(契約期間:令和4年10月12日~令和5年3月31日)」において実施した市民アンケートや地区図書館における訪問調査の内容をふまえ、さらに地区図書館についてより詳細な調査研究を行い、地区図書館の将来像についての提案や今後の課題について洗い出しを行うものである。本業務と既調達業務は極めて密接な連続性を有しており、仮に他の事業者へ委託した場合、履行期間内に既調達業務で実施した調査研究の全容を把握し、本業務を実施することは難しく、当該業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R5.11.1 | 電子書籍(TDLSコンテンツ) | 株式会社図書館流通センター | 3,224,640 | R5.10.25 | R5.10.25 ~ R5.11.17 | 現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は1者に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.1.10 | 「(仮称)こども本の森」基本方針策定支援業務 | 株式会社図書館総合研究所 | 3,010,920 | R5.12.22 | R5.12.22 ~ R6.3.29 | 本業務は、「(仮称)こども本の森」の基本的な方向性や目指す姿を示したコンセプト案や、施設の運営の特色や体制などの運営方針について検討し、施設の基本方針の策定を支援することを求めるものである。 そのため一連の業務工程には、図書施設の調査研究・分析・企画提案などに係る専門的な知識や高度なノウハウ等が必要であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を選定することが適当である。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価した結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、契約候補者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|----------------------------|------------|---------|-------------------|---|-------------------------------|
| R6.1.31 | 新刊書誌データ | 株式会社図書館流通センター | 4,444,000 | R6.1.22 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市図書館の運営において、膨大な蔵書に対し様々な角度から目的の本を検索することが可能となる高度な検索性を維持しつつ、年間約8万件に及ぶ新刊情報を追加、活用していくには、多項目にわたる書誌情報を登録し、全国の多数の公共図書館で導入実績がある「TRC MARC」の新刊書誌データをこれまでに同様に使用継続することが不可欠である。 また、本市図書館システムが同書誌データの使用を基に構築しており、同書誌データ以外のものを使用すると大幅な改修が必要になる。 これらのことから、当業務を供給できる者は開発、販売している選定事業者1者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.1.31 | 令和6年度札幌市図書館システム運用・保守業務 | NECソリューションイノベータ株式会社 | 37,144,800 | R6.1.22 | R6.4.1 ~ R6.12.31 | 本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。 当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者を置いてほかにない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 中央図書館等自動扉開閉装置保守点検業務 | フルテック株式会社 | 1,029,600 | R6.2.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務対象の自動扉開閉装置はフルテック(株)製であり、設備保守点検業務を履行するにあたっては、メーカー独自の装置の構造や機器独自の運転制御プログラムに熟知していなければならない。 また、保守点検時の消耗部品や駆動装置等の交換時期の把握や、トラブル発生時には施設利用者への事故防止から、迅速な原因究明及び交換部品の確保等の緊急対応が求められることから、本業務を履行できる本市登録業者は、左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 中央図書館無停電電源装置保守点検業務 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 | 935,000 | R6.2.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 中央図書館の無停電電源装置は、施設維持機器やシステム用ネットワーク機器及びサーバ機へ電源供給するための非常に重要な設備であり、本業務は当該装置の安定稼働を目的とし、設備点検、故障発生時の緊急対応、本装置に関する技術的な支援・助言を行うものである。 左記業者は、同装置の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として三菱電機(株)製の無停電電源装置の保守・修理・整備を一任されており、同装置に対する専門的知識、技術を有し、部品交換時期の把握、迅速な異常の把握、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備えている。 また、保守点検は電源変換装置とバッテリーを一体として扱う必要があり、無停電電源装置システムを提供するメーカーと提携関係にある業者が行うべきものである。 よって、同装置の運転の信頼性確保及び安全管理の観点から、左記業者が本業務を安全確実に実施できる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 西岡図書館・児童会館清掃業務 | 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 | 10,311,738 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 就労を希望するひとり親家庭の母等に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 山の手図書館清掃業務 | 社会福祉法人札幌会 | 8,470,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 元町図書館清掃及び除雪業務 | 社会福祉法人札幌会 | 9,350,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 新琴似図書館清掃及び除雪業務 | 社会福祉法人札幌会 | 8,580,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 滝川図書館清掃及び除雪業務 | 社会福祉法人札幌会 | 9,075,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 曙図書館清掃及び除雪業務 | 特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友会舎 | 9,570,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 東札幌図書館清掃及び除雪業務 | 社会福祉法人札幌会 | 8,745,000 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 中央図書館エレベーター設備保守点検業務 | 株式会社日立ビルシステム | 1,993,200 | R6.3.5 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本業務を履行するにあたっては、専門技術者がエレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠である。この作業において、他の業者では、メーカーである株式会社日立製作所が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、また、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、エレベーターの信頼性確保、安全管理の観点から、業務を実施できる本市登録業者は、製造メーカーと提携関係にある保守管理専門の左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |
| R6.3.21 | 図書・情報館商用データベース(CD-Eyes50) | 株式会社東京商工リサーチ | 1,320,000 | R6.2.14 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該データベースは、別紙申立書のとおり、販売代理店には委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約・請求業務等を行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中図、利用サービス課 011-208-1113 |
| R6.5.15 | 電子書籍(TRC・IDLSコンテンツ) | 株式会社図書館流通センター | 2,356,872 | R6.3.4 | R6.3.11 ~ R6.3.29 | 現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中図、利用サービス課 011-512-7320 |
| R6.4.24 | 令和6年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務 | 日興美装工業株式会社 | 1,590,600 | R6.3.31 | R6.4.1 ~ R6.4.1 | もみじ台図書コーナーが設置されているもみじ台管理センターは、平成24年に(一財)札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市(財産:まちづくり政策局都市計画部、運営調整:市民文化局地域振興部)が所有しながら、管理運営団体に貸付を行うことで運営を行っている。 図書コーナーについても、管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体への受託業務となっている。 このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となった当該団体を相手方として随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中図、利用サービス課 011-512-7320 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|---------------|------------|----------|-------------------|---|--------------------------|
| R5.9.13 | システム標準化Fit&Gap分析業務(選挙人名簿管理) | 株式会社日立製作所 | 22,524,700 | R5.6.12 | R5.6.12 ~ R5.9.8 | 本業務は、当該が所管する選挙人情報管理システムについて、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、標準仕様とのFit&Gap分析を行うものである。 「自治体情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要があるため、本業務の受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知していることが必要となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは極めて困難である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 選) 選挙課 011-211-3247 |
| R5.9.13 | 選挙人情報管理システム端末増設業務 | 株式会社日立製作所 | 1,140,700 | R5.8.31 | R5.8.31 ~ R5.9.29 | 本業務は、選挙人情報管理システムのクライアント端末を増設するために必要となるサーバ及び端末の設定作業を行う業務であり、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知していることが要件となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であるとともに、これまでの選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を一貫して受託するなど、システム全体を十分に熟知しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは極めて困難であることから、選挙人情報管理システムの開発業者である当該事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 選) 選挙課 011-211-3247 |
| R6.1.10 | 配信サーバ更改に伴う環境構築作業 | 株式会社日立製作所 | 3,498,000 | R5.12.21 | R6.1.9 ~ R6.3.29 | 本業務は、Windows修正プログラムやウイルス対策ソフトのパターンファイル等の配信先である選挙人情報管理システムの構成・仕様及び運用環境等について熟知するとともに、選挙人情報管理システムの稼働に支障が出ないよう配慮しながら業務を進めることが必要となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であるとともに、これまでの選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を一貫して受託するなど、システム全体を十分に熟知しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは極めて困難であることから、選挙人情報管理システムの開発業者である当該事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 選) 選挙課 011-211-3247 |
| R6.1.31 | 選挙啓発素材制作等業務 | 株式会社東急エージェンシー | 2,970,000 | R6.1.17 | R6.1.17 ~ R6.3.29 | 選挙啓発素材制作等業務の企画競争を実施し、契約候補者の決定を受けたものを選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 選) 選挙課 011-211-3247 |
| R5.5.10 | 里塚斎場耐火車両収運搬処理業務(単価契約) | 大丸株式会社 | 13,090,000 | R5.4.27 | R5.4.27 ~ R5.5.7 | 令和5年4月9日に実施された札幌市議会議員選挙により、会派構成及び各会派の所属議員数に変動が生じることから、市役所16・17階にある議員控室のレイアウト変更を行う必要があるが、レイアウトは改選後の会派間協議により決定されるため、4月中旬以降でなければ確定せず、業務発注は最速でも4月下旬となる。また、任期開始時から支障なく議会活動を遂行できるよう、令和5年5月8日までは、レイアウト変更を終える必要があり、業務発注から工事竣工までの期間が極めて短期間の業務である。 当該選定業者は改選に伴うレイアウト変更業務を22期~25期まで受託しているため、内部の構造を認識しており、短期間での工事が可能である。また、市役所におけるレイアウト変更業務の受託実績が、過去3年間で19件ありノウハウが豊富と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 議) 総務課 011-211-3162 |
| R5.8.2 | 札幌市議会議員控室レイアウト変更業務 | 大丸株式会社 | 2,200,000 | R5.7.21 | R5.7.21 ~ R5.7.28 | 本業務は、現在の会派構成及び各会派の所属議員数に応じ、市役所17階にある議員控室のレイアウト変更を行う業務であるが、議員控室のレイアウト変更は令和5年7月4日に開催された幹事長会議により決定されたため、レイアウト案の確定は7月中旬以降となり、業務発注は最速でも7月下旬となる。また、支障なく議会活動を遂行できるよう、第2回定例会終了後に速やかに着工し、第3回定例会に係る諸々の準備が開始される前にレイアウト変更を終える必要があることから、業務発注から工事竣工までの期間が極めて短期間の業務である。 当該選定業者は議員控室のレイアウト変更業務を22期~26期まで受託しているため、内部の構造を認識しており、短期間での工事が可能である。また、市役所におけるレイアウト変更業務の受託実績が、過去3年間で19件ありノウハウが豊富と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 議) 総務課 011-211-3162 |
| R6.4.10 | 令和6年度札幌市議会議場制御機器等保守管理業務 | 株式会社アセント | 3,300,000 | R6.3.19 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該事業者は、全国の自治体において、各々の実情に合わせ議場内の音響と映像配信を一体的に操作するシステム、いわゆる「議場システム」の構築を多数行った実績があり、本市においても令和2年度に議場制御機器更新及び大型モニターを設置業務を受託し、その経験や知識に基づく技術により、札幌市独自のシステム構築した豊富な実績を持ち、本業務を遂行するために必要なシステムの内部構造を熟知している唯一の事業者である。 また、当該事業者以外が当該システムに係る保守管理業務を実施する場合、本システムのデータベースの構造や議場システムの解析のほか特性的把握等が必要となり、これには当該システムを一から構築するのと同程度の膨大な時間と費用を要することとなることから、急な故障発生時等の際には、迅速かつ適正な対応が困難となり、議会の円滑な運営に甚大な影響を及ぼすことが明らかである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 議) 議事課 011-211-3166 |
| R6.4.3 | たよれーるDMSライセンス調達及び運用管理・保守業務 | 株式会社大塚商会 | 1,841,092 | R6.3.29 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市議会で購入しているタブレット端末の管理は、端末導入時の一般競争入札により調達した「たよれーるDMS」というMDMを現在使用している。仮に新たに他社のMDMを使用することとした場合、各議員において使用中のタブレット端末を全て回収し、改めて各種設定が必要となるが、その期間は2か月程度かかり、設定期間中はタブレット端末を使用することができなくなるため、議会活動に大きな支障が生じることとなる。したがって、次年度も当該MDMを継続して調達する必要がある。 また、タブレット端末の管理にあたり、当該MDMを活用して本市議会が要望する機能の追加や制限といった各種設定作業等を行っていく必要があるが、当該MDMを利用してこれらの業務を行うことができるのは、本MDMを設計・構築した事業者だけとなる。 以上の状況を踏まえると、左記事業者が本業務を確実に安全に履行できる唯一の事業者であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、上記委託予定業者と随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 議) 政策調査課 011-211-3164 |